



平成28年度年次報告

平成29年4月

電気通信紛争処理委員会

(参考) 電気通信紛争処理委員会の年次報告に関する参照条文

○ 電気通信紛争処理委員会令 (平成13年政令第362号)

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

○ 電気通信紛争処理委員会手続規則 (平成13年総務省令第155号)

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第三条 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あっせん及び仲裁の申請件数
- 二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
- 三 あっせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電気通信紛争処理委員会 (以下「委員会」という。) の事務に関し重要な事項

はじめに

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令（平成 13 年政令第 362 号）第 14 条の規定に基づき、平成 28 年度における電気通信紛争処理委員会の活動状況を総務大臣に報告するものである。

平成 28 年度においては、平成 28 年 12 月 3 日に委員 5 名が第 5 期（平成 25 年 12 月 3 日から平成 28 年 12 月 2 日まで）に引き続き再任され、委員会は第 6 期の活動を開始した。委員会においては、これまでの実績を踏まえ、委員の専門的な知見を活かし、適正かつ迅速な紛争解決に向けて、円滑な紛争処理活動に取り組んで参る所存である。

また、電気通信事業者からの接続協議再開命令の申立てに係る諮問について答申 1 件を行うとともに、あっせん 2 件が処理終了となった。

その他、事業者等相談窓口において、電気通信設備の接続や卸電気通信役務の料金等に関する相談対応を 22 件行った。

さらに、紛争処理等を行う際の基礎資料とするため、関係事業分野の動向把握、事業者間協議の実態調査及び電気通信紛争処理委員会の認知度を向上させるための周知活動にも取り組んだ。

本報告書では、第 I 部に委員会の運営状況を、第 II 部に紛争処理の状況を、第 III 部に委員会のその他の活動状況等を取りまとめている。

平成 29 年 4 月 26 日
電気通信紛争処理委員会

目 次

はじめに

	ページ
第Ⅰ部 委員会の運営状況	1
第1章 委員及び特別委員の任命状況	1
第2章 委員会の開催状況	3
第Ⅱ部 紛争処理の状況	5
第1章 紛争処理の概況	5
第2章 あっせん終了案件の概要	8
第3章 諮問に係る審議・答申の概要	13
第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等	22
第1章 政策担当部局からのヒアリング等	22
第2章 「MVNOの事業者間契約に係る実態等調査」の報告	27
第3章 周知広報、利便性向上のための取組	32
＜資料編＞	
【資料1】電気通信紛争処理委員会の概要	37
【資料2】これまでの紛争処理の概況	40
【資料3】これまでの紛争処理終了案件の一覧	41
【資料4】総務省広報誌（抜粋）	50
【資料5】電気通信に関する動向	51

第 I 部 委員会の運営状況

第 1 章 委員及び特別委員の任命状況

1 委員の任命

電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員 5 名（任期 3 年）をもって組織される（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 145 条及び第 147 条）。

平成 28 年度においては、委員の任期（3 年）が満了したことに伴い、平成 28 年 12 月 3 日に総務大臣より以下の 5 名が任命された（注）。5 名全員が再任である。

また、平成 28 年 12 月 9 日に開催した第 165 回委員会において、委員の互選により中山委員が委員長に、荒川委員が委員長代理に選任され、委員会は第 6 期目の活動を開始した。

【委員】

平成 29 年 3 月 31 日現在

氏名	役職等	任命日
なか やま たか お 中山 隆夫 (委員長)	弁護士 中央大学大学院法務研究科 教授 (元福岡高等裁判所長官)	平成 28 年 12 月 3 日再任 (第 1 期：平成 25 年 12 月 3 日 ～平成 28 年 12 月 2 日)
あら かわ かおる 荒川 薫 (委員長代理)	明治大学総合数理学部教授	平成 28 年 12 月 3 日再任 (第 1 期：平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 2 日) (第 2 期：平成 25 年 12 月 3 日 ～平成 28 年 12 月 2 日)
お の たけ み 小野 武美	東京経済大学経営学部教授	平成 28 年 12 月 3 日再任 (第 1 期：平成 25 年 12 月 3 日 ～平成 28 年 12 月 2 日)
ひら さわ いく こ 平沢 郁子	弁護士	平成 28 年 12 月 3 日再任 (第 1 期：平成 25 年 12 月 3 日 ～平成 28 年 12 月 2 日)
やま もと かず ひこ 山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科 教授	平成 28 年 12 月 3 日再任 (第 1 期：平成 22 年 12 月 3 日 ～平成 25 年 12 月 2 日) (第 2 期：平成 25 年 12 月 3 日 ～平成 28 年 12 月 2 日)

注：本任命は、第 192 回国会において、平成 28 年 10 月 21 日の参議院本会議及び平成 28 年 10 月 25 日の衆議院本会議で同意の議決を得て行われた。

2 特別委員の任命

委員会には、委員のほか、あっせん若しくは仲裁に参加させ、又は特別の事項を調査審議させるため、総務大臣が任命する特別委員（任期2年）を置いている（電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第1条）。

平成29年3月31日現在の特別委員は以下の8名である。

【特別委員】

平成29年3月31日現在（五十音順）

氏名	役職等	任命日
あお やぎ ゆ か 青 柳 由 香	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 准教授	平成27年11月30日新任
あら い こう 荒 井 耕	一橋大学大学院 商学研究科教授	平成27年11月30日再任 (第1期:平成25年11月30日 ~平成27年11月29日)
おお はし ひろし 大 橋 弘	東京大学大学院 経済学研究科教授	平成27年11月30日新任
か どう ねい 加 藤 寧	東北大学大学院 情報科学研究科教授	平成27年11月30日再任 (第1期:平成21年11月30日 ~平成23年11月29日) (第2期:平成23年11月30日 ~平成25年11月29日) (第3期:平成25年11月30日 ~平成27年11月29日)
こづか そういちろう 小塚 荘一郎	学習院大学法学部教授	平成27年11月30日再任 (第1期:平成23年11月30日 ~平成25年11月29日) (第2期:平成25年11月30日 ~平成27年11月29日)
こん どう なつ 近 藤 夏	弁護士	平成27年11月30日再任 (第1期:平成23年11月30日 ~平成25年11月29日) (第2期:平成25年11月30日 ~平成27年11月29日)
や いり いく こ 矢 入 郁 子	上智大学理工学部 情報理工学科准教授	平成27年11月30日新任
わかばやし かず こ 若 林 和 子	公認会計士	平成27年11月30日再任 (第1期:平成23年11月30日 ~平成25年11月29日) (第2期:平成25年11月30日 ~平成27年11月29日)

第2章 委員会の開催状況

平成28年度は、次のとおり13回の委員会を開催した。

会合	日付	議事等
第159回	平成28年 4月20日 ～22日	平成27年度年次報告の決定及び総務大臣に対する報告 ※文書による審議 ^(注)
第160回	平成28年 5月19日 ～23日	あっせん委員の指名について ※文書による審議
第161回	平成28年 6月1日	株式会社ジュピターテレコムのカابلテレビ事業用施設の視察  委員会の模様
第162回	平成28年 6月29日	1 スマートフォンの料金低廉化について 2 あっせん事案について 3 平成27年度における事業者等相談の状況について 4 MVNOの事業者間契約に係る実態等調査の概要について
第163回	平成28年 8月30日	1 一般社団法人電気通信事業者協会について 2 NTT東日本の今後の展望について 3 ドコモの事業概要と取組みについて 4 KDDI事業の今後の展望と事業者間協議の状況について 5 固定通信事業における今後の展望と課題及び事業者間協議の状況等について（ソフトバンク株式会社）

会合	日付	議事等
第164回	平成28年 10月25日	あっせん事案について
第165回	平成28年 12月9日	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の選任及び委員長代理の選任について 2 あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定について 3 日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問について 4 あっせん事案について 5 あっせん申請の受理について  <p style="text-align: center;">委員会の模様</p>
第166回	平成28年 12月14日 ～15日	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問に関する手続について 2 あっせん申請の取扱いについて <p>※文書による審議</p>
第167回	平成28年 12月27日	日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問に関する審議について
第168回	平成29年 1月13日 ～20日	日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問に関する審議について ※文書による審議
第169回	平成29年 1月27日	<ol style="list-style-type: none"> 1 あっせん終了案件について 2 日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問に関する審議について
第170回	平成29年 2月23日	<ol style="list-style-type: none"> 1 MVNOの競争環境に関するルールの最近の見直しについて 2 あっせん終了案件の公表について 3 あっせん案件のケーススタディについて
第171回	平成29年 3月28日	<ol style="list-style-type: none"> 1 あっせん終了案件の公表について 2 平成28年度年次報告案について 3 電気通信紛争処理マニュアルの改訂について

注：「文書による審議」とは、電気通信紛争処理委員会運営規程第2条第2項に基づく審議（招集せずに行う委員会）をいう。

第Ⅱ部 紛争処理の状況

第1章 紛争処理の概況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、ケーブルテレビ事業者等と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第154条から第157条の2まで、電波法第27条の35及び放送法第142条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第160条、放送法第144条）
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第162条）

また、事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する相談や問合せに対応している。

平成28年度に行ったこれらの紛争処理の状況は、次のとおりである。

なお、委員会の機能等については資料編の【資料1】、委員会設置以降これまでの紛争処理の概況については資料編の【資料2】のとおりである。

1 紛争処理件数

平成28年度に委員会が受け付けたあっせんの申請は2件であった。このうち1件は、あっせん委員による意見聴取及び調整を経て、あっせん案の受諾及び両当事者の合意が成立したことにより解決した。残る1件は、相手方からあっせんを受諾しない旨の通知を受けたため、あっせんをしないものとした。

なお、仲裁の申請はなかった。

あっせん・仲裁の処理件数（平成28年度）

あっせん申請	処理終了	処理中
2	2	0
	(解決 1)	
	(合意に至らず取下げ 0)	
	(あっせん打切り 0)	
	(あっせん不実行 1)	

仲裁申請	処理終了	処理中
0	0 (仲裁判断 0)	0

2 審議・答申

平成28年度中、総務大臣からの接続協議再開命令の申立てに係る諮問1件について審議を行い、総務大臣への答申を行った。

事案	諮問	答申
諮問第10号	平成28年12月8日	平成29年1月27日

3 勧告

平成28年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

4 事業者等相談窓口における相談

平成28年度は、事業者等相談窓口において、22件の相談及び問合せを受けた(平成27年度は36件)。相談内容ごとの受付件数及び相談対応結果は、次のとおりである。

相談内容	受付件数
① 卸電気通信役務の提供	11件
② 接続の諾否	1件
③ 土地等の利用	3件
④ その他電気通信に係る契約	3件
⑤ 地上基幹放送の再放送に関する同意	1件
⑥ その他	3件
計	22件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

相談対応結果	件数
① あっせん等の申請があった	2件
② 事業者間の協議等が進捗し解決した	0件

③ 事業者間協議を継続することとなった	10件
④ 事業者の判断により、協議の継続等を行わないこととした	0件
⑤ 手続に関する説明を行った	0件
⑥ その他	10件
計	22件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

第2章 あっせん終了案件の概要

平成28年度に終了処理となったあっせん事案の概要については、以下のとおりである。

なお、委員会設置時からこれまでの紛争処理終了案件の一覧については資料編の【資料3】のとおりである。

1 平成28年4月25日申請（平成28年（争）第1号）（卸電気通信役務の提供に係る契約の締結等）

（1）経過

平成28年	
4月25日	A社から、あっせんの申請。(⇒(2))
26日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
5月23日	あっせん委員（小野委員、大橋特別委員及び近藤特別委員）の指名。
24日	B社から、答弁書の提出。(⇒(3))
6月10日	両当事者から意見の聴取（第1回目）。
9月15日	両当事者から意見の聴取（第2回目）。 あっせん委員から、あっせん案（新たな卸契約の締結）の提示。(⇒(4))
16日	A社が、あっせん案（9月15日提示）の受諾。
23日	B社が、あっせん案（9月15日提示）の受諾。
11月18日	あっせん委員から、A社に対し、あっせん委員の見解等を書面により伝達。
12月28日	A社から、委員会に対し、残る事項（現行契約手数料の差額の補填）についても合意が成立した旨の報告。(⇒(5)) あっせん終了。

（2）申請における主な主張

A社はB社と業務委託や販売促進に係る契約を締結し、B社が提供するサービスの販売協力を行ってきた。A社は契約等に基づく「委託料」のほか、タリフにより定める「業務委託手数料」を得ており、その実質的な手数料率

はサービスを利用するエンドユーザー毎に定められていた。

平成27年1月、B社が提供するサービスの値上げを実施した際に、B社からA社に対し、業務委託手数料の手数料率を全て同率に減額するとの通告があり、A社が協議を求めたにもかかわらず、手数料切り下げの契約条件の変更についての交渉は一切なかった。

その後、契約条件の変更についての交渉が行えない状況が続く中で、B社から、従来の「委託方式」とは別に「再販方式」への契約変更の説明があった。卸・再販売契約の詳細は不明であったが、A社としては「委託方式」よりは「再販方式」の方が効率的と判断し、平成28年1月にB社にその旨を通知した。しかし、提案期日であった平成28年3月1日を過ぎても契約条件の詳細等が示されず、実質的な協議が進展しない状況となり、以下の事項を柱としてあっせんを申請する。

1. 新たな卸契約の締結
2. 現行契約手数料の差額の補填

(3) B社からの答弁書における主な主張

B社はA社と契約見直しの交渉をしており、平成27年3月にA社とは「回収代行契約」として契約を整理すると合意があった。

B社からA社への提案の中で、契約内容相応の手数料率及び当面の手数料率について通知しているが、単なる手数料率の引下げではなく、A社の手数料額が減収となる変更ではない。

平成27年11月、A社から卸・再販売契約の提案について要請があったため、当該契約書(案)を送付している。このように、B社としては交渉は継続しており、一方的な通告や不対応で協議不調が継続していたというものではない。よって、卸・再販売契約は遠からず締結されていたと考えるが、本あっせんにより一層の早期締結に至るものと期待する。

(4) 第2回意見聴取及び提示したあっせん案の概要

A社のあっせんを求める事項である「新たな卸契約の締結」「現行契約手数料の差額の補填」を分けて解決することとし、「新たな卸契約の締結」の解決のために以下のあっせん案を提示した。なお、あっせん案を提示する際、あっせん案のうち顧客等に対する損害賠償責任に関する契約書の条項について言及する部分は、両当事者が現時点で受入れ可能と思われる内容としているものの、必ずしも通例の記載にはなっていないとも考えられるため、B社において別途検討をすることが望ましいということについても

言及した。

また、「現行契約手数料の差額の補填」については、和解金の支払いという形での解決を目指す方向とする旨、両当事者に確認した。

(あっせん案)

- 1 B社は、あっせん手続中の当事者間協議において合意した価格にて、A社に対し、卸電気通信役務の提供を行う。
- 2 (卸提供価格の変更を行う場合の通知期限等に関する内容。)
- 3 (高額利用案件が発生した場合の取扱いについて、個別協議の対象とする条件及び高額利用案件解決までの期限等に関する内容。)
- 4 A社及びB社は、上記2及び3の内容に即した覚書を締結する。
- 5 (卸・再販売契約書(案)の顧客等に対する損害賠償責任条項に関する内容。)

(5) 主な合意事項

A社とB社は、あっせん手続と並行して誠実に協議を重ね、和解金をB社がA社に支払うことに合意した。

2 平成28年12月2日申請(平成28年(争)第2号)(卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し)

(1) 経過

平成28年	
12月 2日	A社から、あっせんの申請(平成28年(争)第2号)。(⇒(2))
2日	委員会から、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「Nコム」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
14日	Nコムからあっせんに応じる考えはない旨の回答。(⇒(3))
15日	委員会から、両当事者に対し、あっせんをしない旨の通知。

(2) 申請における主な主張

A社は、国内外の通信事業者から再販目的で電話サービスを仕入れ、プリペイドカードの形をとって国際電話サービスの提供を開始した。その後、N

コム等の電話サービスをコールセンター事業者など着信課金サービス等の需要家に再販する国内向けの事業も開始した。当該国内向け電話サービスの再販事業に当たって、A社は、Nコムとの間で特約書を締結していたところ、ISDN回線の再販に係る特約書については、A社に不利な内容となっていたため平成27年6月9日付けであっせん申請（平成27年（争）第2号）を行った結果、双方の話し合い等を通じ、同年11月に基本合意に至ったところである。その後詳細を決め、当事者間においてISDN回線に関する特約書を平成28年1月に締結した（今回あっせんを求める足回り回線がIP回線になっているサービスは含まれていなかった。）。

一方、足回り回線がIP回線となっているサービス（以下「IP電話サービス」という。）に関しては、平成27年3月にNコムと特約を締結（以下「IP特約書」という。）した。その後、Nコムからは、IP電話サービスは、これまでA社で利用してきたISDN回線の後継となるサービスであるとの説明があり、A社としては、順次ISDN回線をIP電話サービスに切り替えていくことが必要であるという認識をもった。回線の切換えには、時間と手間を要するので、折を見てA社からエンドユーザーにこのIP電話サービスを説明し、早期の切り替えを要請してきた。

そうした中で、平成28年9月頃、ISDN回線を利用する既存のエンドユーザー回線をIP電話サービスに切換えるための審査を申し込んだところ、IP電話サービスでは約款料金での提供しかできないという回答があった。IP電話サービスを申し込む場合は、事実上再販できない料金で提供するというのは再販事業者が果たしてきた役割を軽視している。

また、あるエンドユーザーのIP電話サービスに係る回線の追加を契機として、他のIP電話サービスのエンドユーザーの利用分も合わせて大幅な値上げを通知された。

本来、既存のエンドユーザーに適用される料金の値上げは、IP特約書によるべきものであるが、本件の値上げはこの条件に合致しない。

A社からNコムに対して積極的に協議を申し入れてきたが、料金見直しの具体的な料金見直しの提案はなく、むしろNコムからは、IP特約書に基づいて現在行っている秒課金という課金体系を見直すことの可能性やあっせん申請を行うことは当事者間の信頼関係に影響を与え、それが特約の解除事由になるといった通知があった。最終的に、NコムからIP特約書に基づき特約の解除の申入れがあったため、以下の内容（概要）にてあっせん申請をするに至った。

- ① I P 特約書が適用される通話料金を変更するときは、特約書中どの条項に該当するのか等を明示して協議を行うこと。また、原則契約の更改を行うこと。契約の更改に当たっては、料金単価を1秒ごとにすること等。
- ② I P 電話サービスの利用を希望する新規エンドユーザーの回線を追加するときは、その卸料金算定にあたっては、これまでに合意してきた I P 特約書の料金水準を基準にした料金で設定すること。
- ③ I S D N 回線利用者の回線を I P 電話サービスに切替える際は、 I S D N 回線の特約書の卸料金と同水準で卸料金を設定すること。

(3) あっせん不実行

Nコムに対し、あっせんの申請があった旨通知したところ、Nコムより「あっせんを受諾しない」旨の回答が委員会にあったため、あっせんをしないこととなった。

【あっせんを受諾しない理由】

- 1 あっせん申請の主たる目的が、Nコムが特約条項に基づき正当に契約終了を申出たものに対し、A社が本制度を利用し、契約の継続を狙った行為であると考えられること。
- 2 あっせん申請のうちあっせんを求める事項の内容が、法令や契約に基づくNコムの正当な権利を、不当に侵害するものであると考えられること。
- 3 あっせん申請のうちあっせんの経緯の内容が、事実と反したものが散見されること。
- 4 これまでにA社との間に生じた数々の事案や状況等を踏まえると、NコムとA社との間で、ビジネスパートナーとしての信頼関係は構築し得ないと考えていること。

第3章 諮問に係る審議・答申の概要

平成28年9月29日申立て（基・電・料金サービス課平成28年9月29日第281号）（電気通信設備の接続に関する協議再開命令）

（1）経過

平成28年	
9月29日	日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）から総務大臣に対し、協議再開命令の申立て。（⇒（2））
9月30日	総務大臣からソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）に対し、意見書の提出の機会を付与。
10月14日	ソフトバンクから総務大臣に意見書を提出。（⇒（3））
10月17日	総務大臣からソフトバンクに対し、意見書の再提出の機会を付与。
10月24日	ソフトバンクから総務大臣に意見書を再提出。
10月26日	総務大臣から日本通信に対し、意見書の提出の機会を付与。
11月 1日	日本通信から総務大臣に意見書を提出。
11月 2日	総務大臣からソフトバンクに対し、意見書の再々提出の機会を付与。
11月 9日	ソフトバンクから総務大臣に意見書を再々提出。
11月24日	ソフトバンクから総務大臣に意見書を再々々提出。
11月30日	ソフトバンクから聴聞。
12月 8日	総務大臣から委員会に諮問。（⇒（4））
12月15日	委員会から日本通信及びソフトバンク並びに総務大臣に対し、書面による意見の聴取等の依頼。
12月21日	総務大臣から委員会に書面による補足説明。
12月22日	日本通信及びソフトバンクから委員会に意見書を提出。
平成29年	
1月27日	委員会から総務大臣に答申。（⇒（5））
1月31日	日本通信から総務大臣に対し、ソフトバンクとの接続協定が合意に至ったとして、協議再開命令の申立ての取下げ。
2月 1日	総務省総合通信基盤局から、日本通信による申立ての取下げの受理及び協議再開命令を行わない旨報道発表。（⇒（6））

(2) 申請における主な主張

ア 申立ての内容

日本通信は、ソフトバンクに対し、日本通信が設置する電気通信設備と特定移動端末設備（ソフトバンクが販売したSIMロックがなされた端末（以下「SIMロック端末」という。）及びSIMロックがなされていない端末の双方を含む。）との間の伝送交換を可能とする、ソフトバンクの電気通信回線設備との接続を申し入れたが、協議が不調なため、総務大臣による協議の再開の命令を申し立てた。

イ 協議不調の理由

日本通信は、平成27年8月7日にソフトバンクに対し接続を申し入れ、数次にわたって協議を行ったが、ソフトバンクからは、SIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続には応じられないと拒否された。

(3) ソフトバンクの主な主張

日本通信からの、電気通信事業法第35条第1項の規定に基づく申立ては、以下の理由により、直ちに却下されるべきである。

ア ソフトバンクは、日本通信が求めている接続には応じており、接続を拒否した事実はない。

イ SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備に該当しない。

電気通信事業法第32条は、MVNOの電気通信設備とソフトバンクの電気通信回線設備を接続すべきことを規定しているものと認識しているが、SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備のいずれにも該当しない。したがって、ソフトバンクがMVNOに提供するSIMカードの種類については同条が規制する対象の範囲外であり、同条に違反する事実は存在しないことから、電気通信設備の接続に関する命令等を規定した電気通信事業法第35条第1項に基づく、協議の開始又は再開事由に該当しない。

(4) 諮問

平成28年12月8日諮問第10号（次のとおり）

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第1項の規定に基づき、日本通信株式会社からソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）に対する電気通信設備の接続に関する協議再開の命令の申立てがあった。

当該接続は同項に規定する協議再開の命令の要件に該当すると認められることから、ソフトバンクに対し電気通信設備の接続に関する協議再開を命ずることとしたい。

よって、同法第160条第1号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

（5）答申

平成29年1月27日電委第4号

答 申 書

平成28年12月8日付け諮問第10号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

ソフトバンク株式会社に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づく電気通信設備の接続に関する協議再開を命ずることは相当である。

別紙

第1 本件の経緯

総務大臣は、平成28年12月8日、当委員会に対し、法第160条の規定に基づき、法第35条第1項の規定による電気通信設備の接続に関する協議再開命令について諮問をした。その経緯及び諮問の概要は次のとおりである。

1 日本通信からの申立て

日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）は、平成27年8月7日、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）に対し、ソフトバンクが設置する電気通信回線設備と日本通信が設置する電気通信設備との接続を申し入れた。日本通信が求めている接続は、日本通信が設置する電気通信設備と特定移動端末設備（ソフトバンクが販売したSIMロックがなされた端末（以下「SIMロック端末」という。）及びSIMロックがなされていない端末の双方を含む。）との間の伝送交換を可能とする、ソフトバンクの電気通信回線設備との接続である。

日本通信は、上記接続についてソフトバンクと数次にわたって協議を行ったが、ソフトバンクからは、SIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続には応じられないとの回答だったため、協議は不調と判断し、平成28年9月29日、総務大臣に対し、法第35条第1項の規定に基づき、ソフトバンクに対する電気通信設備の接続に関する協議再開命令の申立てを行った。

2 ソフトバンクの主張

ソフトバンクは、法第35条第1項の規定に基づく日本通信からの申立ては直ちに却下されるべきであると主張している。その主な理由は以下のとおりである。

- (1) ソフトバンクは、日本通信が求めている接続には応じており、接続を拒否した事実はない
- (2) そもそもSIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備に該当しない

すなわち、法第32条は、MVNOの電気通信設備とソフトバンクの電気通信回線設備を接続すべきことを規定しているものと認識しているが、SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備のいずれにも該当しない。したがって、ソフトバンクがMVNOに提供するSIMカードの種類については同条が規制する対象の範囲外であり、同条に違反する事実は存在しないことから、電気通信設備の接続に関する命令等を規定した法第35条第1項に基づく、協議の開始又は再開事由に該当しない。

3 総務大臣の諮問

総務大臣は、平成28年9月30日、同年10月17日、同年11月2日、同月24日にソフトバンクに対し意見書の提出の機会を付与し、

同年10月26日に日本通信に対し意見書の提出の機会を付与した。それらを踏まえ、総務大臣は同年11月30日にソフトバンクに対する聴聞手続を行った上で、同年12月8日に当委員会に対して諮問を行った。

諮問の概要は、ソフトバンクの電気通信回線設備と日本通信の電気通信設備との接続に関して、ソフトバンクと日本通信の協議は調わなかったと認められ、法第32条第1号若しくは第2号に掲げる場合に該当し又は同条第3号の規定による電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)第23条第1号若しくは第2号の理由があるとは認められないことから、法第35条第1項の規定に基づき、ソフトバンクに対して、接続に関する協定の締結の協議再開を命令することが適当と考えるというものである。

4 委員会の審議

当委員会は、平成28年12月8日、総務大臣からの諮問を受け、同月9日に委員会を開催し、諮問内容について説明を受け、その後書面上において補足説明を求めた。また、当委員会は、当事者である日本通信及びソフトバンクからも事情を聴取することが必要と判断し、両当事者に意見書の提出を求め、両当事者から意見書の提出を受けた。

当委員会は、平成28年12月9日、同月14日、同月27日、平成29年1月13日及び同月27日と5回にわたり委員会を開催して審議を行い、本答申を取りまとめた。

第2 検討

1 日本通信がソフトバンクに対し、接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらずその協議が調わなかったことについて

日本通信は、ソフトバンクに対し、平成27年8月7日にソフトバンクが設置する電気通信回線設備と日本通信が設置する電気通信設備との接続を申し入れており、本件申立てはこの接続に関するものと認められる。

この接続において、日本通信は、SIMロック端末と日本通信の電気通信設備による通信を可能とするSIMカードの提供を求めている。ソフトバンクは、「SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備に該当しない」と主張しているが、総務省はソフトバンクに対する聴聞手続において、「法第32条などにおける接続は、電気通信設備と電気通信回線設備が電氣的に接続され、さらに通信が可能となることをいう」

との見解を示した上、SIMカードは、「一般的に携帯電話などの通信端末に挿入して、移動通信ネットワークでの利用者認証などに用いられる情報が記録された装置であり、通信を行うために必要な設備であると認められる」としている。法の立法目的を考えれば、法第32条にいう接続は、実際に通信が可能となることを求めるものであって、単に電氣的に接続するだけではなく実際に通信が可能とならなければ無意味であるから、総務省の示した「接続」に関する上記見解は相当である。そして、本件申立てにかかる通信が可能となるようにし、接続が成立するためには、上記SIMカードが電気通信設備又は電気通信回線設備であるかどうかにかかわらず、その提供が必須なものなのであるから、日本通信がソフトバンクに当該SIMカードの提供を求める行為は、接続の請求の一環をなすものと認められる。

また、日本通信の申立書やソフトバンクの意見書等によると、一部両者の認識が異なるものの、遅くとも日本通信は平成28年2月24日のソフトバンクとの協議において、SIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続を求め、さらに、同年3月1日にも重ねて同様の接続をソフトバンクに求めているが、ソフトバンクは同月23日から同年7月21日までにかけて、数次にわたってSIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続には応じられない旨回答している。したがって、ソフトバンクは、「日本通信が求めている接続には応じており、接続を拒否した事実はない」と主張しているが、日本通信が求めているSIMロック端末との間の伝送交換を可能とする接続には応じていないことは明らかであって、接続に関する協定の締結にまで至っていないといわざるを得ず、法第35条第1項における「他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は協議が調わなかった場合」に該当するものと認められる。

2 法第35条第1項の協議再開命令について

法第35条第1項は、総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は協議が調わなかった場合で、協定締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、法第32条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき等を除き、当該他の電気通信事業者に対し、協議の開始又は再開を命ずるものと規定している。ソフトバンクは、「日本通信が求めている接続には応じており、接続を拒否した事実はない」、「SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備に該当しない」との理由で、法第35条第1項の規定に基づく日本通信からの申立ては直ちに却下されるべきであ

るとしているが、上記1で検討したとおり、ソフトバンクのこの主張には理由がない。

3 法第32条各号の該当性について

そこで、更に進んで法第32条各号所定の事由の存否について判断すると、同条は、電気通信事業者が他の電気通信事業者の接続請求に応じる義務があることを原則としつつ、例外的にその請求を拒否できる場合として、「電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき」（同条第1号）、「当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき」（同条第2号）、「前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき」（同条第3号）と規定している。

また、法第32条第3号を受けた施行規則第23条においては、「電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること」（同条第1号）、「電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること」（同条第2号）を接続請求を拒否できる正当な理由として規定している。

これら各事由の存否を総務大臣による審査の結果及び両当事者の意見書等（なお、ソフトバンクは、総務大臣に提出した意見書や聴聞において、法第32条各号への該当性について具体的な説明を行っていない。）を踏まえ、それぞれ検討したところ、本件において、法第32条各号該当事由はいずれも認められない。その詳細は以下のとおりである。

(1) 法第32条第1号の該当性（電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき）

MVNOのサービスの利用者がSIMロック端末を用いてMVNOのサービスの提供を受ける形態は、他の電気通信事業者について既に実例があり、それによって電気通信役務の円滑な提供に支障が生じているとは認められず、また、今後それが生ずるような事態も想定されないから、日本通信からの申立てに係る本件接続によって電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

(2) 法第32条第2号の該当性（本件接続がソフトバンクの利益を不当に害するおそれがあるとき）

本件接続により実現する電気通信事業者間の正当な競争によって

ソフトバンクの利益が減じる事態が想定されないとはいえないが、これはソフトバンクの利益を不当に害するものとはいえず、また、その他、同社の利益を不当に害するような事態が本件接続によって生ずるおそれがあるとは認められない。

- (3) 施行規則第23条第1号の該当性（日本通信がその電気通信回線設備の接続に関し負担する金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること）

日本通信がその負担する金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとする特段の理由は認められない。

- (4) 施行規則第23条第2号の該当性（電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること）

ソフトバンクは、平成28年5月18日の日本通信への説明において、L2向けMVNO用SIMカードをSIMロック端末で利用可能とするには、ソフトバンクの既存のサービスの管理・制御の方法を根本的に見直す必要があり、ネットワークの開発等に加えオペレーション等の業務面等の影響があるとしているが、総務大臣及び当委員会に提出した意見書等においては、本件接続のための電気通信回線設備の設置又は改修の困難性について検討しておらず、具体的に回答するものはないとしている。このように、総務大臣及び当委員会から数次にわたって意見を求めたにもかかわらず、ソフトバンクから何ら具体的な説明がない以上、本件接続について技術的又は経済的に著しく困難であるとの特段の事情を認めることはできず、施行規則第23条第2号にも該当しない。

- 4 法第155条第1項の規定による仲裁の申請がなされていないことについて

日本通信及びソフトバンクからは、本件接続の協定の締結に関して、当委員会に対する法第155条第1項による仲裁の申請はなされていない。

第3 結論

当委員会は、以上の理由により、本件接続に関する協議再開を命ずることは相当であると判断する。

(6) 報道発表（総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課）

平成29年2月1日報道資料（抜粋）

日本通信株式会社によるソフトバンク株式会社への電気通信設備の接続に関する協議再開命令申立ての取下げの受理

総務省は、平成29年1月31日、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づく日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）からの電気通信設備の接続に関する協議再開命令の申立てについて、取下げを受理しました。

日本通信による、法第35条第1項に基づくソフトバンク株式会社「以下「ソフトバンク」という。）への電気通信設備の接続に関する協議再開命令の申立て（平成28年9月29日）について、平成29年1月31日、日本通信より、ソフトバンクとの接続協定の合意に至ったとして、当該申立ての取下げがありました。

これにより、法第35条第1項の協議再開命令の前提となる申立てが取り下げられたため、協議再開命令を行わないこととしました。

なお、本件については、総務省においてソフトバンクに協議再開を命ずるとして、手続きを進めており、平成29年1月27日、電気通信紛争処理委員会より、協議再開を命ずることは相当であるとの答申があったものです。

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当部局からのヒアリング等

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、平成28年度には、委員会において次のとおり、政策担当部局及び事業者団体等から関係分野に関する情報収集等を行った。

1 政策担当部局からのヒアリング

(1) 平成28年6月29日 第162回委員会

総合通信基盤局から「スマートフォンの料金低廉化」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

スマートフォンの料金低廉化についての概要

- ・平成27年9月の経済財政諮問会議において、内閣総理大臣から総務大臣に対して携帯電話料金低廉化に関する検討が指示され、同年10月から12月にかけて、総務省において、「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」が開催された。
- ・タスクフォースでは、少ないデータ容量プランの料金が諸外国と比較して高いことや、端末購入に対する割引等により、頻繁に端末を購入する利用者と購入しない利用者との間に不公平が生じていることなどが議論された。
- ・タスクフォースの取りまとめを踏まえ、総務省は「スマートフォンの料金負担の軽減及び端末販売の適正化に関する取組方針」を策定した（平成27年12月18日付）。具体的な施策は以下のとおり。
 - ① スマートフォンの料金負担の軽減
 - ② 端末販売の適正化等
 - ③ MVNOのサービスの多様化を通じた料金競争の促進
- ・スマートフォンの料金負担の軽減については、ライトユーザーや長期利用者等の多様なニーズに対応した料金プランの導入等により、利用者の料金負担の軽減を図るよう、携帯電話各社に要請を行った。
- ・端末販売の適正化については、MNP利用者に対する行き過ぎた端末値引きによる販売を見直すよう事業者等に要請を行うとともに、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」を策定した。なお、正当な理由なく本ガイドラインに沿った取組が行われない場合には、電気通信事業法第29条

第1項第12号に基づく業務改善命令の発動を検討することとしている。

- MVNOのサービスの多様化を通じた料金競争の促進については、HLR/HSS連携機能^(※)を「開放を促進すべき機能」と位置づけ、MVNOと携帯電話事業者間の協議の更なる促進を図ることとされた。

(※) 携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約状況といったネットワーク制御に必要な情報を管理するデータベースをMNOのネットワークと連携する機能。これにより、MVNOによるSIM発行、MVNOによる音声サービスの多様化が可能になるなど、MVNO独自のサービス設計の自由度が高まる。

- 平成28年3月以降、携帯電話各社はライトユーザーの負担を軽減する料金プランを導入しており、当該プランを選択することにより、概ね1人当たり5,000円以下で利用できるようになった。
- また、2年以上利用している長期ユーザーに対し、ポイントの進呈や料金割引といった新たな割引等が平成28年6月以降、携帯電話各社により行われることとなった。

ICTサービス安心・安全研究会 携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォースについて

趣旨

近年のスマートフォンの普及等に伴い、家計支出に占める携帯電話の通信料の負担は年々増大している。本タスクフォースでは、利用者にとって、より低廉で利用しやすい携帯電話の通信料金を実現するための方策を検討する。

検討事項

- (1) 利用者のニーズや利用実態を踏まえた料金体系
- (2) 端末価格からサービス・料金を中心とした競争への転換
- (3) MVNOサービスの低廉化・多様化を通じた競争促進 等

開催実績・スケジュール

平成27年10月19日 第1回会合(現状と課題について意見交換)
10月26日 第2回会合(事業者、消費者団体からのヒアリング)
11月16日 第3回会合(事業者、販売代理店の団体からの非公開ヒアリング)
11月26日 第4回会合(論点整理)
12月16日 第5回会合(取りまとめ)

構成員

主査	新美 育文	明治大学法学部教授	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
主査代理	平野 晋	中央大学総合政策学部教授	舟田 正之	立教大学名誉教授
	相田 仁	東京大学大学院工学系研究科教授	森 亮二	弁護士
	北 俊一	株式会社野村総合研究所 上席コンサルタント		(敬称略、主査・主査代理を除き50音順、全7名)

【出典：第162回委員会資料】

スマートフォンの料金負担の軽減及び端末販売の適正化に関する取組方針(平成27年12月18日)概要

1. スマートフォンの料金負担の軽減

○スマートフォンのライトユーザや端末購入に係る補助を受けない長期利用者等の多様なニーズに対応した料金プランの導入等により、利用者の料金負担を軽減 ⇒ 平成27年12月18日に要請

2. 端末販売の適正化等

○MNP利用者等に対する行き過ぎた端末の値引き販売の見直し ⇒ 平成27年12月18日に要請、平成28年3月25日に「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」を制定

○総務省において、見直し状況の報告を求めるとともに、店頭調査等を行い、必要に応じて更なる措置 ⇒ 平成28年3月28日に「電気通信事業報告規則」を改正、平成28年3月に全国で店頭調査を実施

○通信料金と端末価格の内訳を利用者に分かりやすく説明 ⇒ 平成27年12月18日に要請、平成28年3月29日に「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を改正

○利用者が通信サービスと端末を自由に組み合わせて利用できるよう、SIMロック解除や「2年縛り」の見直しを引き続き推進 等

3. MVNO※1のサービスの多様化を通じた料金競争の促進

○MVNOがより多様なサービスを提供することができるよう、加入者管理機能※2の開放に向けたMVNOと携帯電話事業者との協議を促進 ⇒ 平成28年3月29日に「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を改正

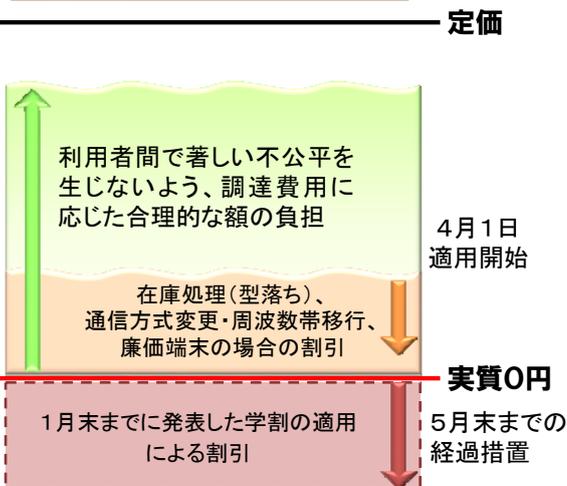
※1 MVNO (Mobile Virtual Network Operator): 電波の割当てを受けた事業者から無線ネットワークを借りて独自のサービスを提供する事業者
 ※2 加入者管理機能: 携帯電話番号、端末の所在地、顧客の契約情報といったネットワーク制御に必要な情報を管理するデータベース

【出典：第162回委員会資料】

「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」概要

- ガイドラインは、スマートフォンの端末購入補助の適正化に関する基本的な考え方を示すもの。
- 外部からの情報提供窓口、店頭での実態調査の実施等を通じたフォローアップ・検証を行い、必要があると認めるときは、電気通信事業法第29条の業務改善命令の発動を検討。
 (2月2日から3月3日まで意見募集、3月25日策定、4月1日から適用)

端末の実質負担のイメージ



端末購入補助の内容

- スマートフォン購入又はMNP※を条件とする ※端末購入を伴わないSIMのみ契約は除く
 - 携帯電話の通信料金割引
 - スマートフォンの購入代金割引
 - キャッシュバック・商品券・ポイント等
- スマートフォンの販売に応じて販売店に支払う金銭(端末販売奨励金)
 - (対象とするもの)
 - ・ 他の物品・役務とのセット割引
 - ・ データ通信量の無料増量
 - (対象外とするもの)
 - ・ 下取りによる割引等(中古市場での一般的な買取価格を著しく超える場合は、超える部分は対象)
 - ・ 一定年齢以上又は以下を条件に、期限の定めがなく継続的に提供される割引等

【出典：第162回委員会資料】

携帯電話各社のライトユーザ向け料金プラン

- 携帯電話各社は、ライトユーザの負担を軽減する料金プランを3月以降導入。
- 当該プランを選択することにより、概ね1人当たり5,000円以下で利用できる。

(月額、税抜)

会社名	NTTドコモ	KDD I (au)	ソフトバンク	(参考: 従来より提供) ワイモバイル
基本料	5分以内の国内通話かけ放題 (1,700円)	5分以内の国内通話かけ放題 (1,700円)	5分以内の国内通話かけ放題 (1,700円)	10分以内300回までの 国内通話込み (2,980円)
ネット 接続料	300円	300円	300円	基本料に含む
データ 通信	家族全員で 5GB/月 (6,500円+500円×子回線数)	1GB/月 (2,900円)	1GB/月 (2,900円)	1GB/月 (基本料に含む)
合計	3人家族の場合 4,500円/人	4,900円	4,900円	2,980円
備考	・3月1日より提供開始 ・端末によっては、端末購入に伴う月額通信料金割引が他のプランと比べ減額される場合がある	・3月23日より提供開始 ・端末購入に伴う月額通信料金割引の適用なし	・4月1日より提供開始 ・端末購入に伴う月額通信料金割引の適用なし	・2014年8月1日より提供 ・端末購入に伴う月額通信料金割引の適用あり

【出典：第162回委員会資料】

携帯電話各社の新たな長期利用者向け割引等

会社名	NTTドコモ	KDD I (au)	ソフトバンク
内容	① 4年以上利用で 月100～2,500円料金割引 ② 2年契約更新で 3,000円分のポイント	① 4年以上利用で ・月40～900円分のポイント ・3ヶ月毎に0.3～2GBデータ増量 ② 2年契約更新で 3,000円分のギフト券	① 2年以上利用で ・月200円料金割引 or ・月500円分のポイント ② 2年契約更新で 3,000円分のポイント
提供開始	平成28年6月1日	・ポイント、ギフト券: 平成28年11月 ・データ増量: 平成28年9月	平成28年秋
備考	・「ずっとドコモ割コース(2年の期間拘束を更新するコース)」を選択した利用者が対象 ・①は料金プラン・利用年数に応じて設定	①は料金プラン・利用年数に応じて設定	2年契約(3年目以降の期間拘束がないコースを含む)に加入している利用者が対象

【出典：第162回委員会資料】

(2) 平成29年2月23日 第170回委員会

総合通信基盤局から「MVNOの競争環境に関するルールの最近の見直し」について説明を受け、意見交換を行った。

2 事業者団体からのヒアリング（平成28年8月30日 第163回委員会）

一般社団法人電気通信事業者協会並びにその会員社である、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社から今後の展望及び事業者間協議の状況等について説明を受け、意見交換を行った。

3 委員会における施設視察（平成28年6月1日 第161回委員会）

株式会社ジュピターテレコムのカابلテレビ事業用施設の現場視察を行うとともに、設備の概要について説明を受け、意見交換を行った。

第2章 「MVNOの事業者間契約に係る実態等調査」の報告

委員会では、紛争処理を行う際の基礎資料とするために、事務局において実施した「MVNOの事業者間契約に係る実態等調査の概要」について、第162回委員会（平成28年6月29日）で報告を受けた。

MVNOの事業者間契約に係る実態等調査

業界的に活性化してきているMVNOについて、MVNOが事業者間でどのような契約実態にあるのか、また、契約について問題点はあるのか等について、ヒアリング調査を実施した結果の説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 目的等

(1) 目的

- ① MVNOの事業者間の契約実態、契約上の問題点や不満を把握することで、今後のあっせん・仲裁の際に、迅速かつ的確に対処できるよう備える。
- ② 電気通信紛争処理委員会の認知度及び利用意向を把握し、今後の認知度及び利用度向上策に資する。

(2) 調査対象

MVNO（仮想移動体通信事業者）

- ・インタビュー（通信事業者、ISP/CATV事業者、流通小売系事業者、情報サービス系事業者、製造業者から各1社、計5社）
- ・アンケート（通信事業者、ISP/CATV事業者等、計27社）

2 MVNOの事業者間の契約実態等

(1) MVNOのサービス提供形態

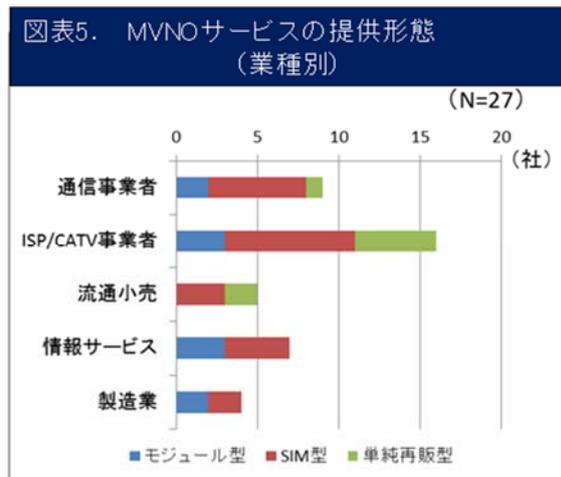
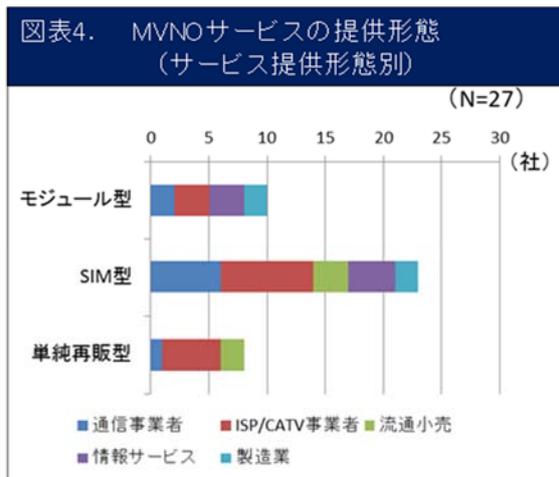
- ・アンケートの回答があった27社中、23社がSIMカード型のサービスを提供している。
- ・提供形態には業種差がある。

(2) MNO・MVNEとの契約企業数

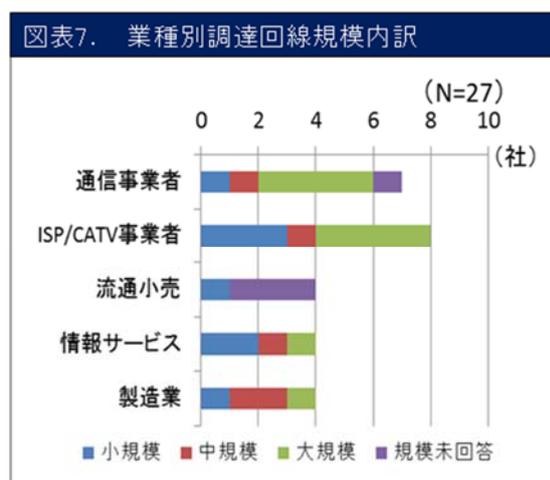
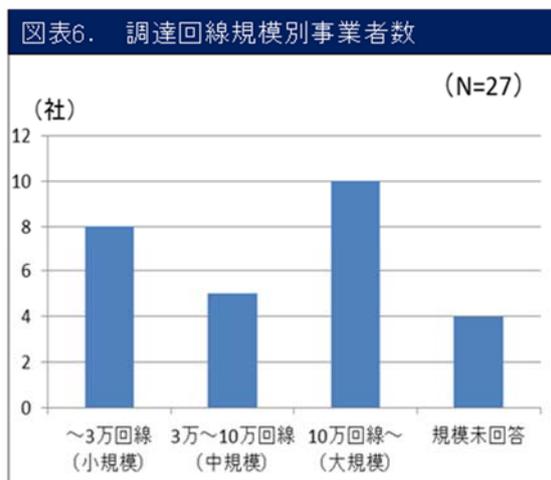
- ・大規模事業者（10万回線以上）は、複数社のMNO^{※1}と契約している割合が高い一方で、小規模事業者（3万回線未満）は、MVNE^{※2}1社と契約している割合が高い。

※1 移動体電気通信事業者

※2 MVNOの事業構築を支援する事業を営む電気通信事業者



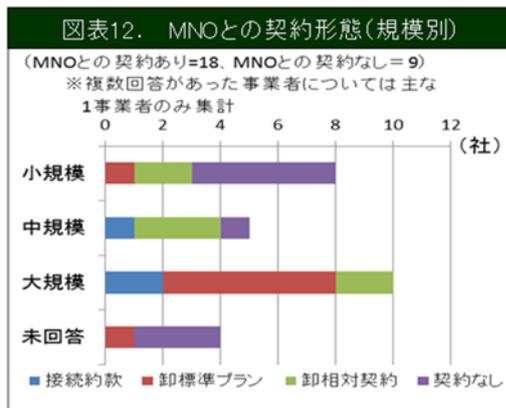
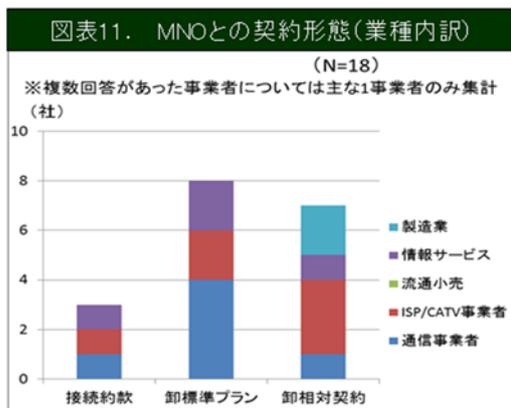
【出典：第162回委員会資料】



【出典：第162回委員会資料】

(3) MNOと契約しているMVNOの契約実態

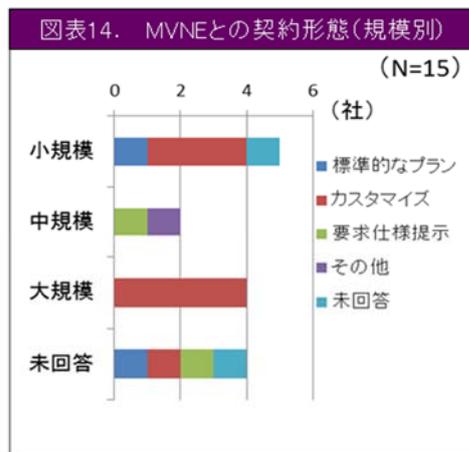
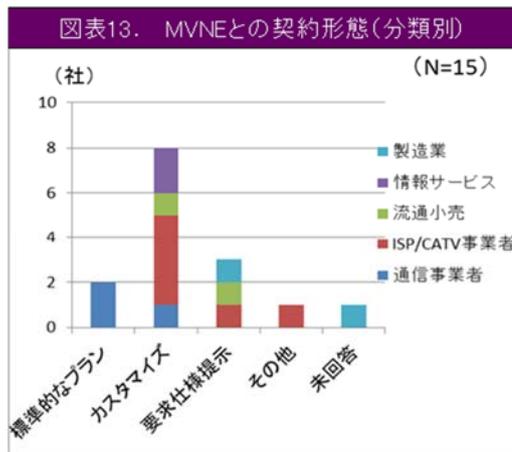
- MNOと契約している事業者の主要なサービスについての契約形態は、「卸電気通信役務・標準プラン」が最多。次いで、「卸電気通信役務・相対契約」で、「接続約款」による契約は少数に留まった。
- 中規模事業者（3万回線以上、10万回線未満）では、「卸電気通信役務・相対契約」が最多。
- 小規模事業者では、卸電気通信役務による契約のみであり、「接続約款」は該当がなかった。
- 大規模事業者であっても、「接続約款」による契約は少なく、半数以上が「卸電気通信役務・標準プラン」を選択していた。



【出典：第162回委員会資料】

(4) MVNEと契約しているMVNOの契約実態

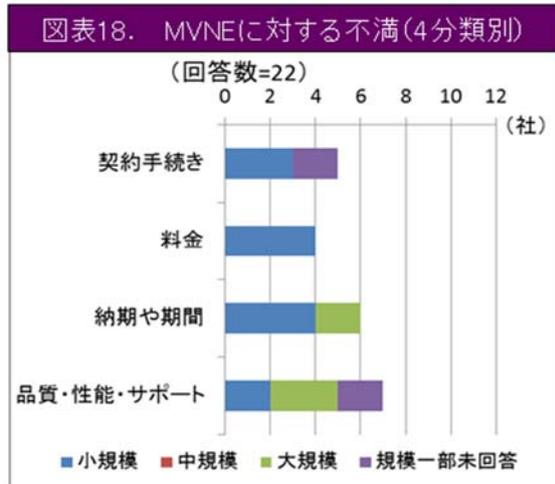
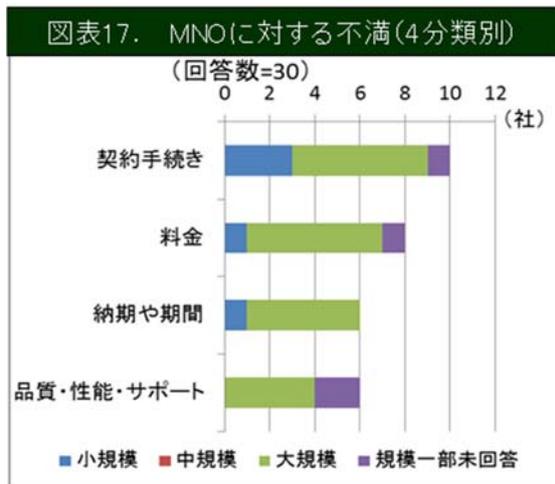
- MVNEと契約している事業者の主要なサービスについての契約形態は、「MVNEから提示された標準的なプランを基にカスタマイズして契約」が最多。次いで、「MVNEに対し要求仕様を提示して契約」。
- 大規模事業者及び小規模事業者いずれにおいても、「MVNEから提示された標準的なプランを基にカスタマイズして契約」が最多であった。



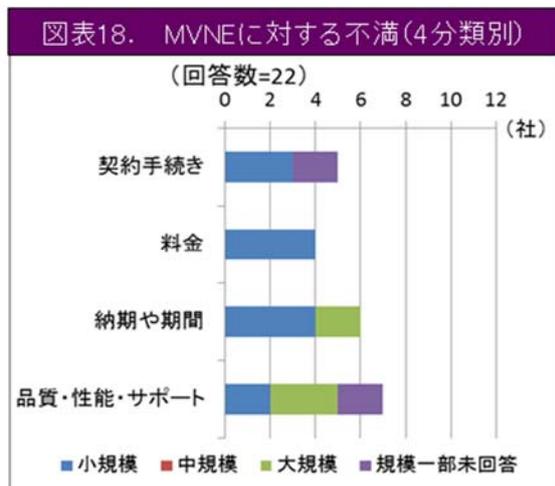
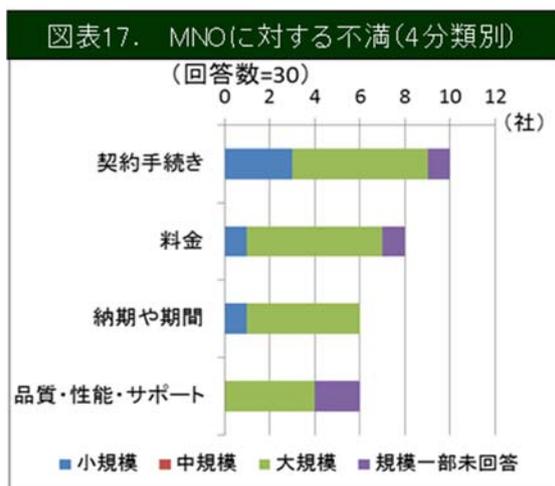
【出典：第162回委員会資料】

(5) 契約交渉における不満の分析

- 対MNO、対MVNEどちらも、半数が「少し不満あり」又は「不満あり」であった。
- 小規模事業者及び大規模事業者では、半数から三分の二が、MNO/MVNEのいずれに対しても「少し不満あり」又は「不満あり」との回答であった。
- MNOに対する不満としては、契約手続きや料金面の不満が相対的に多い。
- MVNEに対する不満としては、品質・性能・サポート、納期や期間の不満がやや多い傾向。



【出典：第162回委員会資料】

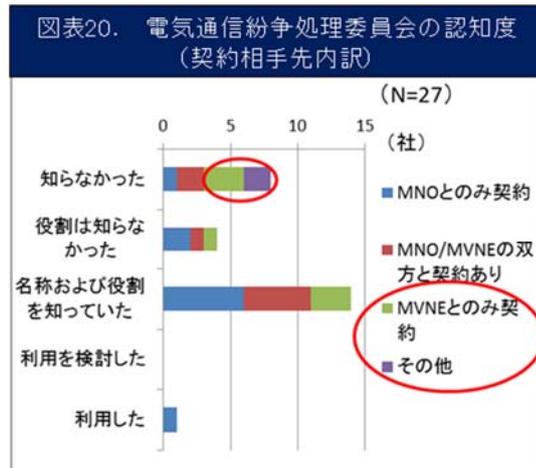
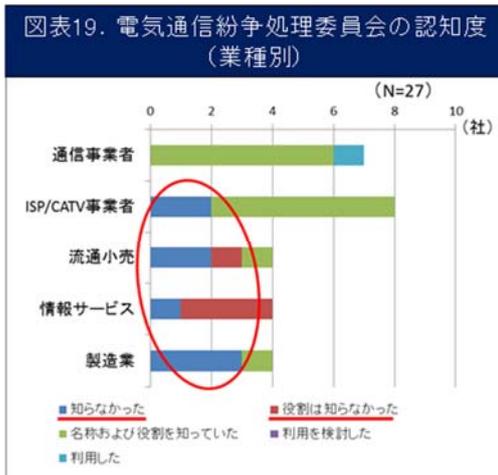


【出典：第162回委員会資料】

3 電気通信紛争処理委員会の認知度

(1) 認知度

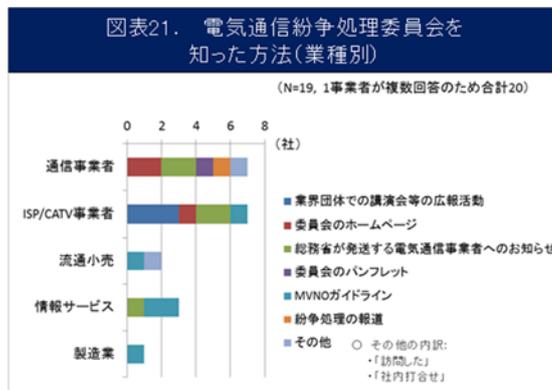
- 業種別に見ると、流通小売系事業者、情報サービス系事業者及び製造業者といった他業界からの参入事業者では、委員会を「知らなかった」、「役割は知らなかった」とする回答が多い。
- 契約相手先別に見ると、MNOと契約している事業者では、「名称及び役割を知っていた」との回答が多い一方で、MVNEとのみ契約している事業者では、「知らなかった」、「役割は知らなかった」と回答した者が多い。



【出典：第162回委員会資料】

(2) 周知方法等

- 委員会を知った方法としては、「MVNOガイドライン」と「総務省が発送する電気通信事業者へのお知らせ」(各5社)が最も多く、「業界団体での講演会等の広報活動」と「委員会のホームページ」(各3社)が続く。
- 事業者が適当と考える委員会の認知度を高める方法としては、「事例集(公開できる成功事例)の広報を増やす」(12社)、「MVNO業界団体での講演会の広報活動回数を増やす」(9社)などが挙げられた。



【出典：第162回委員会資料】

第3章 周知広報、利便性向上のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上のため、次の取組を行った。

1 講演会等での委員会業務説明

関係事業者等を対象とする講演会等の場において、委員会の概要、あっせん
の
手
続、事業者等相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

実施日・場所	説明を行った講演会等の名称
平成28年4月6日 東京都渋谷区	モバイル・コンテンツ・フォーラム コンテンツプロバイダ委員会 【主催】 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
平成28年5月26日 福岡県福岡市	電気通信分野における個人情報保護セミナー 【主催】 ・九州総合通信局 ・一般財団法人日本データ通信協会 ・一般社団法人テレコムサービス協会九州支部
平成28年5月31日 広島県広島市	個人情報保護とインターネットの安心・安全セミナー 【主催】 ・中国総合通信局 ・一般財団法人日本データ通信協会 ・一般社団法人テレコムサービス協会中国支部
平成28年6月9日 東京都千代田区	関東テレコム講演会 【主催】 ・関東総合通信局 ・一般社団法人テレコムサービス協会関東支部
平成28年11月17日 富山県富山市	ISP&クラウド事業者の集い 【主催】 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 

講演の様様

2 委員会パンフレットの事業者等への配付

委員会のパンフレットについて、情報通信月間に合わせて開催される総合通信局等主催の行事等で配布した。

また、パンフレットとは別に、全国の届出電気通信事業者に対し、当委員会が取り扱う事案及び相談窓口等を記載した資料を送付した。

3 電気通信紛争処理マニュアルの改訂

平成27年12月から平成29年3月までに終了・公表した3件のあっせん事例の追加及び1件の審議・答申事例の追加、その他関係資料の現行化等を行った「電気通信紛争処理マニュアル－紛争処理の制度と実務－」を平成29年3月に作成し、委員会ホームページに掲載した。

4 総務省広報誌平成29年2月号への記事掲載

平成28年12月、第6期委員会がスタートしたことから、【資料4】のとおり総務省広報誌2月号に、委員会の紹介記事を掲載した。

資料編

ページ

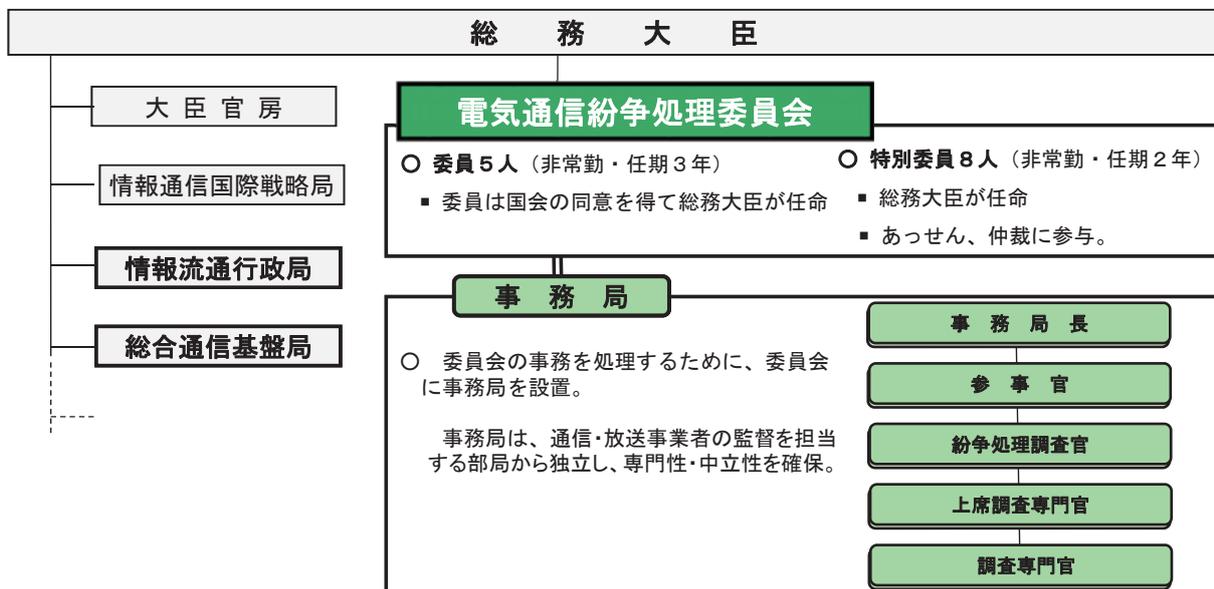
【資料1】電気通信紛争処理委員会の概要	37
【資料2】これまでの紛争処理の概況	40
【資料3】これまでの紛争処理終了案件の一覧	41
【資料4】総務省広報誌平成29年2月号(抜粋)	50
【資料5】電気通信に関する動向	51

電気通信紛争処理委員会の概要

1. 電気通信紛争処理委員会の設置・組織

電気通信事業者間、放送事業者間等の紛争を迅速・公正に処理するため、電気通信事業法に基づき、総務省に設置された機関。

- ・平成13年11月、「電気通信事業紛争処理委員会」として発足。
- ・平成23年6月、放送分野の紛争が追加され、「電気通信紛争処理委員会」に名称変更。



2. 委員会の機能

あっせん・仲裁

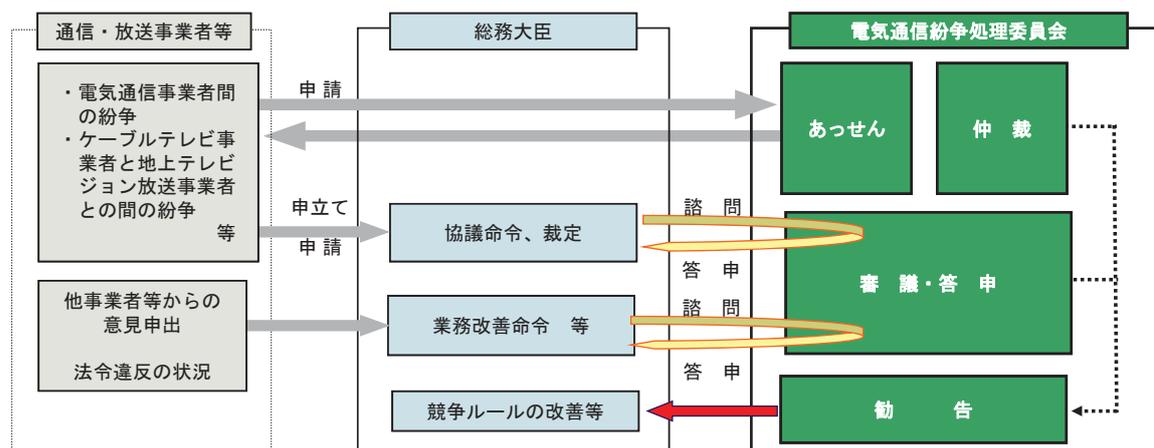
➤ 電気通信事業者間の接続に関する紛争、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者との間の再放送の同意に関する紛争等に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施。

諮問に対する 審議・答申

➤ 総務大臣が、接続協定に関する協議命令や裁定、再放送の同意に関する裁定、業務改善命令などの行政処分を行う際、諮問を受け、審議・答申。

勸告

➤ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勸告。



相談

➤ 事務局に相談窓口を設け、事業者間の紛争等に関する相談に対応。

3. 紛争の種類と紛争処理手続

当事者	協議の内容	協議が不調のときの紛争処理手続	
		委員会	総務大臣
電気通信事業者間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信設備の接続に関する協定 (電気通信事業法第154条第1項・第155条第1項) ○ 電気通信設備の共用に関する協定 (電気通信事業法第156条第1項) ○ 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定 (電気通信事業法第156条第1項) ○ 卸電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第156条第2項) 	あっせん 仲裁	協議命令 又は裁定 (注)
	○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約 (電気通信事業法第157条第1項及び第3項)	あっせん 仲裁	—
コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者の間 【71頁2-(18) 参照】	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンテンツ配信事業者等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約 (電気通信事業法第157条の2第1項及び第3項) <p>(※)電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)</p>	あっせん 仲裁	—
ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間	○ 地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送に係る同意 (放送法第142条第1項及び第3項)	あっせん 仲裁	裁定(注)
無線局(※)を開設・変更しようとする者その他の無線局(※)の免許人等との間 【76頁3-(6) 参照】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約 (電波法第27条の35第1項及び第3項) <p>(※)電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局に限る(電波法第27条の35第1項)</p>	あっせん 仲裁	—

注:「協議命令」又は「裁定」の場合は、総務大臣から電気通信紛争処理委員会へ諮問が行われる。

4. 事業者等相談窓口の設置

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者等向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等を幅広く行っている。

事業者等相談窓口とは？

- ◆ 相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではないため、協議中のものや今後の対応を決めていない案件についても受け付け。
- ◆ 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっせんの手続(制度の概要や申請の方法等)を知りたい」等の問い合わせについても幅広く受け付け。
- ◆ 相談は、無料・非公開。
- ◆ 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはない。

【相談専用電話】

TEL **03-5253-5500**

FAX **03-5253-5197**

電話受付時間 平日 9:30~12:00 / 13:00~17:00

【相談専用メールアドレス】

soudan@ml.soumu.go.jp

これまでの紛争処理の概況 (平成29年3月31日現在)

1 あっせん 68件

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (39件)
- 「接続の諾否」に関する件 (5件)
- 「接続協定の細目」に関する件 (2件)
- 「卸電気通信役務の提供のための契約の細目」に関する件 (5件)
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件 (1件)
- 「地上基幹放送 (地上テレビジョン放送) の再放送に関する同意」に関する件 (8件)
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件 (5件)
- 「設備の利用・運用」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な工事」に関する件 (1件)

2 仲裁 3件

(※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は不実行。その後、あっせんや大臣命令に移行。)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な工事」に関する件 (1件)

3 諮問・答申 10件

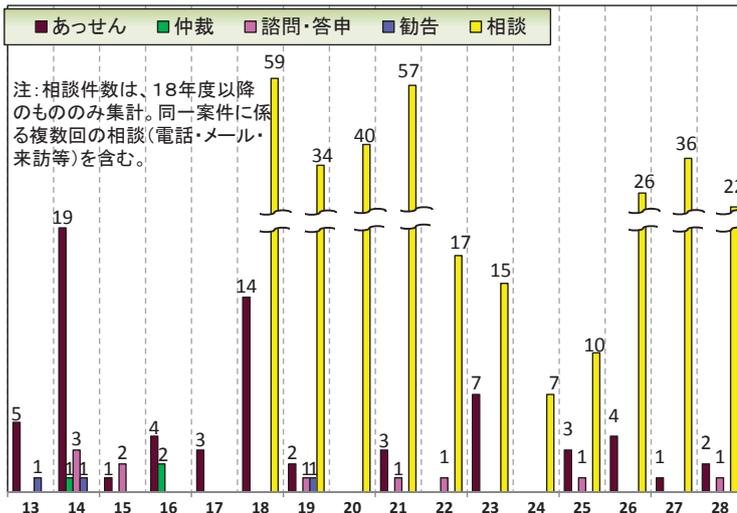
- 業務改善命令 (3件)
- 接続に関する協議再開命令 (3件)
- 接続協定等の細目に関する裁定 (2件)
- 土地等の使用に関する認可 (1件)
- 地上基幹放送 (地上テレビジョン放送) の再放送の同意に関する裁定 (1件)

4 勧告 3件

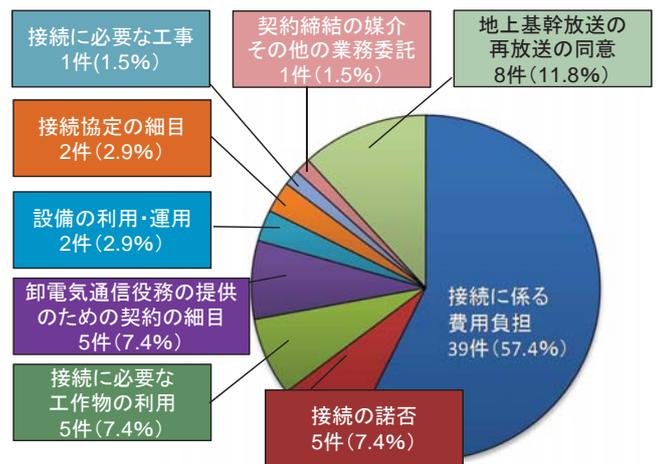
- 他事業者によるNTT局舎の利用に関するルールの整備 (1件)
- 通信事業者間の接続において適正な料金設定を行い得る仕組みの整備 (1件)
- MVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の検討 (1件)

(参考) 紛争処理件数の内訳

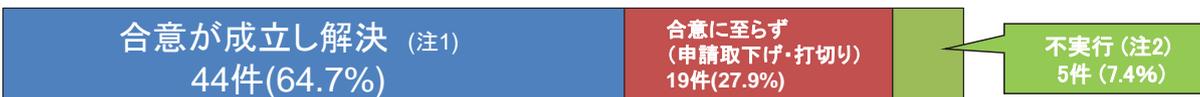
1 紛争処理等の年度別件数



2 あっせんの紛争内容



3 あっせんの処理結果



注1:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件16件及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。

注2:「不実行」とは、一定の場合(他方当事者があっせんに拒否した場合、相手の社会的信用の低下を目的としていると認められる場合等)に委員会があっせんしないこと。

これまでの紛争処理終了案件の一覧

I あっせん・仲裁

1 あっせん

【電気通信事業法関係】

(1) 接続の諾否に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)による NTT 東日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決
	NTT 東日本		
平成16年(争)第3号～第4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了	ソフトバンクBB(株)	ソフトバンクBB(株)による NTT 東日本及び NTT 西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT 東日本 NTT 西日本		
平成21年(争)第1号 H21.9.15 申請 H22.1.21 終了	関西ブロードバンド(株)	関西ブロードバンド(株)による NTT 西日本の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT西日本		
平成21年(争)第3号 H21.12.28 申請 H22.1.15 終了	生活文化センター(株)	生活文化センター(株)による NTTドコモとのレイヤ2等での接続	あっせん不実行 <u>(参考)本件終了後の経過</u> 総務大臣の接続協議再開命令申立て
	NTTドコモ		

(2) 接続に係る費用負担（接続料及び網改造料等）に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了	彩ネット(株)	彩ネット(株)による NTT 東日本に対する網改造料の支払義務の有無	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT 東日本		
平成14年(争)第9号～第23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了	A社	A社によるVoIPサービスに係るB社等各社との接続に関する事業者間精算の方法	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社等各社		
平成16年(争)第5号～第6号 H16.12.17 申請 H17.2.22 終了	NTT 東日本 NTT 西日本	NTT 東日本及び NTT 西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	合意により解決 <u>(参考)本件申請前の経緯</u> 仲裁申請(仲裁不実行)
	平成電電(株)		

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成17年(争)第2号～第3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了	A社	A社によるB社及びC社との接続に関する網改造の費用負担(ソフトウェア開発費用全額の預託金)	合意に至らず申請取下げ
	B社 C社		
平成18年(争)第1号～第14号 H18.8.9 申請 H19.3.27 終了	A社等各社	A社等各社によるB社との接続に関する網使用料の費用負担	合意に至らず申請取下げ
	B社		
平成21年(争)第2号 H21.10.27 申請 H22.1.14 終了	(有)ナインレイヤーズ	(有)ナインレイヤーズによるNTT 西日本との接続に係る債権保全措置の要否	合意により解決
	NTT西日本		
平成23年(争)第1号 H23.5.18 申請 H24.1.23 終了	NTTドコモ	NTTドコモによるソフトバンクモバイル(株)の接続料の算定根拠の開示	あっせん打ち切り
	ソフトバンクモバイル(株)		
平成23年(争)第2号 H23.6.9 申請 H24.1.23 終了	ソフトバンクモバイル(株)	ソフトバンクモバイル(株)によるNTTドコモの接続料の再精算等	あっせん打ち切り
	NTTドコモ		
平成23年(争)第3号～第4号 H23.6.9 申請 H24.2.21 終了	ソフトバンクテレコム(株)	ソフトバンクテレコム(株)による NTT 東日本及びNTT西日本との接続に係るジャンパ工事費の見直し	合意により解決
	NTT 東日本 NTT 西日本		

(3) 接続のための工事・網改造等に関する紛争

ア 接続に必要な工事

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了	ビー・ビー・テクノロジー(株)	ビー・ビー・テクノロジー(株)によるNTT 西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	あっせん打ち切り <i>(参考)本件終了後の経過 仲裁申請(仲裁不実行) 総務大臣の接続協議 再開命令申立て</i>
	NTT 西日本		

イ 設備の利用・運用

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成14年(争)第7号～第8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了	A社	A社によるB社及びC社の設備に対する工事(A社の上位プロバイダ変更に伴うIPアドレス設定変更)の早期実施	合意により解決
	B社 C社		

ウ 接続協定の細目

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成19年(争) 第1号～第2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了	A社	A社によるB社及びC社との ジャンパ線切替工事等に関 する接続協定の細目等	あっせん不実行
	B社		
	C社		

(4) 接続に必要な工作物の利用（コロケーション等）に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成13年(争) 第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25 終了	A社	A社による自社伝送路と他 事業者が設置する伝送装 置との間の接続(横つなぎ) に必要なB社のコロケーシ ョンスペースの利用	合意により解決
	B社		
平成14年(争) 第1号 H14.2.1 申請 H14.2.14 終了	イー・アクセ ス(株)	イー・アクセス(株)による NTT 東日本のコロケーションス ペース、電源及びMDFの利 用	合意により解決 <i>(参考)本件に関連した措置 総務大臣に対する勧告</i>
	NTT 東日本		
平成14年(争) 第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	イー・アクセ ス(株)	イー・アクセス(株)による NTT 西日本のコロケーションス ペース、電源及びMDFの利用 等	合意により解決
	NTT 西日本		
平成14年(争) 第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2 終了	イー・アクセ ス(株)	イー・アクセス(株)による NTT 西日本のコロケーションス ペース、電源及びMDFの利 用	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT 西日本		
平成15年(争) 第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了	平成電電(株)	平成電電(株)によるNTT 東日 本の設備(MDF)の利用	合意により解決
	NTT 東日本		

(5) 卸電気通信役務の提供のための契約の細目に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成25年(争)第1号 H25.10.30 申請 H26.2.13 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決 ※あっせん案受諾
	B社		
平成27年(争)第1号 H27.3.10 申請 H27.3.23 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る契約の延長	あっせん不実行
	B社		
平成27年(争)第2号 H27.6.9 申請 H27.11.24 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	合意により解決
	B社		
平成28年(争)第1号 H28.4.25 申請 H28.12.28 終了	A社	A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る契約の締結等	合意により解決 ※あっせん案受諾及び当事者間による合意
	B社		
平成28年(争)第2号 H28.12.2 申請 H28.12.15 終了	A社	A社によるNTTコミュニケーションズ(株)との卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し	あっせん不実行
	NTT コミュニケーションズ(株)		

(6) 契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成17年(争)第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)による NTT西日本とのフレッツサービス受付業務の再開	合意により解決
	NTT 西日本		

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成23年(争)第5号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	松阪市ケーブルシステム	松阪市ケーブルシステムによるテレビ愛知(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	テレビ愛知(株)		
平成23年(争)第6号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	B社		
平成23年(争)第7号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了	A社	A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	B社		
平成24年(争)第1号 H24.9.3 申請 H25.10.31 終了	A組合	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社		
平成24年(争)第2号 H24.9.4 申請 H25.10.31 終了	A組合	A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決
	B社		
平成26年(争)第1号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	大分ケーブルテレコム(株)	大分ケーブルテレコム(株)による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	九州朝日放送(株)		
平成26年(争)第2号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	大分ケーブルネットワーク(株)	大分ケーブルネットワーク(株)による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	九州朝日放送(株)		
平成26年(争)第3号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了	(株)ケーブルテレビ佐伯	(株)ケーブルテレビ佐伯による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意	合意により解決 ※あつせん案受諾
	九州朝日放送(株)		

2 仲裁

【電気通信事業法関係】

(1) 接続に係る費用負担（接続料及び網改造料等）に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成16年(争)第1号～第2号 H16.4.2 申請 H16.4.27 仲裁不実行通知	NTT 東日本 NTT 西日本	NTT 東日本及び NTT 西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	仲裁不実行 <u>(参考)本件終了後の経過</u> あっせん申請(合意により解決)
	平成電電(株)		

(2) 接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者	申請概要	結果
	相手方		
平成15年(争)第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁不実行通知	ソフトバンク BB(株)	ソフトバンク BB(株)によるNTT 西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法	仲裁不実行 <u>(参考)本件申請前の経緯</u> あっせん申請(あっせん打切り) <u>(参考)本件終了後の経過</u> 総務大臣の接続協議再開命令申立て
	NTT 西日本		

Ⅱ 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

【電気通信事業法関係】

(1) 接続協定等に関する協議命令

答申日等	事案の概要等
平成15年8月20日 電委第57号 H15.7.16 諮問 H15.8.20 答申	ソフトバンクBB(株)からの申立てを受けた、DSL サービス提供のためのNTT 西日本との接続に関する接続協議再開命令(平成15年5月16日申立て) <i>〈参考〉本答申前の経緯</i> あっせん申請(あっせん打切り) 仲裁申請(仲裁不実行)
平成22年7月8日 電委第42号 H22.6.29 諮問 H22.7.8 答申	生活文化センター(株)からの申立てを受けた、直収パケット交換機接続(レイヤ2接続)等についての、NTTドコモとの接続に関する接続協議再開命令(平成22年1月25日申立て) <i>〈参考〉本答申前の経緯</i> あっせん申請(あっせん不実行)
平成29年1月27日 電委第4号 H28.12.8 諮問 H29.1.27 答申	日本通信(株)からの申立てを受けた、ソフトバンク(株)が販売したSIMロックがなされた端末及びSIMロックがかかっていない端末との間の伝送交換を可能とするための、ソフトバンク(株)との接続に関する接続協議再開命令(平成28年9月29日申立て)

(2) 接続協定等に関する細目の裁定

答申日等	事案の概要等
平成14年11月5日 電委第115号 H14.9.20 諮問 H14.11.5 答申	平成電電(株)からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定(平成14年7月18日申請) <i>〈参考〉本答申に関連した措置</i> 総務大臣に対する勧告
平成19年11月22日 電委第69号 H19.9.21 諮問 H19.11.22 答申	日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続によるMVNO 事業に関する裁定(平成19年7月9日申請) <i>〈参考〉本答申に関連した措置</i> 総務大臣に対する勧告

(3) 土地等の使用に関する協議認可

答申日等	事案の概要等
平成14年7月30日 電委第95号 H14.6.17 諮問 H14.7.30 答申	モバイルインターネットサービス(株)からの申請を受けた、無線 LAN サービスの役務提供のための JR 東日本の土地等の使用に関する協議認可(平成14年3月19日申請)

(4) 電気通信事業者に対する業務改善命令

答申日等	事案の概要等
平成14年4月19日 電委第60号 H14.4.18 諮問 H14.4.19 答申	KDDI(株)に対する、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成14年4月19日命令)
平成16年2月4日 電委第8号 H16.1.29 諮問 H16.2.4 答申	KDDI(株)に対する、子会社である KCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成16年2月5日命令)
平成22年2月4日 電委第19号 H22.1.28 諮問 H22.2.4 答申	NTT 西日本に対する、他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令(平成22年2月4日命令)

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定

答申日等	事案の概要等
平成25年6月26日 電委第54号 H25.1.30 諮問 H25.6.26 答申	株ひのきによる讀賣テレビ放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する裁定

Ⅲ 総務大臣に対する勧告

【電気通信事業法関係】

発出	概要等
平成14年2月26日 電委第32号	コロケーションのルール改善に向けた勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u> イー・アクセス㈱によるNTT 東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に関するあっせん申請(合意により解決)
平成14年11月5日 電委第115号	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u> 平成電電㈱からの申請を受けた、NTT ドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定
平成19年11月22日 電委第69号	接続料金の算定の在り方など MVNO と MNO との間の円滑な協議に資する措置の勧告 <u>〈参考〉本勧告の関連事案</u> 日本通信㈱からの申請を受けた、NTT ドコモとの相互接続によるMVNO 事業に関する裁定

(注) 実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。



通信・放送事業者間紛争の解決をサポートする

電気通信紛争処理委員会が第6期目の活動を開始



2 第6期新体制がスタート

**委員長に中山委員
(弁護士・中央大学大学院法務研究科教授)が就任**

平成28年12月3日に委員5名(任期3年)が任命され、第6期電気通信紛争処理委員会がスタートしました。

委員会は、国会の同意を得て総務大臣から任命された、法律・経済・会計、通信工学の有識者によって構成されています。また、あっせん手続への参与等のため、総務大臣から8名の特別委員が任命されています。



[左]委員会の模様
[右]中山委員長(右)と荒川委員長代理(左)

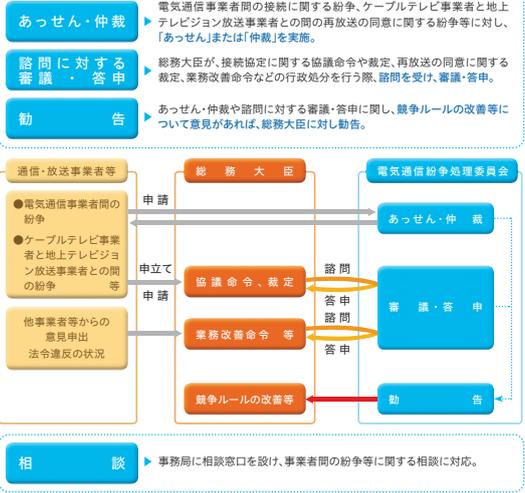


委員一覧	委員長	中山 隆夫	弁護士・中央大学大学院法務研究科教授
	委員長代理	荒川 薫	明治大学総合数理学部教授
		小野 武美	東京経済大学経営学部教授
		平沢 郁子	弁護士
		山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
特別委員一覧		青柳 由香	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
		荒井 耕	一橋大学大学院商学研究科教授
		大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
		加藤 寧	東北大学大学院情報科学研究科教授
		小塚 荘一郎	学習院大学法学部教授
		近藤 夏	弁護士
		矢入 郁子	上智大学理工学部准教授
		若林 和子	公認会計士

1 電気通信紛争処理委員会を紹介します

電気通信紛争処理委員会は、電気通信分野のサービスの高度化・多様化が進む中、事業者間の紛争が増大・複雑化してきたことを踏まえ、平成13年11月30日に設置された専門組織です。
通信・放送事業者間での協定・契約などの協議に関する紛争解決のお手伝いをしています。

電気通信紛争処理委員会の機能



電気通信紛争処理委員会が第6期目の活動を開始

2017
February

MIC FOCUS | 01

4 相談窓口をご活用ください

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約等に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供などを幅広く行っています。
相談は、無料・非公開で行っておりますので、お気軽にご連絡ください。

たとえばこんなときにご相談ください

- 1 電気通信設備の接続・共用に関する協定が調わないとき
- 2 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定が調わないとき
- 3 卸電気通信役務の提供に関する契約が調わないとき
- 4 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約の条件等についての協議が調わないとき
 - ・接続に必要な電気通信設備の設置・保守に関する協定・契約
 - ・接続に必要な土地・建物・管路等の利用に関する協定・契約
 - ・接続に必要な情報の提供に関する協定・契約
 - ・電気通信役務の提供に関する契約の締結の取次や料金回収等の業務委託に関する協定・契約
- 5 コンテンツ配信事業者等を含むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約の条件等についての協議が調わないとき
- 6 地上基幹放送の再放送に係る同意に関する協議が調わないとき
- 7 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約の締結について協議が調わないとき

- ご相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではありません。協議中のものや、今後の対応を決めない案件についてもご相談ください。
- 「あっせんの申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっせんの手続(制度概要、申請方法等)」を知りたいなどの問い合わせについても幅広く受け付けています。
- 相談者の了解なしに相談内容を相手方事業者に伝えることはありません。

3 電気通信紛争処理委員会は複雑な事業者間の紛争を解決してきました

電気通信分野などにおける競争の進展に伴い、事業者間の紛争は複雑化・多様化しています。
電気通信紛争処理委員会は、専門性を活かしたあっせんや仲裁により紛争の解決に臨んでいます。

(平成28年12月31日までの累計)

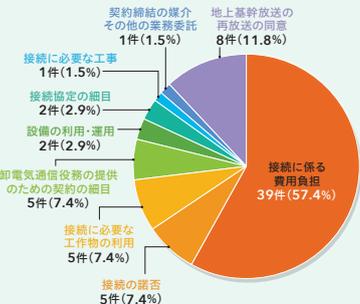
紛争処理等の種類	件数
あっせん	68件
仲裁	3件
諮問に対する答申	9件
勧告	3件

1 紛争処理等の件数

平成13年11月の委員会設立から平成28年12月までの紛争処理等の件数は、左表のとおりです。

2 あっせんの内容

これまで処理したあっせん案件の内容は右図のとおりです。
電気通信紛争処理委員会では、委員及び特別委員の中から、「あっせん委員」を指名します。あっせん委員が当事者の間に入って双方の歩み寄りを促すことにより、難航した協議の迅速・公正な解決を図ります。なお、必要に応じ、あっせん委員があっせん案を提示します。



3 これまでの実績

これまでのあっせん案件処理件数68件のうち、専門性を活かしたあっせんに、平均して3~4か月で処理し、6割を超える案件が合意により解決しています。

合意が成立し解決(注1)	44件(64.7%)	合意に至らず(申請取下げ・打ち切り)	19件(27.9%)	不実行(注2)	5件(7.4%)
--------------	------------	--------------------	------------	---------	----------

注1:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件16件及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。
注2:「不実行」とは、一定の場合(他方当事者があっせんを拒否した場合、相手の社会的費用の低下を目的としていると認められる場合等)に委員があっせんしないこと。

●通信・放送等事業者向けの相談専用電話
TEL 03-5253-5500 FAX 03-5253-5197
電話受付時間 平日9:30~12:00/13:00~17:00

●通信・放送等事業者向けの相談専用メールアドレス soudan@ml.soumu.go.jp

●電気通信紛争処理委員会ウェブサイト http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/

電気通信に関する動向

- 1 電気通信事業の市場動向
- 2 電気通信事業に関する規律
- 3 電波利用の動向
- 4 放送事業の動向

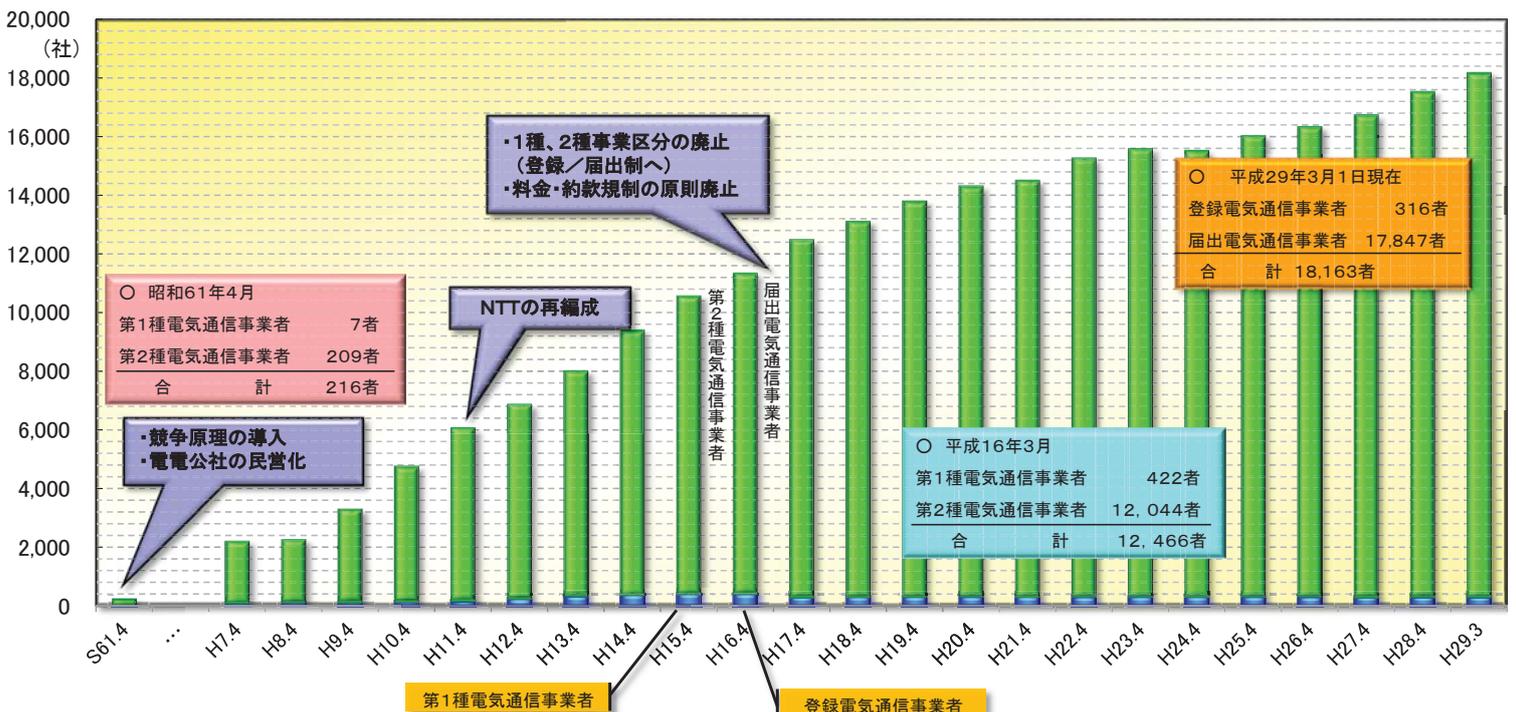
本編で使用している資料は、総務省情報通信国際戦略局、情報流通行政局、総合通信基盤局及び電気通信紛争処理委員会事務局で作成した資料をもとに構成されている。

1 電気通信事業の市場動向

- (1) 電気通信事業者数の推移
- (2) 国内の電気通信業界の主な変遷
- (3) 電気通信事業者等の売上高の状況(平成27(2015)年度)
- (4) 電気通信市場における環境変化
- (5) ブロードバンドサービスの契約数の推移
- (6) 固定通信トラフィックと移動通信トラフィック
- (7) 現在の電気通信市場における競争の構図
- (8) 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移
- (9) 固定系ブロードバンドサービス契約数における事業者別シェアの推移
- (10) MVNOの概要
- (11) NTT東西による光回線の卸売サービスの概要
- (12) サービス卸の卸契約数
- (13) サービス卸の卸先事業者数
- (14) インターネット附随サービス業

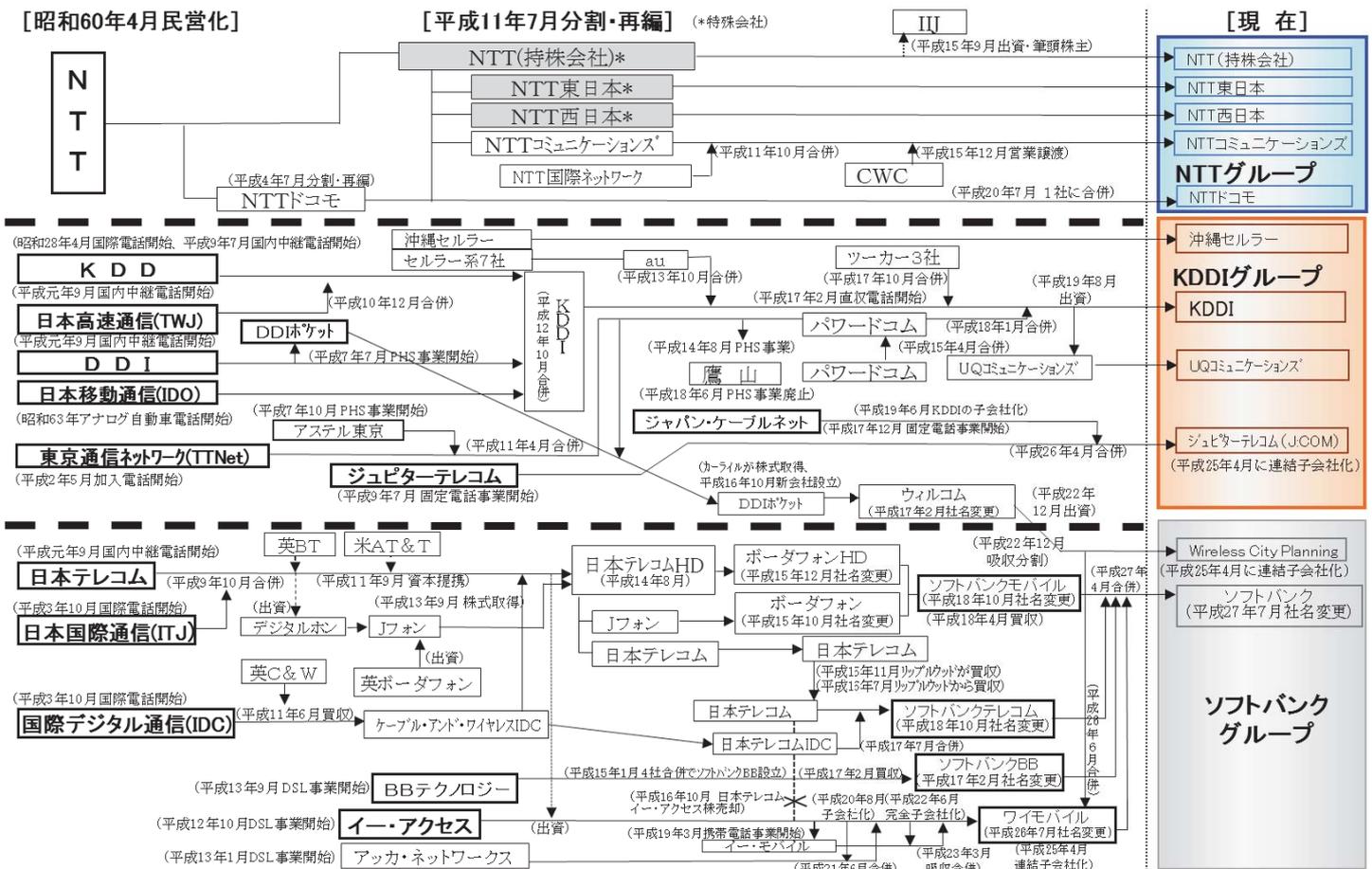
1-(1) 電気通信事業者数の推移

- ・ 昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、平成29年3月1日現在、1万8,163者が参入。
- ・ その大半(約98%)は届出電気通信事業者。

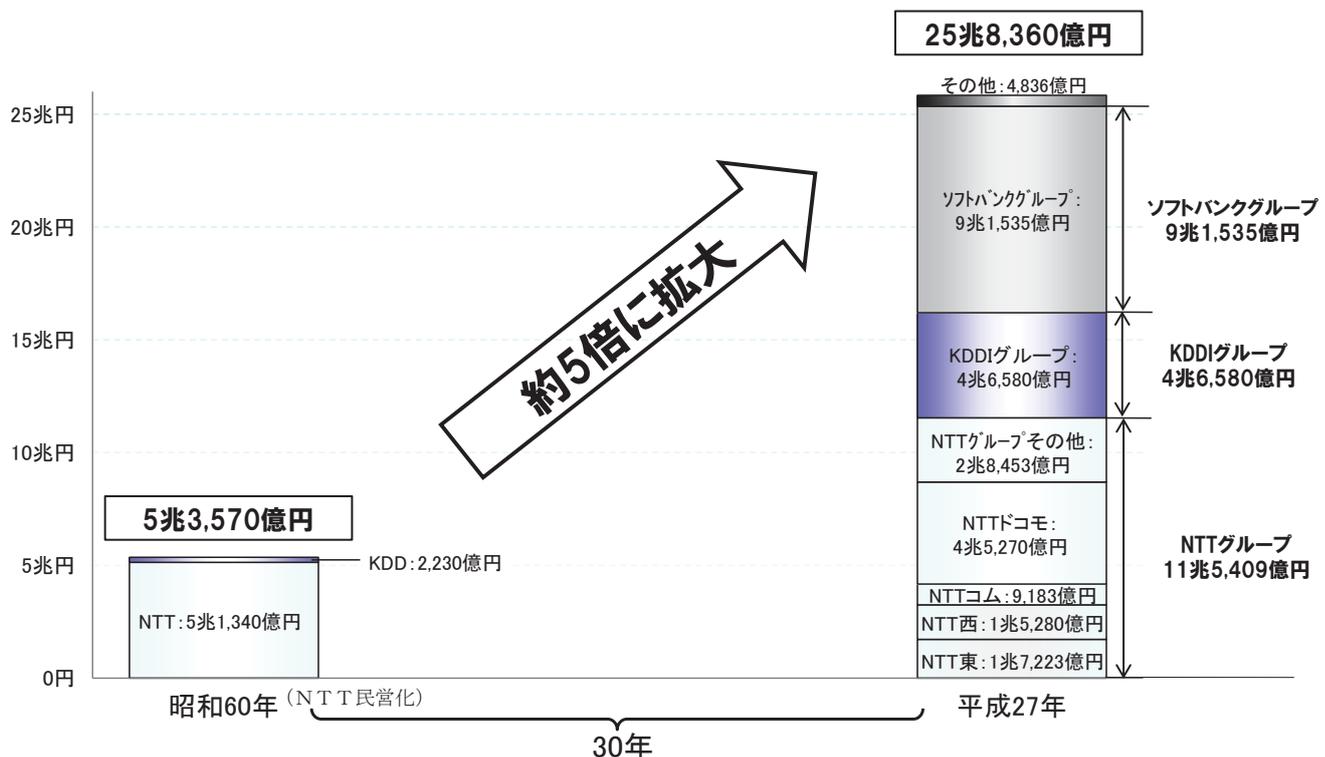


(注) 登録電気通信事業者とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者のうち総務省令で定める規模(端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村(特別区を含む。))を超えるか、又は中継系伝送路設備の設置区域が一の都道府県を越えるもの)以上の電気通信事業者。
届出電気通信事業者とは、それ以外の電気通信事業者。

1- (2) 国内の電気通信業界の主な変遷



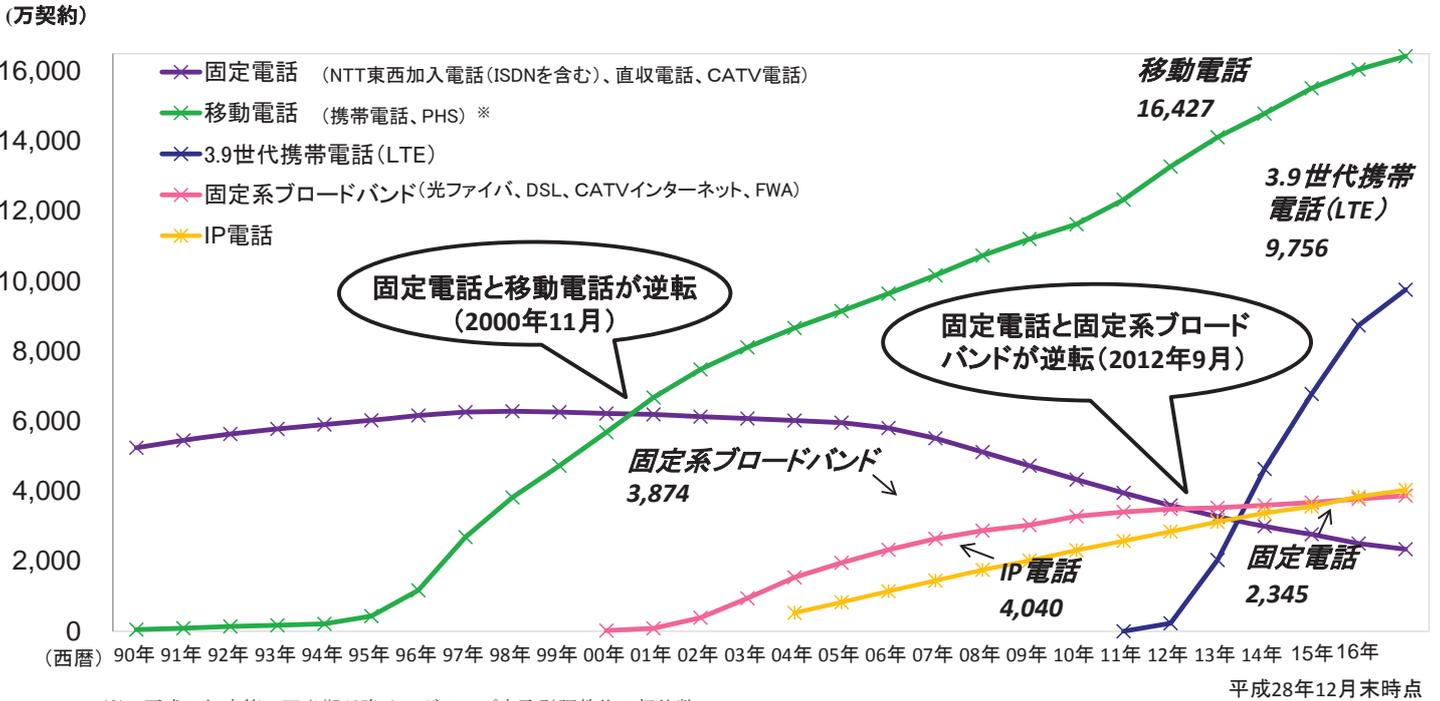
1- (3) 電気通信事業者等の売上高の状況(平成27 (2015) 年度)



※ 各事業者の決算資料等に基づき総務省にて作成。
 ※ 国内事業者（国内事業者の海外子会社を含む）が海外で行う事業の売上げ（三大グループ合計6.1兆円）を含む。
 ※ その他には、「電力系通信事業者」「スカパーJSAT(株)」を含む。

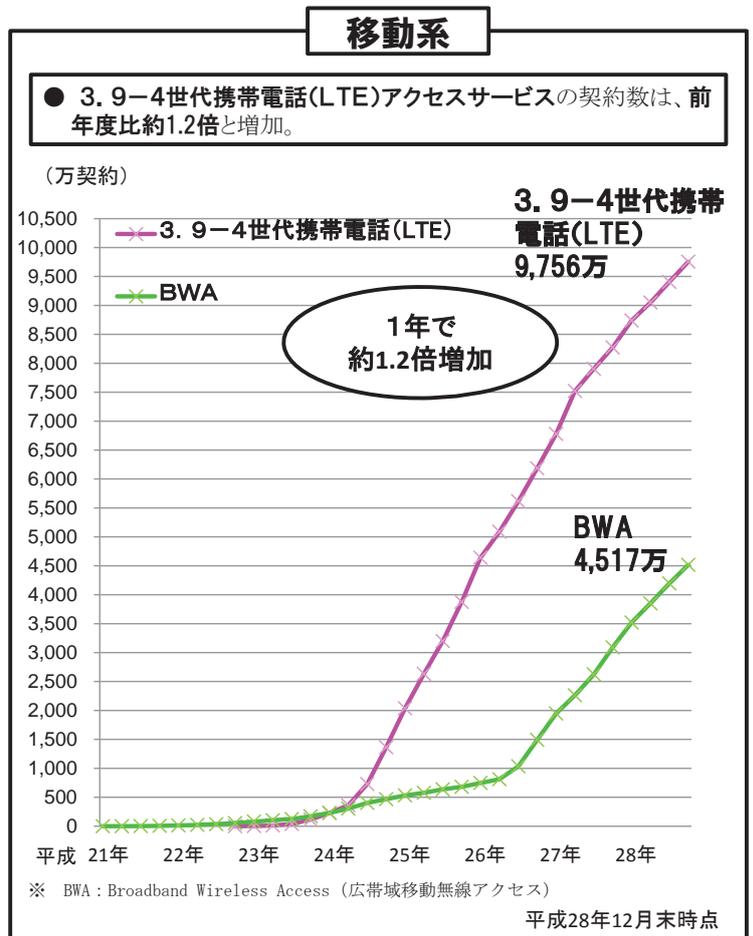
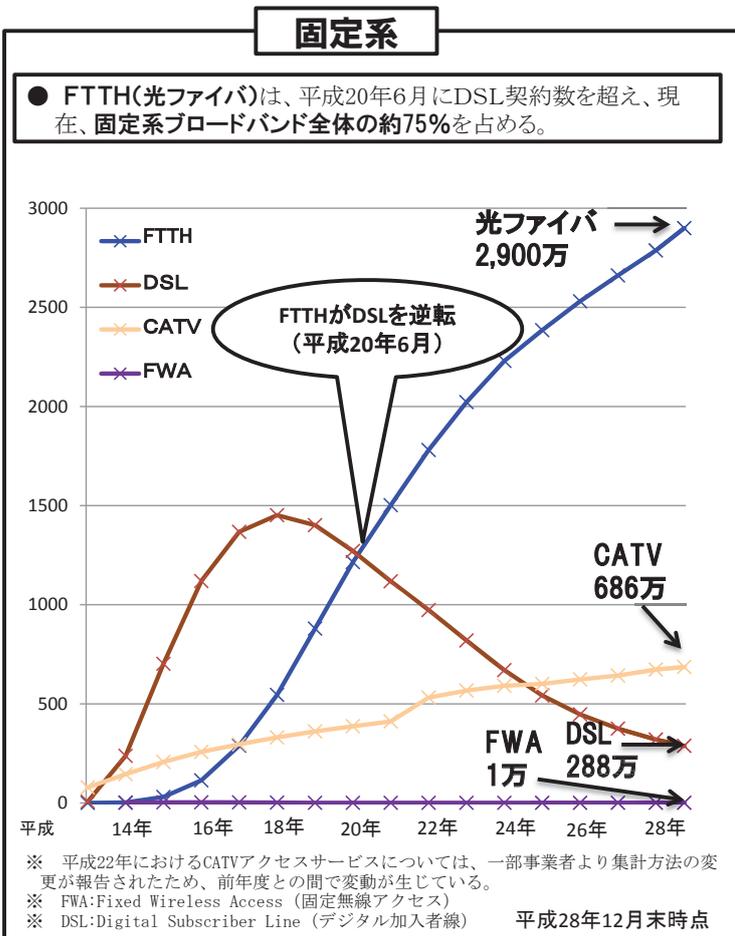
1-(4) 電気通信市場における環境変化

- 固定系: 固定電話契約数は、平成24年9月に固定系ブロードバンドに逆転され、平成9年11月のピーク時(6,322万件)の約3.8割に減少(2,345万契約)。
- 移動系: 携帯電話の契約件数は、平成12年11月に固定電話契約数を抜き、15年間で約3倍に増加(16,427万件)。



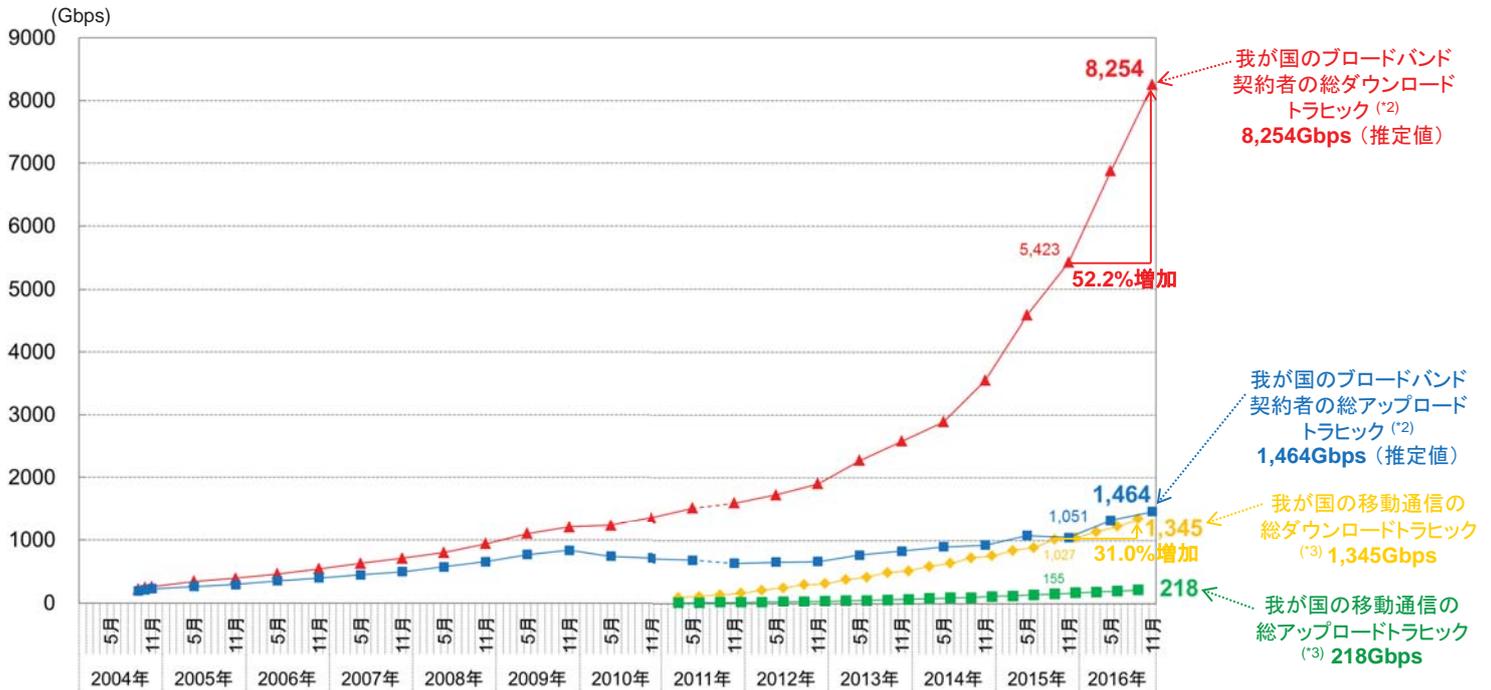
※ 平成25年度第2四半期以降は、グループ内取引調整後の契約数。
ただし平成27年度第1四半期以降においては、携帯電話サービス同士の事業者間のグループ内取引がなくなり、携帯電話の契約数については単純合算とグループ内取引調整後の数値は同数となっている。

1-(5) ブロードバンドサービスの契約数の推移



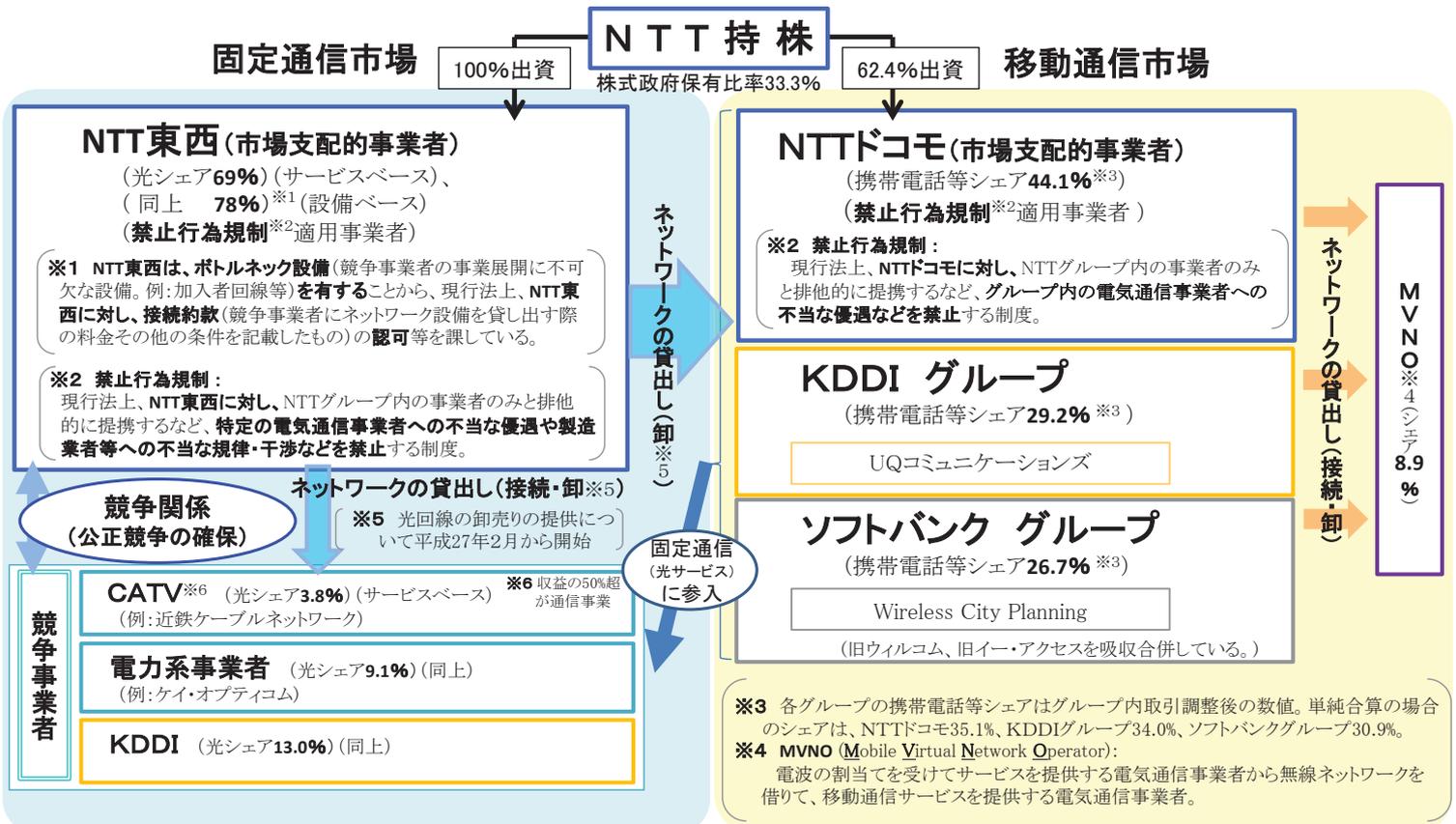
1-(6) 固定通信トラフィックと移動通信トラフィック

○ 我が国のブロードバンドサービス契約者^{(*)1}の総ダウンロードトラフィックは前年同月比52.2%増であるのに対し、我が国の移動通信の総ダウンロードトラフィックは前年同月比31.0%増。



(*)1 FTTH、DSL、CATV、FWA
 (*)2 2011年5月以前は、携帯電話網と間の移動通信トラフィックの一部が含まれる。
 (*)3 『総務省 我が国の移動通信トラフィックの現状(平成28年9月分)』より引用(3月、6月、9月、12月に計測)

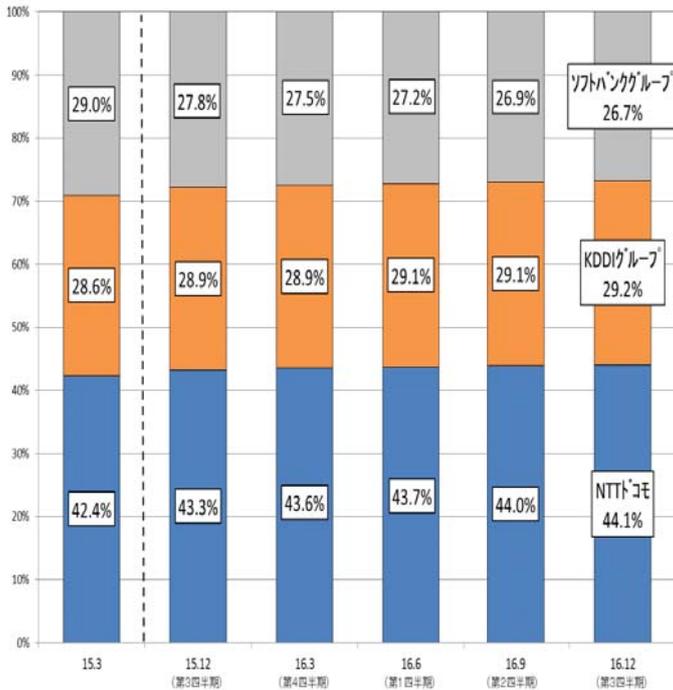
1-(7) 現在の電気通信市場における競争の構図



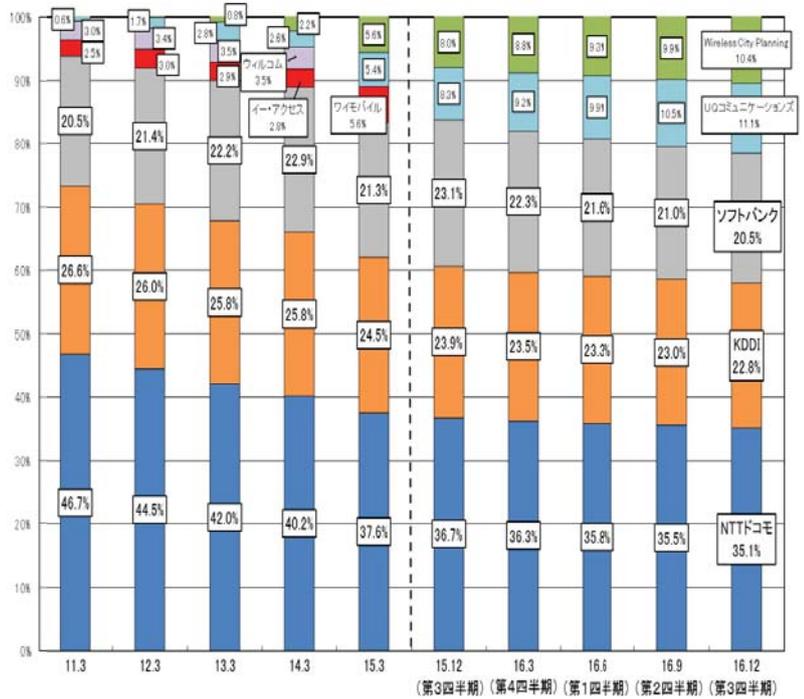
1-(8) 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移

移動系通信の契約数における事業者別シェア(グループ別)は、NTTドコモ44.1%、KDDIグループ29.2%、ソフトバンクグループ26.7%。

【グループ別】



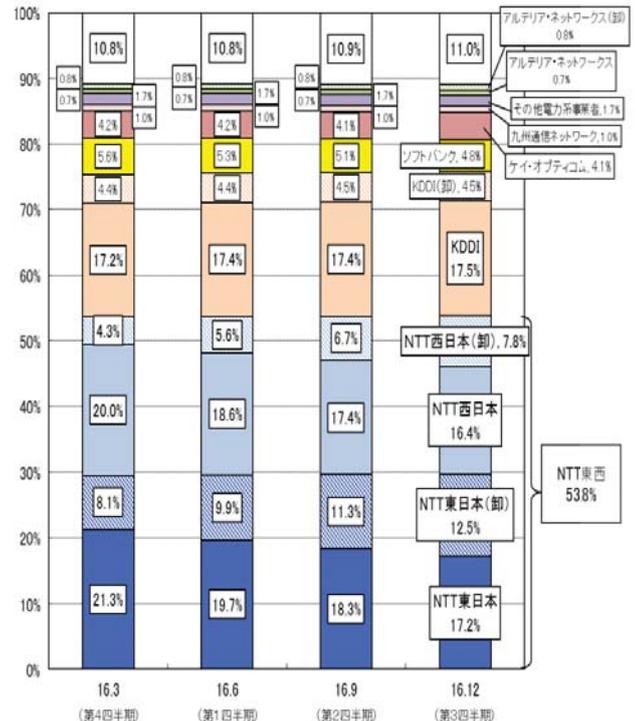
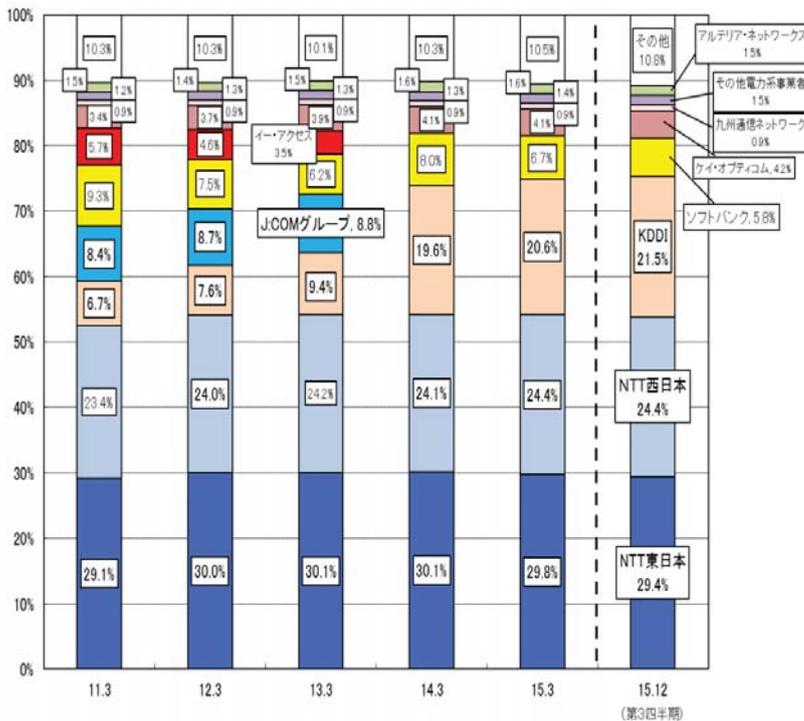
(参考) 【個別】



注1: 四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合がある。以下同じ。
 注2: KDDIグループのシェアには、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
 注3: ソフトバンクグループのシェアには、ソフトバンク及びWireless City Planningが含まれる。
 注4: 事業者のシェアには、MVNOへの提供に係るものも含まれる。以下同じ。

1-(9) 固定系ブロードバンドサービスの契約数における事業者別シェアの推移

固定系ブロードバンドサービスの契約数におけるNTT東西のシェアは、53.8%。



注1: この固定系ブロードバンド契約数の事業者別シェアはFTTH、DSL及びCATVインターネットを対象としており、FWAを含んでいない。
 注2: KDDIのシェアには、沖縄セルラー、JCN、CTC、OTNet(2009年度第4四半期以降)及びJCOMグループ(2013年度第1四半期以降)が含まれる。
 注3: その他電力系事業者のシェアには、北海道総合通信網(2010年度第4四半期まで)、東北インフラジェント通信(2009年度第4四半期まで)、北陸通信ネットワーク、STNet、エネルギア・コミュニケーションズ、ファミリーネット・ジャパン及びケイオプティコム(2010年度第4四半期まで)が含まれる。
 注4: 2015年度第3四半期までの事業者のシェアには、卸電気通信業務の提供に係るものも含む。
 注5: 2015年度第4四半期以降については、卸電気通信業務を利用してFTTHアクセスサービスを提供する事業者のシェアを当該卸電気通信業務を提供する事業者(その他に含まれる事業者は除く。)ごとに合算し、当該事業者の後に「(卸)」と付記して示している。
 注6: UCOMは丸紅アクセスソリューションズと合併し、アルテリア・ネットワークスに社名変更(2013年度第4四半期以降)。

1-(10) MVNOの概要

- ・ MVNO※1とは、電波の割当てを受けてサービスを提供する電気通信事業者(MNO)から無線ネットワークを調達して、自社ブランドのモバイルサービスを提供する電気通信事業者。
- ・ MVNOサービスの契約数※2は増加傾向で1,485万。
- ・ 移動系通信に占めるMVNOサービスの契約数の比率※4は8.9%。

※1 Mobile Virtual Network Operator(仮想移動体電気通信事業者)の略。携帯基地局などの設備を保有しないため「仮想」と呼ばれる。
 ※2 MNOであるMVNOの契約数を除いた数値。

MVNOサービスのイメージ

【MVNOサービスの利用方法】

- ・ 電話番号や契約者情報等を登録したSIMカードを受け取り
- ・ 利用者のスマホ端末などに差し込み、データ通信等を実施

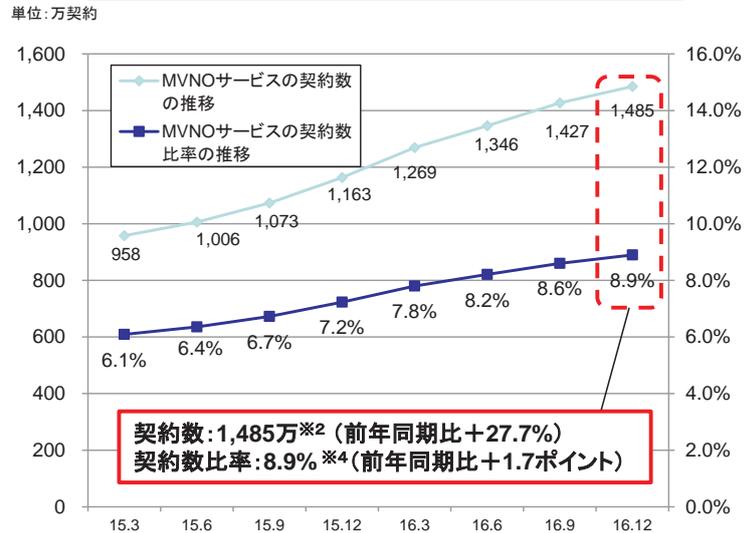


※3 MVNOの使用するMNOのネットワーク以外の事業者の端末であれば、SIMロック解除が必要。

【最近のMVNOサービス普及の動向】

- ・ 通話サービスを本格的に開始したこと
 - ・ 大手小売店が端末とSIMカードを店舗でセットで販売を開始したこと
- などによって、既存のMNOサービスに近づいたことで普及

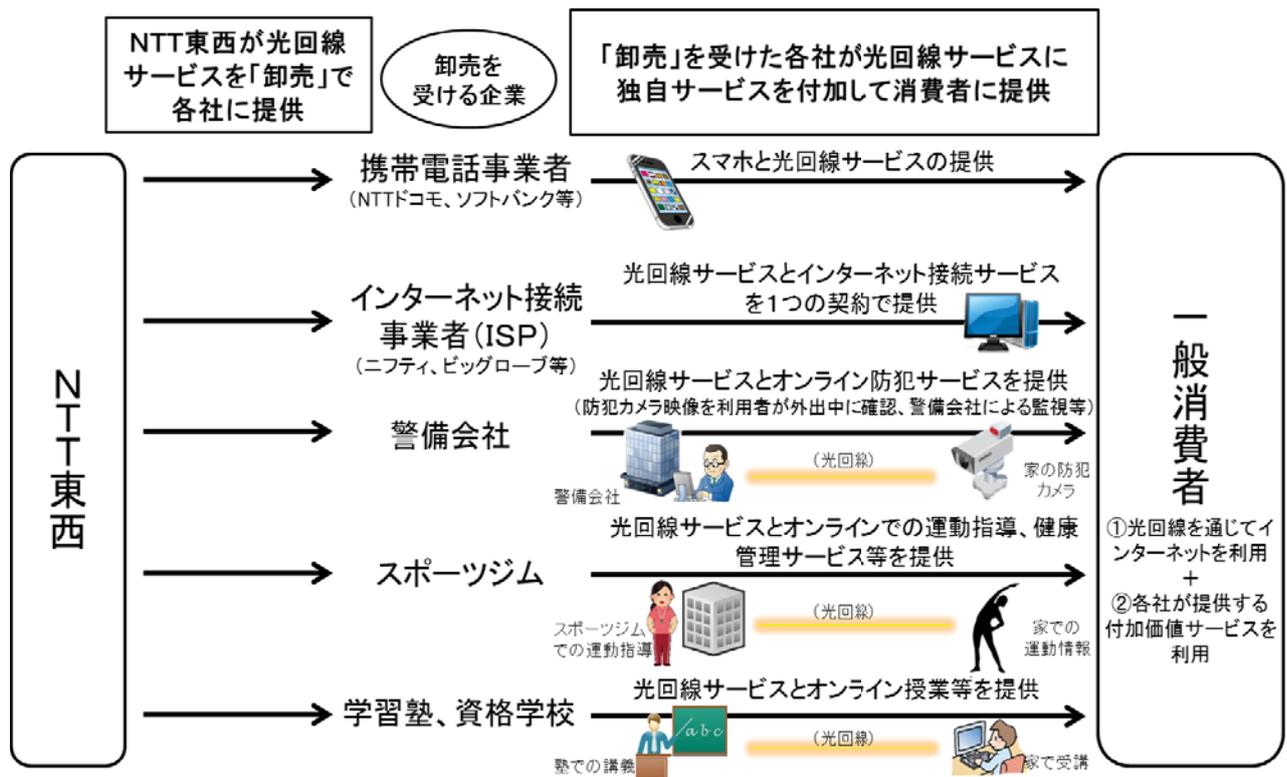
MVNOサービスの契約数及び契約数比率



※4 移動系通信(グループ内取引調整後)に占めるMVNOサービスの契約数(MNOであるMVNOの契約数を除いた数値)の比率。

1-(11) NTT東西による光回線の卸売サービスの概要

NTT東西は、平成27年2月から光回線の卸売サービス(サービス卸)の提供を開始。

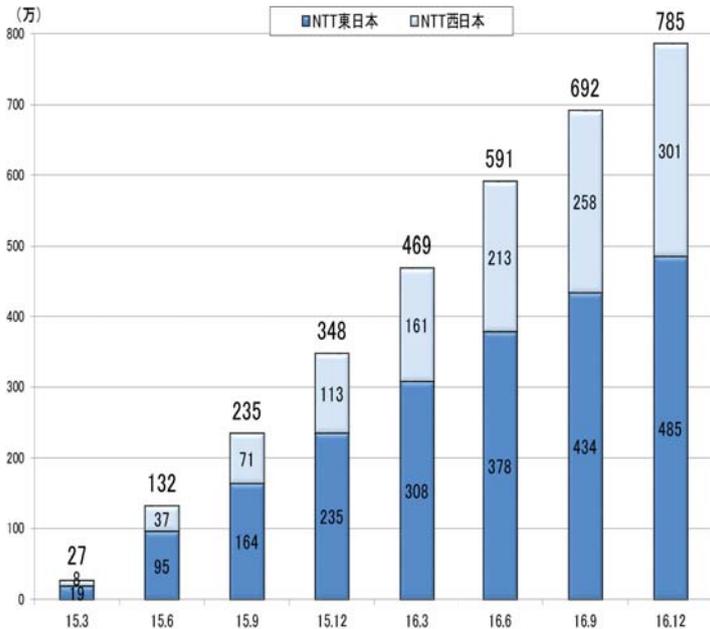


1-(12) サービス卸の卸契約数

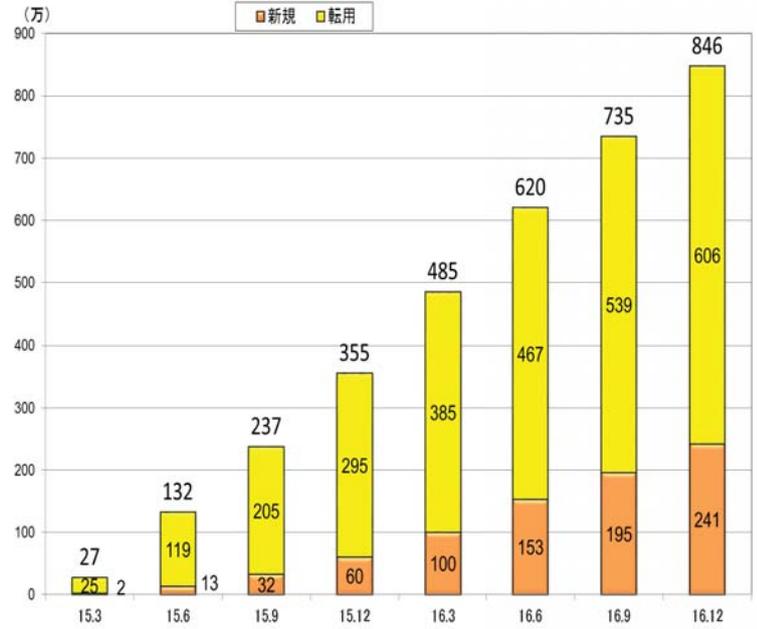
- ・サービス卸の卸契約数は、NTT東西合計で785万(2016年12月末)。
- ・NTT東西の別では、NTT西日本に比べ、NTT東日本が提供する卸契約数の方が大きく、全契約数の約62%。
- ・新規の開通数も徐々に増えているものの、全開通数の約72%は転用※。

※転用:「フレッツ光」を利用中のユーザーが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること

卸契約数



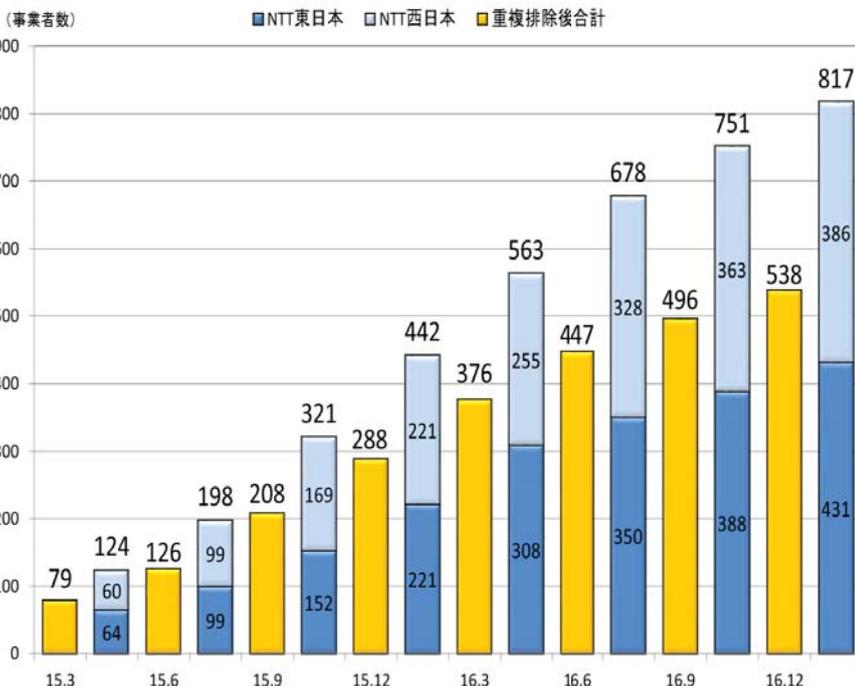
新規・転用別開通数



注1: 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値等が一致しない場合がある。
 注2: NTT東西において卸契約数の新規・転用別の内訳を集計していないため、卸契約数の新規・転用別の内訳は不明。

1-(13) サービス卸の卸先事業者数

- ・卸先事業者数は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の重複を排除した場合は496者。重複を排除しない単純合算の場合では751者(2016年12月末)。
- ・卸先事業者の半数以上(279者)に対し、NTT東西の両者が卸電気通信役務を提供。



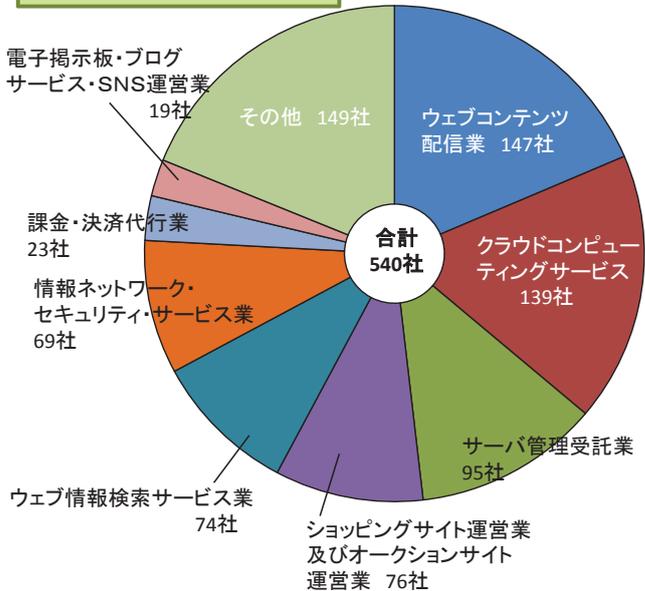
(参考)事業者の分類(主な業種による分類)

- MNO : 2者
- CATV事業者 : 65者
- ISP・MVNO事業者 : 379者
- その他事業者 : 92者

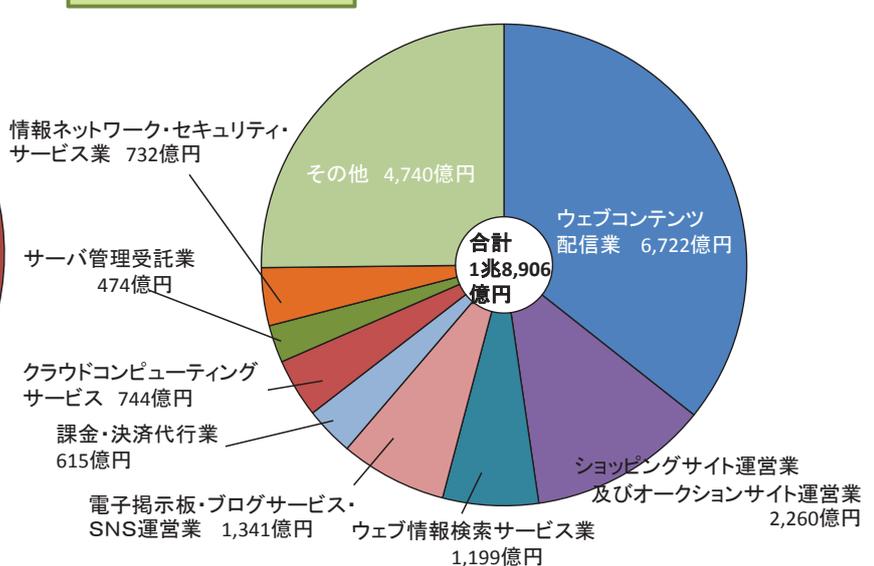
1-(14) インターネット附随サービス業

- ・ インターネット附随サービス業とは、主にインターネットを利用する上で必要な情報提供や配信サービス、各種サポートサービスを行う企業等(ポータルサイト・サーバ運營業、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ、インターネット利用サポート業など)。
- ・ インターネット附随サービス業の平成26年度売上高は1兆8,906億円(前年度比5.2%増)。
- ・ 売上高をサービス別にみると、ウェブコンテンツ配信業、ショッピングサイト運營業及びオークションサイト運營業、電子掲示板・ブログサービス・SNS運營業が上位。

サービス別企業数



サービス別売上高



※複数事業を併営する企業があるため、企業数の合計と内訳の和は必ずしも一致しない。

※売上高の内訳に回答のない企業があるため、売上高の合計と内訳の和は一致しない。
【総務省・経済産業省「平成27年情報通信業基本調査」をもとに作成】

2 電気通信事業に関する規律

- (1) 現行の電気通信事業法による規律の概要
- (2) 電気通信事業法の変遷
- (3) 現行のNTT法の枠組み
- (4) 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為
- (5) 指定電気通信設備制度の枠組み
- (6) 指定電気通信設備の範囲
- (7) 接続義務・接続拒否事由
- (8) NTT東西の接続料の算定方式
- (9) 長期増分費用方式に基づく接続料の推移
- (10) 加入光ファイバの接続料
- (11) 加入光ファイバ接続料の推移
- (12) モバイル接続料の推移
- (13) 卸電気通信役務と接続の違い
- (14) NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要
- (15) MVNO事業化ガイドラインの概要
- (16) 「SIMロック解除の円滑な実施に関するガイドライン」概要(平成29年1月改正)
- (17) 「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」概要(平成29年1月改正)
- (18) コンテンツ配信事業者等に係る紛争

2-(1) 現行の電気通信事業法による規律の概要

		電気通信事業者	
		第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(固定系)	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(移動系)
参入・退出規制 外資規制		【参入】 登録 (①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、または②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合) 上記以外の場合は届出 【退出】 事後届出(利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要) 【外資規制】 なし(NTT持株に対しては3分の1の外資規制)	
	料金・約款規制	原則として自由 【基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス:国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務)】 契約約款の作成、届出	【指定電気通信役務(※1)】 保障契約約款の作成、届出 【特定電気通信役務(※2)】 プライスキップ規制(上限価格規制)
利用者保護		事業休廃止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務	
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務 ・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理 等	
	行為規制	なし	【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者(NTTコム)との間の禁止行為】 ・役員兼任 等 ※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定(NTTドコモを指定) 【禁止行為】 同左
ユニバーサルサービス制度		【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話(加入電話に相当する料金で提供される光IP電話を含む)、第一種公衆電話、緊急通報 【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付	

(※1) 指定電気通信役務=第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務:NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、フレッツ光、ひかり電話、フレッツISDN等

(※2) 特定電気通信役務=指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務:NTT東西の加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)等

2- (2) 電気通信事業法の変遷

- ・一般の事業者に対しては、自由で多様な事業展開を可能とするため、累次の改正により、新規参入や料金に関する規制を緩和（現在では、利用者向け料金の事前規制は原則撤廃）。消費者保護ルールを整備・充実。
- ・特定の事業者（主要なネットワークを保有するNTT東西や携帯電話事業者）に対しては、そのネットワークを利用する事業者が公平な条件等でサービスを提供できるよう、接続ルール※1等の公正競争ルールを整備。

規律の変遷

※1接続ルール：他事業者にネットワークを開放する際に適用される料金・条件等に関して定めた法令の規定。

	昭和60年～ (1985年～)	平成9年～ (1997年～)	平成13年～ (2001年～)	平成16年～ (2004年～)	平成28年～ (2016年～)
事前規制から利用者視点を踏まえた事後規制へ					
事業者一般への規律	競争原理の導入 ・電気通信事業法の施行 ・電電公社の民営化（NTTの設立） 市場の自由化	参入規制の緩和 ・需給調整条項の廃止 ・外資規制の原則撤廃 料金規制の緩和 ・料金の認可制→届出制 ・プライスカップ制度※2の導入 多様な事業者の参入促進 自由な料金設定を可能に	約款規制等の緩和 ・契約約款の認可制→届出制 ・接続協定の認可制→届出制 ユニバーサルサービス制度の導入 紛争処理制度の導入 自由・迅速な事業展開の促進 セーフティネットを整備	参入許可制の廃止 ・許可制→登録/届出制 料金・約款の事前規制を原則撤廃 利用者保護の推進 ・事業の休廃止の周知義務化 ・提供条件の説明義務 ・苦情等の処理の義務化 自由な事業展開の促進 利用者保護ルールの整備	紛争処理機能の拡充 ・対象の拡大（コンテンツプロバイダーとの紛争） 利用者保護ルールの拡充 ・書面交付・初期契約解除制度の導入 ・不実告知等の禁止 ・勧誘継続行為の禁止 ・代理店に対する指導等
	特定の事業者への規律	ネットワークを借りやすくして多様な事業者による自由な事業展開を促進	固定系への接続ルールの導入 ・接続約款の認可制の導入 ・接続会計の導入 ・アンバンドル※3の義務化 NTTの再編成 ・持株、地域会社（東・西）、長距離会社（コム）に再編	移動系への接続ルールの導入 ・接続約款の届出制 禁止行為規制※の導入 ※特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱いの禁止等 NTT東西の業務範囲拡大	市場支配力の濫用を禁止
料金低廉化・サービス多様化のための公正競争ルールの整備・強化					

※2 プライスカップ制度：料金水準の「上限」を定める上限価格方式による料金規制。 ※3 アンバンドル：ネットワークの必要な部分のみを細分化して利用できるようにすること。

2- (3) 現行のNTT法の枠組み

	日本電信電話株式会社 (持株会社)	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目的 (第1条)	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を経営する。
事業 (第2条)	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究	◇地域（＝同一の都道府県内）電気通信業務 ◇地域電気通信業務に附帯する業務（「附帯業務」） ◇地域会社の目的を達成するために必要な業務（「目的達成業務」）【事前届出】 ◇業務区域以外の区域における地域電気通信業務【事前届出】 ◇地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務（「活用業務」）【事前届出】
責務 (第3条)	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及	
株式 (第4条～第7条)	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 ◇政府保有株式の処分制限	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有
役員等 (第10条～第12条)	◇役員選任決議認可、外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可、剰余金処分決議認可 ◇事業計画認可	◇外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可

2- (4) 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為

- シェアが高く市場支配力を有する事業者(市場支配的事業者)に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為についてあらかじめ禁止する制度。

<対象事業者>

- ① [固定通信市場] アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者(一種指定事業者): NTT東西
- ② [移動通信市場] 二種指定事業者(端末シェア10%超)のうち、収益シェア40%超等の者: NTTドコモ

<NTT東西に対する禁止行為の内容>

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い

製造業者等への不当な規律・干渉

<NTTドコモに対する禁止行為の内容>

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

総務大臣が指定する
グループ内の事業者
(特定関係法人※)に限定

※ 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー、株式会社NTTぷらら、株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社

2- (5) 指定電気通信設備制度の枠組み

	第一種指定電気通信設備制度(固定系)	第二種指定電気通信設備制度(移動系)
指定要件	都道府県ごとに50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTTを指定(97年) (その後、再編に伴いNTT東日本・西日本を改めて指定(01年))	業務区域ごとに10%超(当初は25%超)の端末シェアを占める伝送路設備を有すること NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)、沖縄セルラー(02年)、ソフトバンク(12年)を指定
指定対象設備	加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備	基地局や交換機等、移動体通信役務を提供するために設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備
接続関連規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続約款(接続料・接続条件)の認可制 ■ 接続会計の整理義務 ■ 網機能提供計画の届出・公表義務 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 接続約款(接続料・接続条件)の届出制 ■ 接続会計の整理義務
卸関連規制	■ 卸電気通信役務の届出制	■ 卸電気通信役務の届出制
利用者料金関連規制	<p>指定電気通信役務(第一種指定電気通信設備により提供される役務であって、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約約款の届出制 ■ 電気通信事業会計の整理義務 <p>特定電気通信役務(指定電気通信役務のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ プライスキャップ規制 	<p>更に、収益ベースのシェアが25%を超える場合に個別に指定された者に対する規制</p> <p>NTTドコモ(02年)を指定</p>
行為規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定業務以外への情報流用の禁止 ■ 各事業者の公平な取扱い ■ 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止 ■ 特定関係事業者との間のファイアウォール ■ 設備部門と営業部門との間の機能分離 ■ 委託先子会社への必要かつ適切な監督 <p>■ 電気通信事業会計の整理義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定業務以外への情報流用の禁止 ■ グループ内事業者の不当な優遇の禁止 <p>■ 電気通信事業会計の整理義務</p>

2-(6) 指定電気通信設備の範囲

- ・ 現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
- ・ 平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象化。
- ・ 平成22年1月8日、戸建て向け光信号用の屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象化。

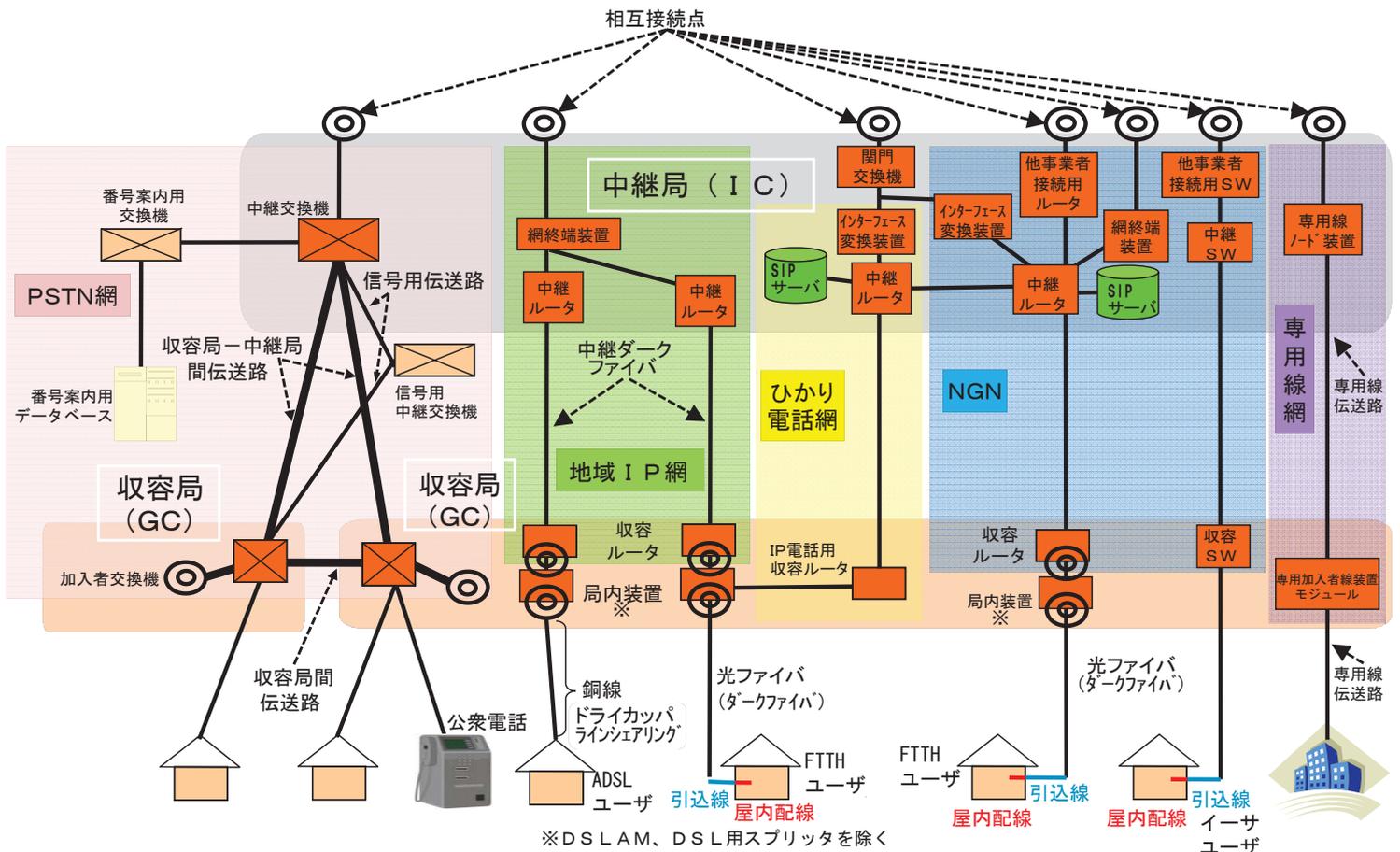
第一種指定電気通信設備の指定内容

1. 固定端末系伝送路設備(加入者側終端装置、主配線盤等を含む)
2. 第一種指定端末系交換等設備及び第一種指定中継系交換等設備 (ただし、以下の設備を除く。 ・他の電気通信事業者の設備への振り分け機能を有さないルータ(当該ルータと対向するルータが振り分け機能を有する場合を除く) ・DSLAM(G.992.1/G992.2 Annex C準拠に限る。)及びDSL用スプリッタ(コロケーションできない局舎に設置される場合を除く)
3. 第一種市内伝送路設備及び第一種指定中継系伝送路設備
4. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
5. SIPサーバ
6. 番号案内に用いられる番号案内データベース
7. 公衆電話機及びこれに付随する設備
8. 番号案内に用いられる交換機、案内台装置及び伝送路設備
9. 相互接続点までの伝送路設備

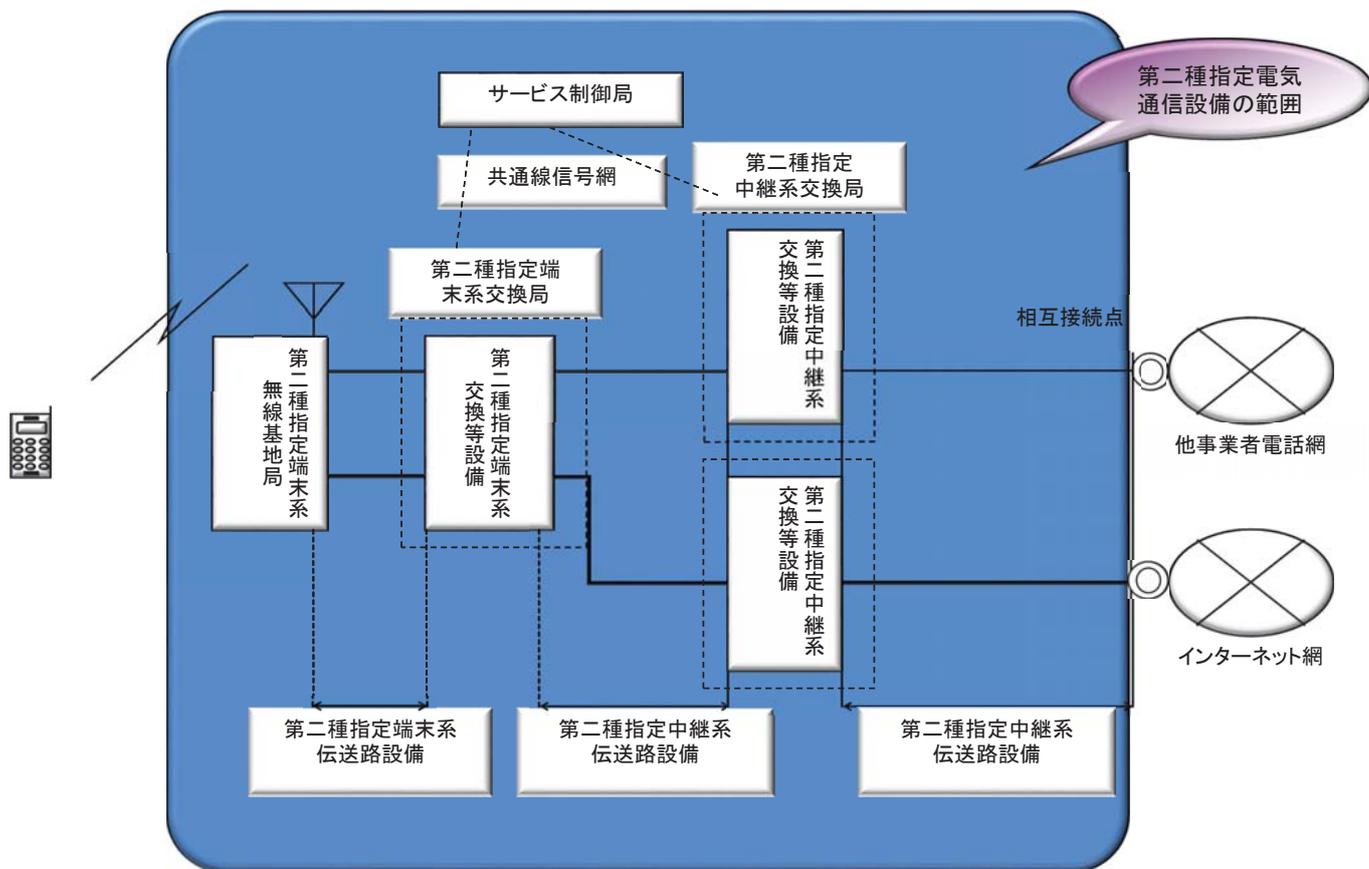
第二種指定電気通信設備の指定内容

交換設備	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの(第二種指定端末系交換設備)
	2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの(第二種指定中継系交換設備) (ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるものうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。)
伝送路設備	3. 第二種指定中継交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備
	4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備(第二種指定端末系無線基地局)
	5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物(第二種指定端末系交換局)との間に設置される伝送路設備
	6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
その他	7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
	8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
	9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.~8. に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(3.~8.に掲げるものを除く。)

【参考】 第一種指定電気通信設備の範囲(概念図)



【参考】 第二種指定電気通信設備の範囲(概念図)



2-(7) 接続義務・接続拒否事由

◎接続義務

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することによって、利用者が多様なサービスを楽しむことができることから、ネットワークを保有している全ての事業者に対して、以下のような場合(接続拒否事由)を除き、他事業者からの接続の請求に応諾しなければならない。(電気通信事業法第32条)

電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
(法第32条第1号)

電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき
(法第32条第2号)

その他、総務省令で定める正当な理由があるとき
(法第32条第3号)

- (例)
- ✓ 電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるとき(逐条解説)
 - ✓ 請求された接続により、請求を受けた者の提供する電気通信役務について適切な品質の保持が困難となるとき(逐条解説)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等により当該MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)

- (例)
- ✓ 請求者の役務と需要を共通としているため、請求を受けた者において電気通信回線設備の保持が経営上困難になる等、経営に著しい支障が生じるとき(逐条解説)
 - ✓ 接続を拒否するためには、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できなければならない(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき
(施行規則第23条1号)

- (例)
- ✓ 請求者の運転資本等や、期待される短期的な収益、予定される資金調達を考慮しても、請求者が接続に関し負担すべき金額や、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金の金額を支払うことができると判断することはできない場合は、接続拒否事由にあたる(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

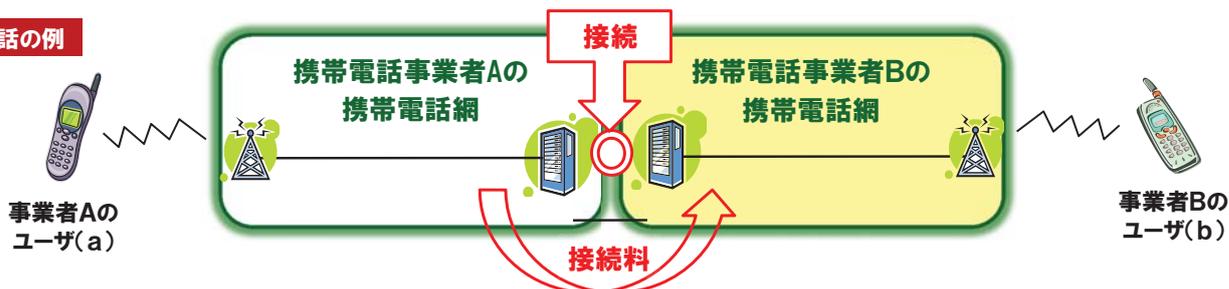
接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき
(施行規則第23条2号)

- (例)
- ✓ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合(MVNO事業化ガイドライン)

【参考】電気通信事業分野における接続

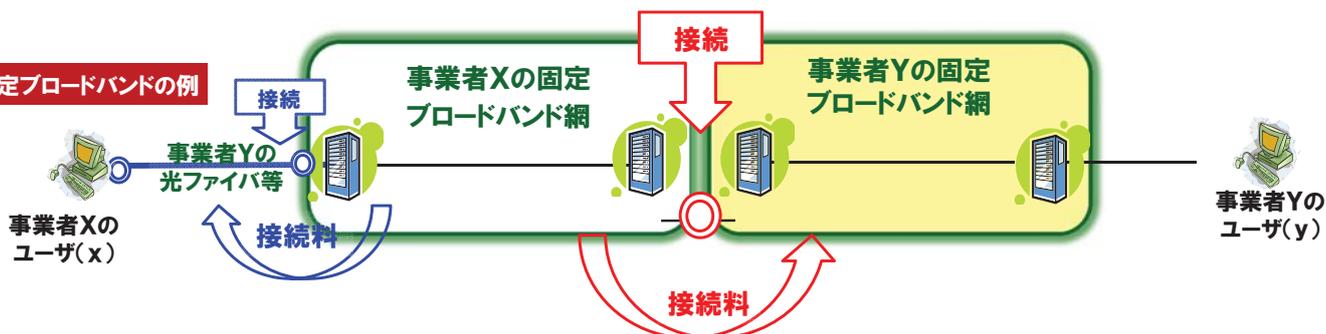
(a)から(b)の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の賃借料(接続料)を支払う

携帯電話の例



(x)から(y)の通信の場合、事業者Xは、事業者Yの固定ブロードバンド網の賃借料(接続料)を支払う(赤字部分)さらに、固定ブロードバンドの場合、事業者Yの加入光ファイバやメタル回線を賃借する(接続料を支払う)ケースもあり(青字部分)

固定ブロードバンドの例

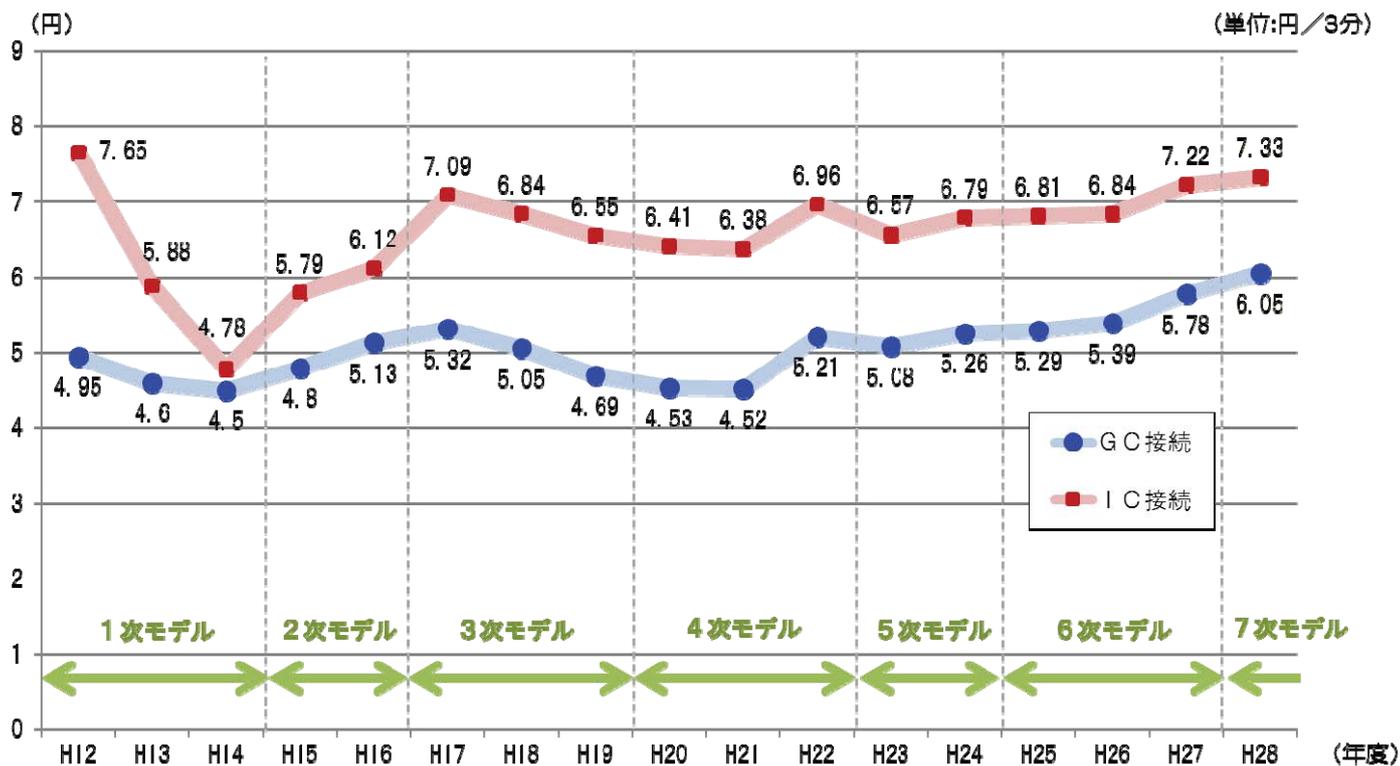


2-(8) NTT東西の接続料の算定方式

接続料算定方法の一覧

算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC方式)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された最も効率的なネットワークモデル(LRICモデル)に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網 (加入者交換機能、中継交換機能 等)
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> NGN (収容局接続機能、IGS接続機能、中継局接続機能、イーサネット接続機能) 加入者回線(光ファイバ)
	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 直近の実績に基づき接続料を算定した上で、適用年度実績との乖離分については「調整額」として次期接続料原価に算入 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(銅線) 中継光ファイバ回線 専用線 公衆電話 等
小売マイナス方式 (キャリアズレート)		<ul style="list-style-type: none"> 小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料とする 	<ul style="list-style-type: none"> ISDN加入者回線(INS1500) 専用線

2-(9) 長期増分費用方式に基づく接続料の推移



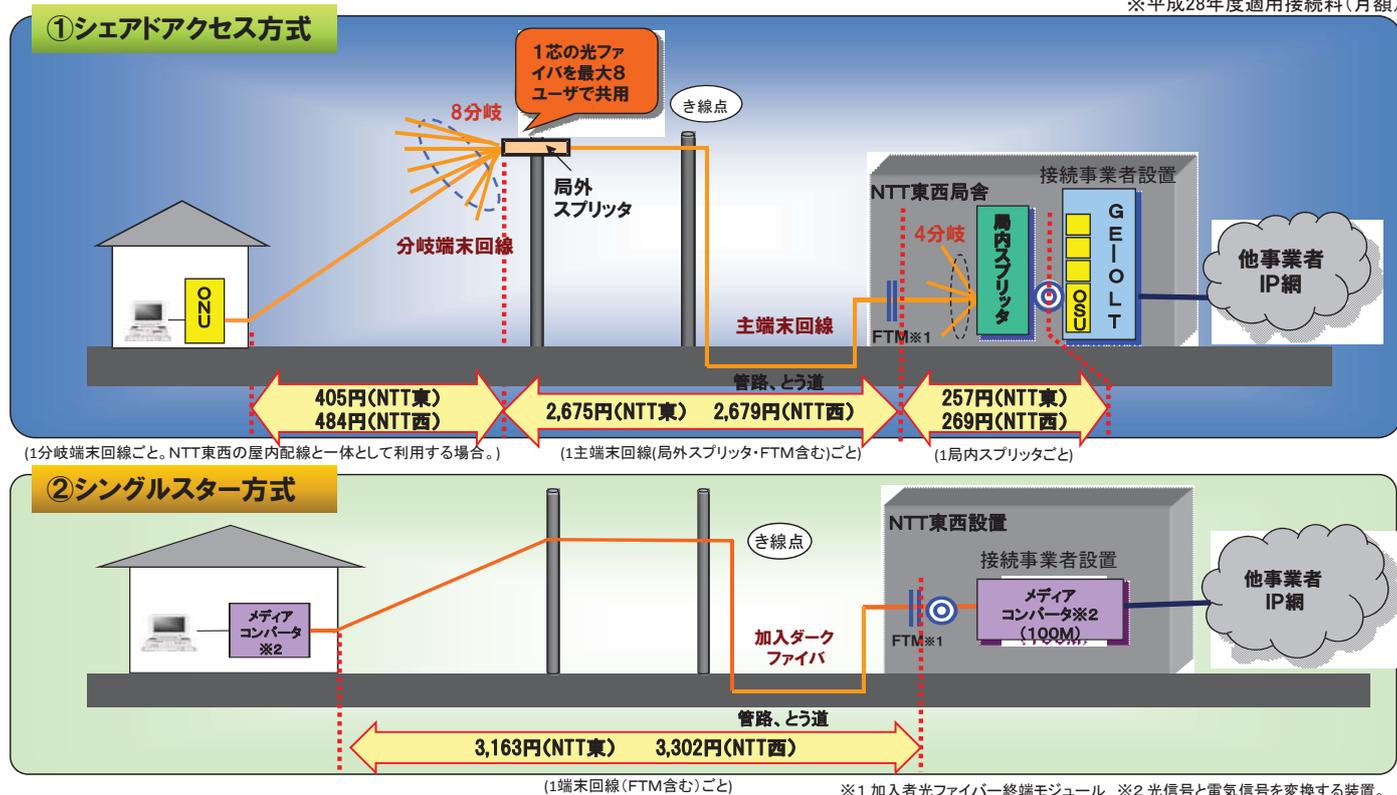
GC(Group unit Center)接続料:NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と加入者交換機で相互接続する際に支払う接続料
 IC(Intrazone tandem Center)接続料:NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と中継交換機で接続する際に支払う接続料

2-(10) 加入光ファイバの接続料

加入光ファイバは、現在、次の2つの方式により提供。

- ①戸建て向け(シェアドアクセス方式、局外スプリッタにおいて8分岐し、分岐端末回線と接続する方式)
- ②集合住宅向け(シングルスター方式、加入ダークファイバに接続する方式)

※平成28年度適用接続料(月額)

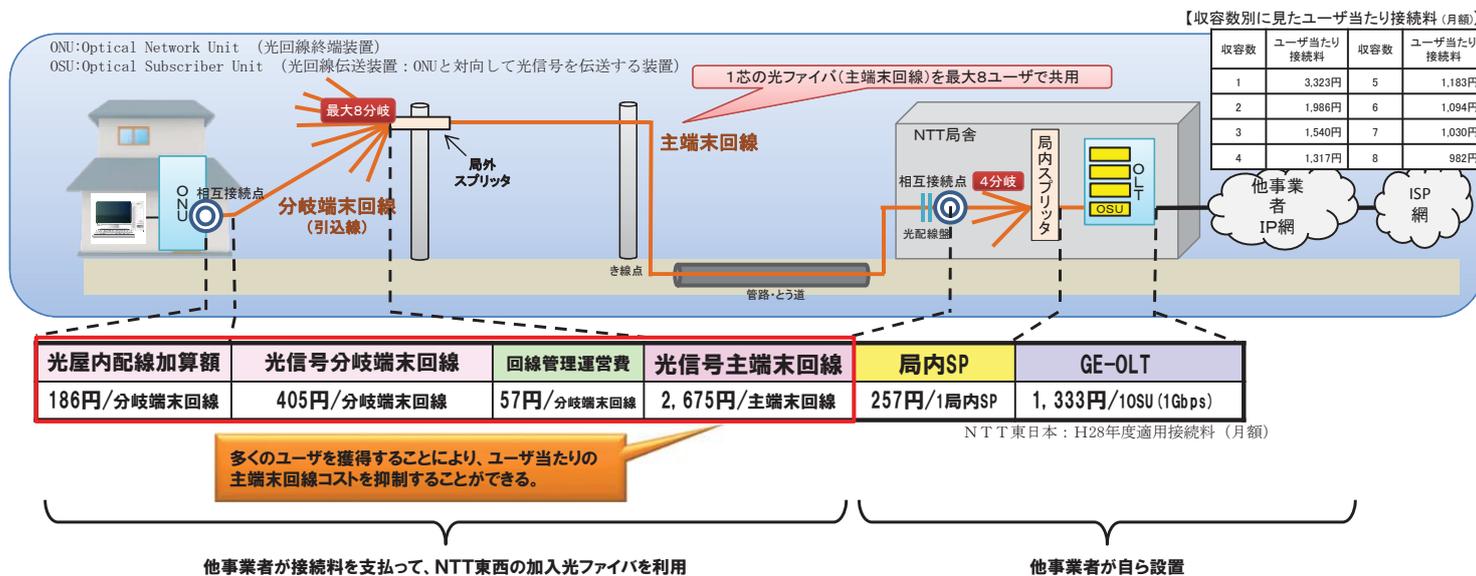


【参考】シェアドアクセス方式における「芯線単位接続料」

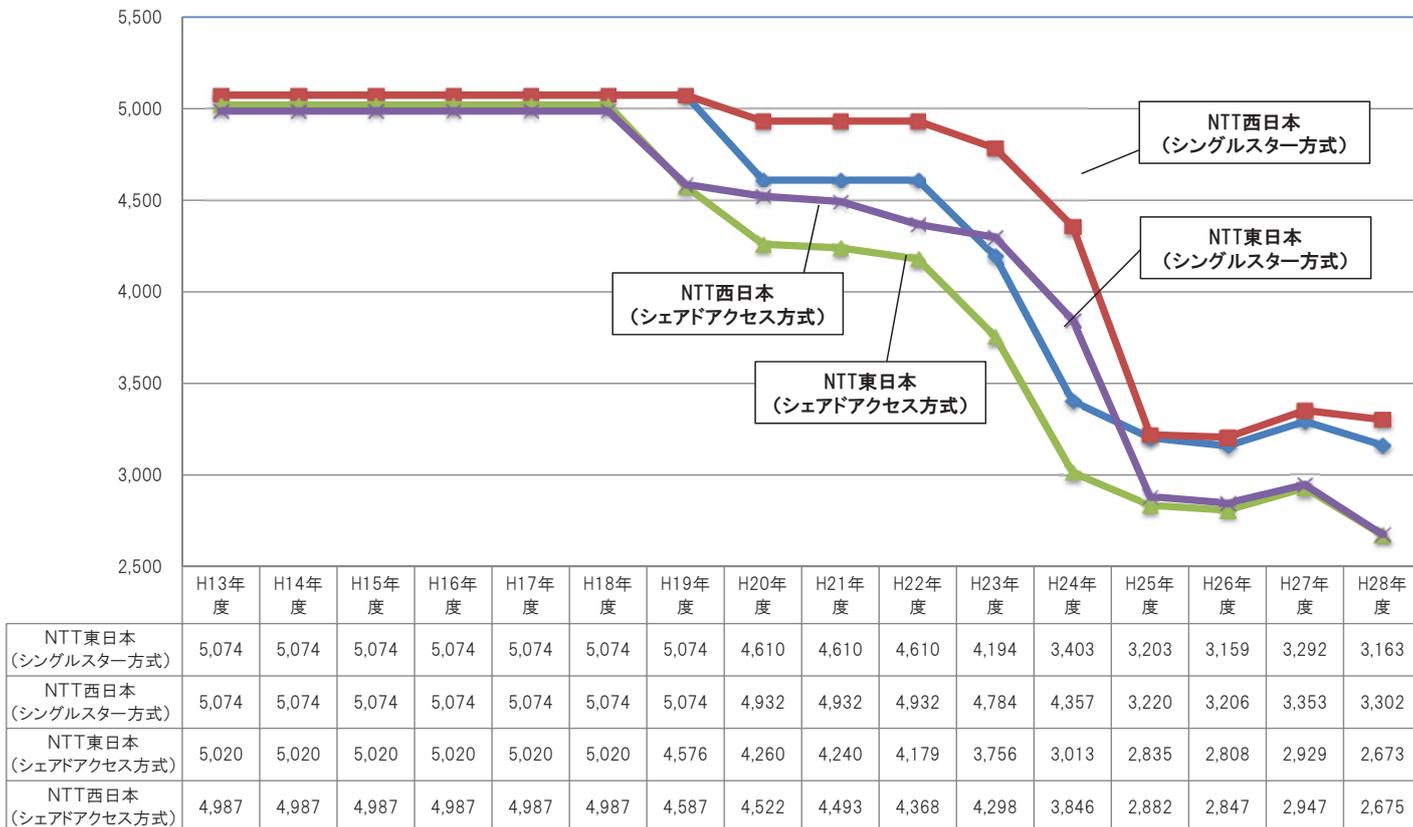
- NTT東西のシェアドアクセス方式(※)の加入光ファイバを他事業者が利用する場合、**NTT局舎内の装置(OSU)やユーザ宅内の装置(ONU)を当該事業者が設置・専有することが前提となるため、装置間にある光ファイバについても当該事業者が専用することが必要。**

※ 設備効率を高めるため、ネットワークの途中にスプリッタを挿入して一芯の加入光ファイバを最大8ユーザで共用する方式。

- このため、NTT東西は、現在、加入光ファイバを他事業者が利用する場合の接続料について、専用する設備の需要量に応じて、すなわち、**主端末回線については主端末回線の芯線数を単位として設定(「芯線単位接続料」)。**



2-(11) 加入光ファイバ接続料の推移

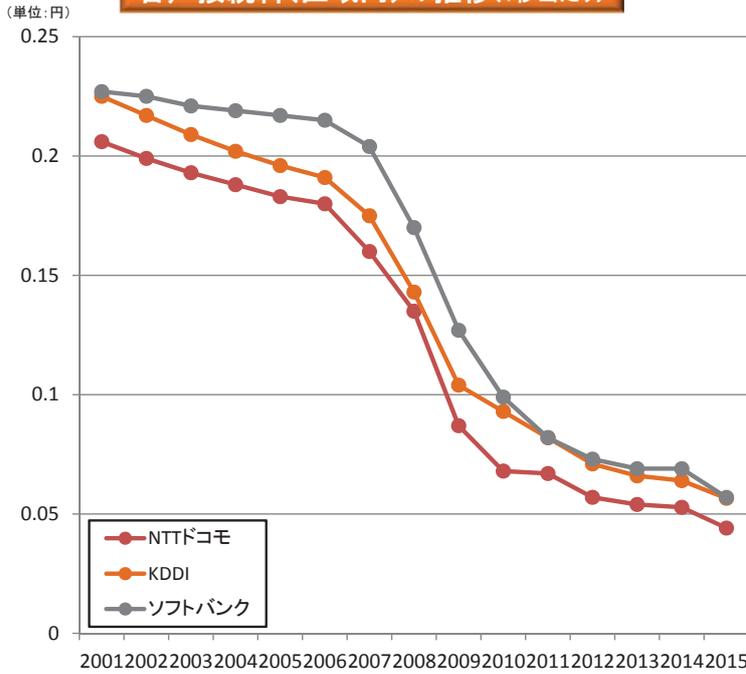


※1 シングルスター及びシェアドアクセスの接続料は、7年間(H13年度～H19年度)、3年間(H20年度～H22年度)、(H23年度～H25年度)、(H26年度～H28年度)、4年間(H28年度～H31年度)を算定期間とする将来原価方式により算定。

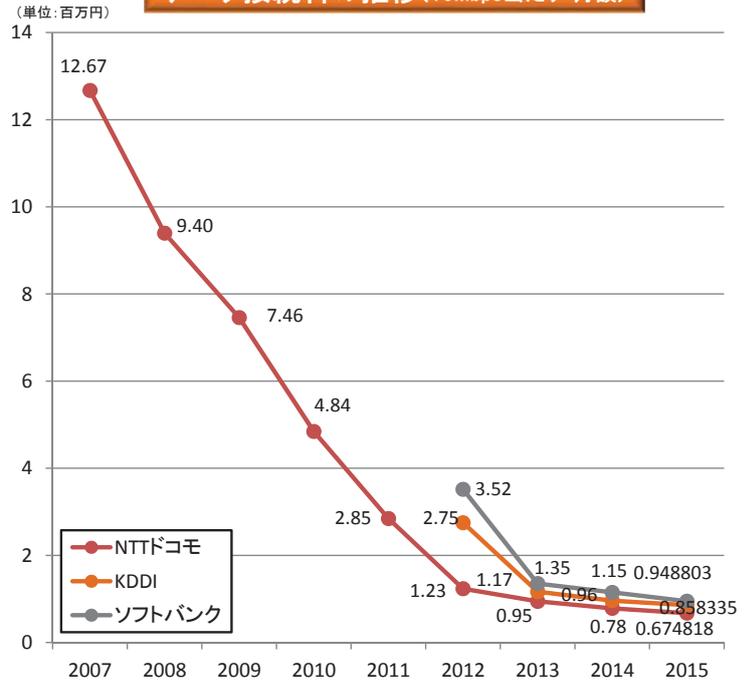
※2 シェアドアクセスについては局外スプリッタ料金(H18年度までは将来原価方式、H19年度以降は実績原価方式で算定)を含み、引込線料金(加算料)を含まない。

2-(12) モバイル接続料の推移

音声接続料(区域内)の推移(1秒当たり)



データ接続料の推移(10Mbps当たり・月額)



実績年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014 ^{※1}	2015 ^{※2}
NTTドコモ	0.206	0.199	0.193	0.188	0.183	0.180	0.160	0.135	0.087	0.068	0.067	0.057	0.054	0.052808	0.044138
KDDI	0.225	0.217	0.209	0.202	0.196	0.191	0.175	0.143	0.104	0.093	0.082	0.071	0.066	0.064	0.056614
ソフトバンク	0.227	0.225	0.221	0.219	0.217	0.215	0.204	0.170	0.127	0.099	0.082	0.073	0.069	0.069	0.056977 ^{※3}

実績年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014 ^{※1}	2015 ^{※2}
NTTドコモ	12,671,760	9,396,038	7,458,418	4,843,632	2,846,478	1,234,911	945,059	784,887	674,818
KDDI	-	-	-	-	-	2,751,142	1,166,191	960,541	858,335
ソフトバンク	-	-	-	-	-	3,517,286	1,352,562	1,151,355	948,803

* 各実績年度に基づく接続料は、概ね実績年度の翌年度末に届出がなされ、原則、各実績年度の翌年度期首以降の接続協定に関して遡及精算される。ただし、2013年度以降の実績に基づくデータ接続料は各実績年度の翌年度ではなく、当該年度の期首以降の接続協定に関して遡及精算される。従って、2014年度の接続協定は、最終的に、2013年度実績に基づく音声接続料及び2014年度実績に基づくデータ接続料で精算される。
 ※1 2014年度の接続料は、2016年5月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。
 ※2 2016年2月に施行された第二種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令に基づき、βの算定に用いる期間がそれまでの任意の期間から、3年に変更となった。
 ※3 2015年4月1日に旧ワイモバイルがソフトバンクに吸収されたため、2015年実績値には旧ワイモバイルの値も含まれている。また、2015年度算定期間からソフトバンクは音声接続料の区域内外の区別を廃止した。

【参考】モバイル接続料の「β」算定方法見直しに係る省令改正等

- 二種指定設備設置事業者の接続料の上限値については、「第二種指定電気通信設備接続料規則」(二種接続料規則)において規定。
- 今後の接続料の適正性を確保するべく、「自己資本利益率」の算定に用いられる「β」の算定方法を統一かつ具体的に定める改正を行う(平成29年2月15日施行)。

二種接続料規則(第9条第4項)の改正内容

① βの算定方法

- 現時点で移動通信事業の比率が最も高いNTTドコモの株価を元に算出する算定方法を、告示で具体的に規定。

② βの上限値

- NTTドコモの事業多角化等により、算定されたβが本来あるべき「移動電気通信事業に係るリスク」を勘案した値よりも高くなる可能性があるため、移動通信事業の安定性を考慮し、βの上限値を、主要企業の平均である「1」とする。

③ 見直し時期(附則)

- 移動通信事業の環境変化等により、上記の算定方法が合理的でなくなる可能性もあるため、省令施行後3年を目途として見直しを検討。

④ 適用時期(附則)

- 2015年度算定期間の接続料から適用。

二種接続料告示[※](第3条:追加)で定めるβの算定方法

※平成28年総務省告示第110号

「移動電気通信事業に係るリスク」の勘案方法

- NTTドコモの株価βからNTTドコモの財務状況に係るリスクを排除(アンレバー)したβを算定し、これに対して各社の財務状況に係るリスクを勘案(リレバー)したものをを用いる。

株価β算出のための株価の計測期間等

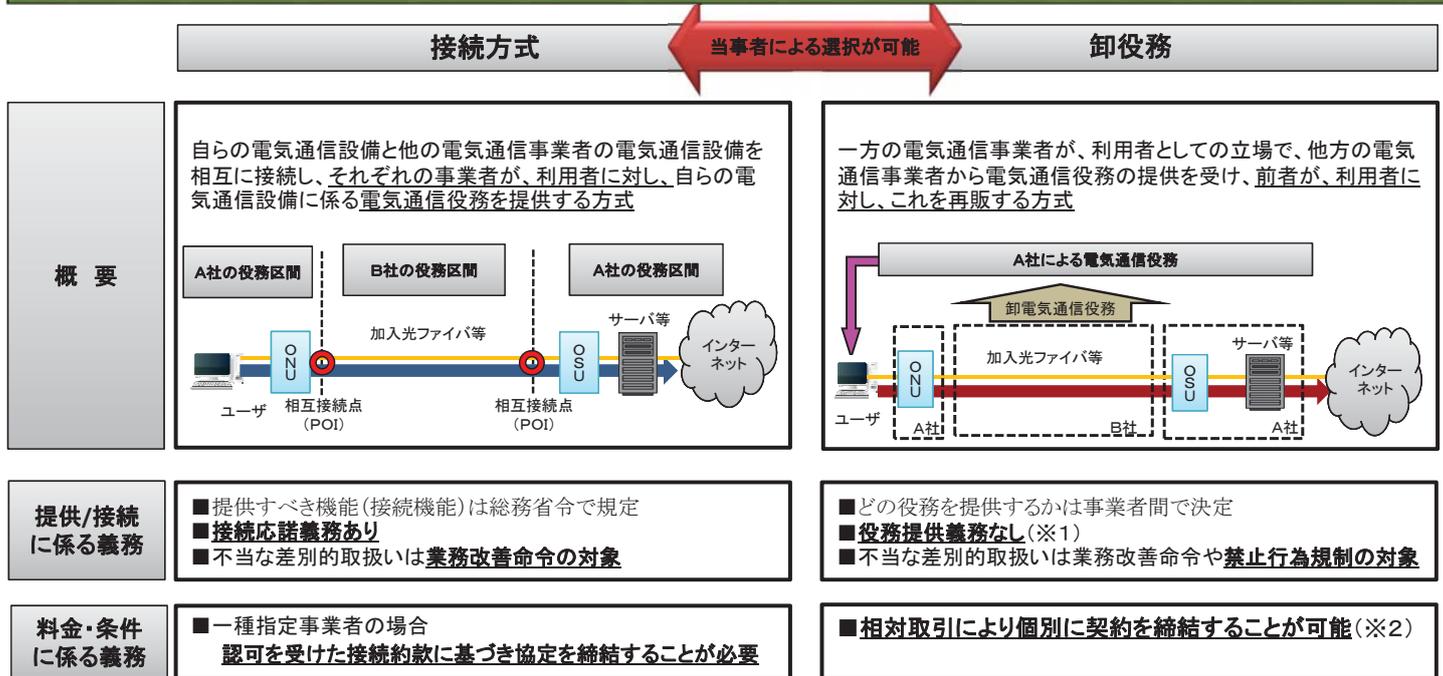
- 株価β算出のための株価は、3年間の計測期間、日次の採録頻度で取得したものをを用いる。

「事業者の財務状況に係るリスク」の勘案方法

- 一般的に用いられている方法を元に、アンレバー・リレバーの具体的な算定式を規定。
- アンレバーはNTTドコモ、リレバーは事業者ごとの、接続会計の簿価を用いた資本構成比を使用。

2-(13) 卸電気通信役務と接続の違い

- ・ 加入光ファイバの利用形態としては、電気通信事業法上は「接続」と「卸役務」のいずれかの方式を当事者が任意に選択可能。
- ・ 「接続」を利用する方式の場合、接続事業者は、総務大臣の認可を受けた接続約款に基づき、一律に適用される接続料・接続条件で接続協定を締結することが可能。他方、それ以外の接続料・接続条件では接続協定を締結できない。
- ・ 「卸役務」を利用する方式の場合、事業者間で個別に設定した料金等により、柔軟にネットワークの提供を受けることが可能。



※1 ただし、認定電気通信事業者については、正当な理由がなければ、当該事業に係る役務提供を拒んではならない(電気通信事業法第121条)。

※2 ただし、卸役務が指定電気通信役務に該当する場合、保障契約約款の事前届出が必要(電気通信事業法第20条)。

2-(14) NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要

NTT東西の光回線の卸売サービスに関する電気通信事業法の適用関係を明確化することにより、公正な競争環境を確保するとともに、行政運営に関する予見可能性を高めることを目的として、ガイドラインを策定(2015年2月)。

電気通信事業法上問題となり得る行為に関するガイドラインの主な記載

卸提供事業者(NTT東西)が行う行為

- ・ NTT東西の光回線の卸売サービス(「サービス卸」)の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、自己の関係事業者のみを対象とした割引料金の設定など、**特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと**
- ・ 「サービス卸」の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、実質的に**特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らか**なような大口割引を行うこと

卸先事業者が行う行為

- ・ 「サービス卸」を活用し固定通信サービスとモバイルサービスをセット提供・セット割引をする場合において、**競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者(CATV事業者等)の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること**
- ・ (市場支配的事業者である)NTTドコモが、「サービス卸」を活用する際、**合理的な理由なく、(NTT東西の提供するサービス卸のみとの)排他的な組み合わせで、自己が提供する他のサービス(モバイルサービスなど)との割引サービスを提供すること**

2-(15) MVNO事業化ガイドラインの概要

- 電波の有限希少制により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、既存の携帯電話事業者(MNO)から無線ネットワークを調達してサービスを提供するMVNOの新規参入を促し、モバイル事業者間の競争を進展させることが重要。
- このため、MVNOの参入手続などMVNOの事業展開を図る上で必要となる法令を解説するガイドラインの策定・見直しや、ネットワーク調達に関する規律の見直しなどを通じて、MVNOの新規参入を促進。

MVNO事業化ガイドライン※の概要

※MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
(2002年策定、2007年・2008年・2012年・2013年・2015年・2017年改定。今後も必要に応じて改定を実施。)

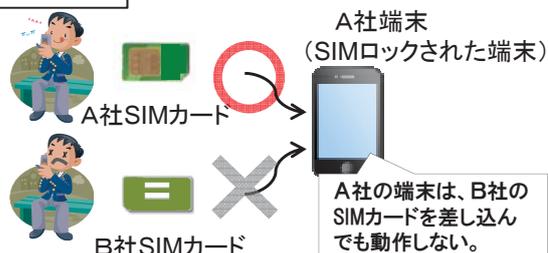
- MVNOの事業開始に必要な手続**
 - MVNOは、事業を営もうとする場合、電気通信事業法に基づき、登録又は届出が必要
 - MVNOは、無線局を自ら開設しないことから、電波法に基づく無線局免許の申請等の手続は不要
- MVNOとMNOとの間の関係**
 - MVNOが利用者にサービスを提供する場合、MVNOが利用者料金を設定することが可能
 - MVNOのネットワーク調達の際の設備の使用料(接続料)は、従量制課金のほか、回線容量単位(帯域幅)の課金方式を採用することも可能
- MNOにおけるコンタクトポイントの明確化**
 - MNOは一元的な窓口(コンタクトポイント)を設け、MVNOとの協議を適正・円滑に行う体制を整備することが望ましい
- MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化**
 - MVNOの競争上の地位を守るため、MNOネットワーク提供に当たって必要となるMVNOの事業計画等の聴取について、聴取可能な範囲を例示列挙
- ネットワークの輻輳対策**
 - 無線ネットワークの輻輳対策については、MVNOとMNOとの十分な協議や、MVNOに対する必要な情報提供が求められる
- 協議が調わなかった場合の手続**
 - MVNOとMNOとのネットワーク調達の協議が調わなかった場合は、総務大臣による協議命令・裁定制度や、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度の利用が可能
- MVNOによる端末の調達**
 - MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける端末の適切な運用を求めることが可能
- MVNOと利用者との間の関係**
 - MVNOが利用者の個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法や通信の秘密の規定の遵守が必要
 - MVNOは、利用者に対する料金等の提供条件の説明や、苦情等に対する適切な処理が必要
- 契約数等の報告**
 - 契約数が3万以上であるMVNO及びMNOであるMVNOは、毎四半期ごとに契約数等の報告が必要

2-(16)「SIMロック解除の円滑な実施に関するガイドライン」概要(平成29年1月改正)

趣旨

○事業者の乗り換えや海外渡航時の一時的な事業者の変更の妨げとなっているSIMロックについて、円滑な解除の実施を確保

SIMロックの概要



- 「SIMロック」とは、携帯電話事業者が、(自社のSIMカード等)特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するよう端末を設定すること。
- 利用者が携帯電話事業者を乗り換える際には、SIMロックにより端末が使用できなくなるため、新たに端末を購入することが必要。

ガイドラインの具体的な内容

- 事業者は、平成27年5月1日以降新たに発売される端末について、利用者の求めに応じて、原則として無料でSIMロック解除に応じる。
- 端末の割賦代金の不払等を防止するため、最低限必要な期間(※)は、SIMロック解除に応じないことなど必要最小限の措置を講じることは可能。
※割賦払の場合:100日程度以下
一括払の場合:当該支払を確認できるまでの期間
- MNOによる自社ネットワークを利用するMVNO向けのSIMロックは、②の必要最小限の措置には該当しない。
- 役務契約の解約時等に原則SIMロック解除に応じること等について利用者に説明を行う。
- SIMロック以外の機能制限についても、SIMロック解除時に併せて解除できるよう努める。

趣旨

- 大手携帯電話事業者による、MNP等により端末を購入する一部の利用者への行き過ぎた端末購入補助の適正化により、
 - 高止まりしている通信料金の低廉化
 - 端末購入補助を受けない長期利用者等との公平性の確保
 - 低廉なMVNOサービスの一層の普及を図る。

端末の実質負担のイメージ

端末購入補助の内容

定価

- スマートフォン購入又はMNP※を条件とする
 - 携帯電話の通信料金割引
 - スマートフォンの購入代金割引
 - キャッシュバック・商品券・ポイント等
- スマートフォンの販売又はMNP※(1月未満の臨時増額に限る)に応じて販売店に支払う金銭(販売奨励金) ※端末購入を伴わないSIMのみ契約は除く

(対象とするもの)

- 他の物品・役務とのセット割引
- データ通信量の無料増量

(対象外とするもの)

- 下取りによる割引等(中古市場での一般的な買取価格を著しく超える場合は、超える部分は対象)
- 一定年齢以上又は以下を条件に、期限の定めがなく継続的に提供される割引等

利用者間で著しい不公平を生じないように、調達費用及び関連下取り等価格※に照らし合理的な額の負担

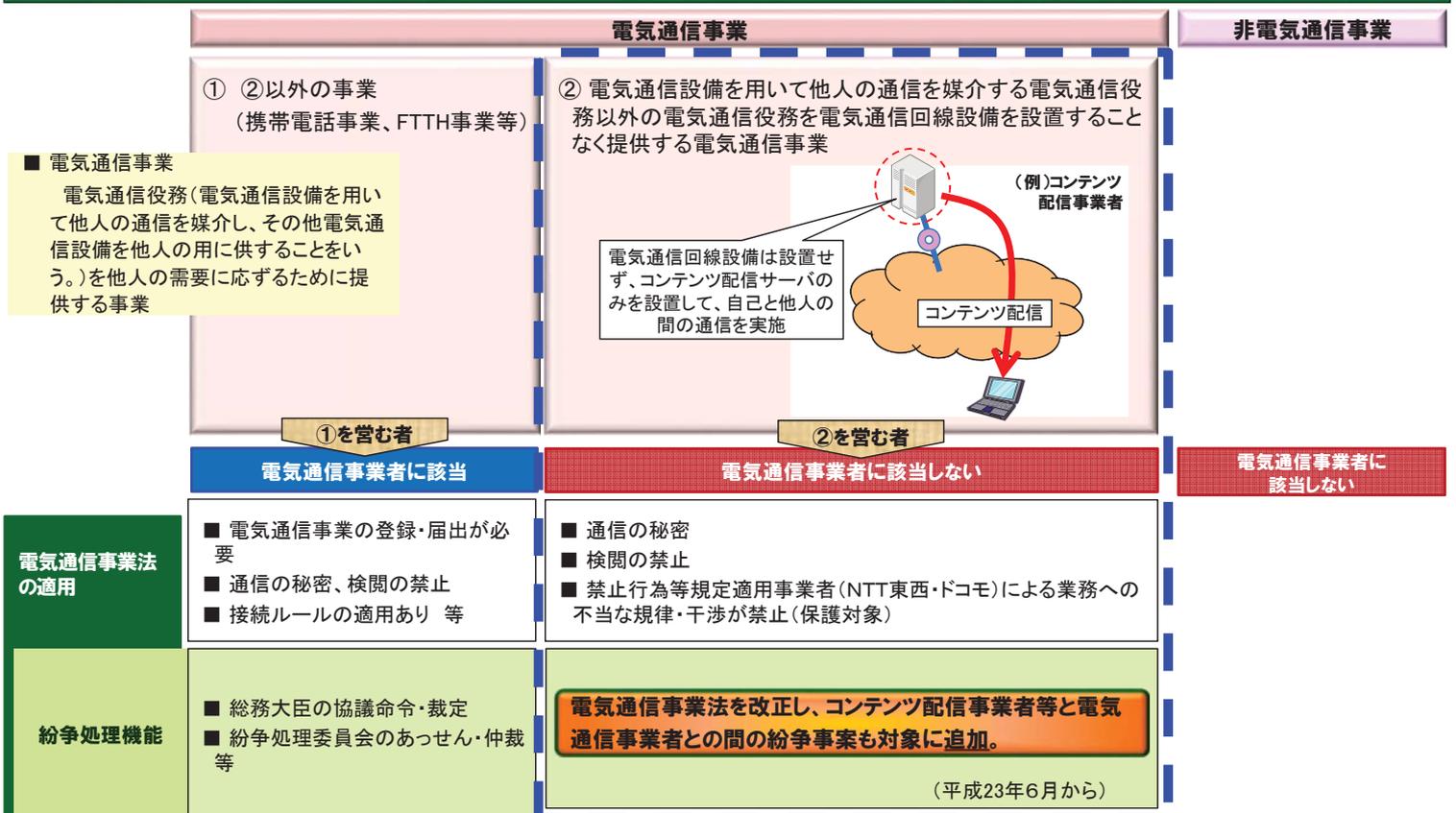
※2年前の同型機種の下取り価格

在庫処理(型落ち)、通信方式変更・周波数帯移行、廉価端末の場合の割引

実質0円

2-(18) コンテンツ配信事業者等に係る紛争

コンテンツ配信事業、通信プラットフォーム事業等(電気通信事業法第164条第1項第3号)は、電気通信事業法の適用除外(一部規定は適用)となる電気通信事業に該当(≠電気通信事業者)。

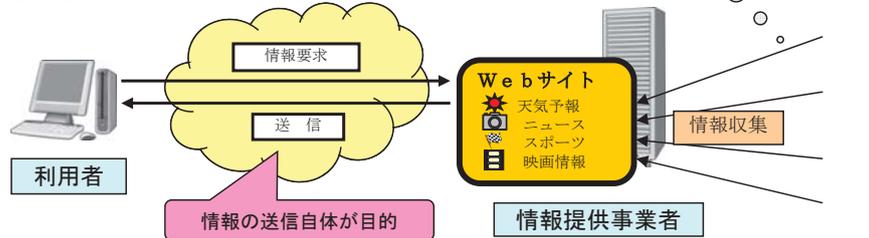


【参考】電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業の例

- 電気通信回線設備を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しない電気通信事業に該当する例は以下のとおり。
(ただし、内容如何によっては、別の判断となる場合もありうる。)

各種情報のオンライン提供

●電気通信設備(サーバ等)を用いて、天気予報やニュースなどの情報データベースを構築し、その情報を、インターネットを経由して利用者に提供するもの。



Webサイトのオンライン検索

●広範なWebサイトのデータベースを構築し、検索語を含むWebサイトのURL等を、インターネットを経由して利用者に提供するもの。

電子メールマガジンの配信

●企業等から提供された製品PRやイベント開催案内等に関する情報の加工・編集等を行い、予め登録した購読者等に対して電子メールによる広報を行うもの。

電子ショッピングモール

●インターネット経由で複数の電子商店でネットショッピングを行うことができる「場」を提供するもの。

ネットオークション

●インターネット経由で一般の利用者同士が直接にオークションを行うことができる「場」を提供するもの。

ソフトウェアのオンライン提供

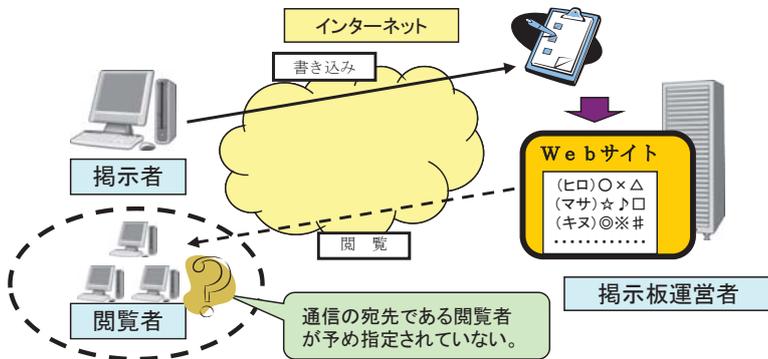
●労務管理や販売管理等を行うアプリケーションソフトウェアをインストールしたサーバ等を設置して、インターネット等を経由して当該ソフトを企業等に利用させるもの(狭義のASPサービス)。

Webサイト開設のためのホスティング

●個人や企業等がWebサイトを開設・運営できるようにするため、サーバを設置して、個人や企業等にサーバの容量貸しを行うもの。

電子掲示板

●インターネット経由で不特定多数の利用者が文字情報等を交換することができる「場」を提供するもの。

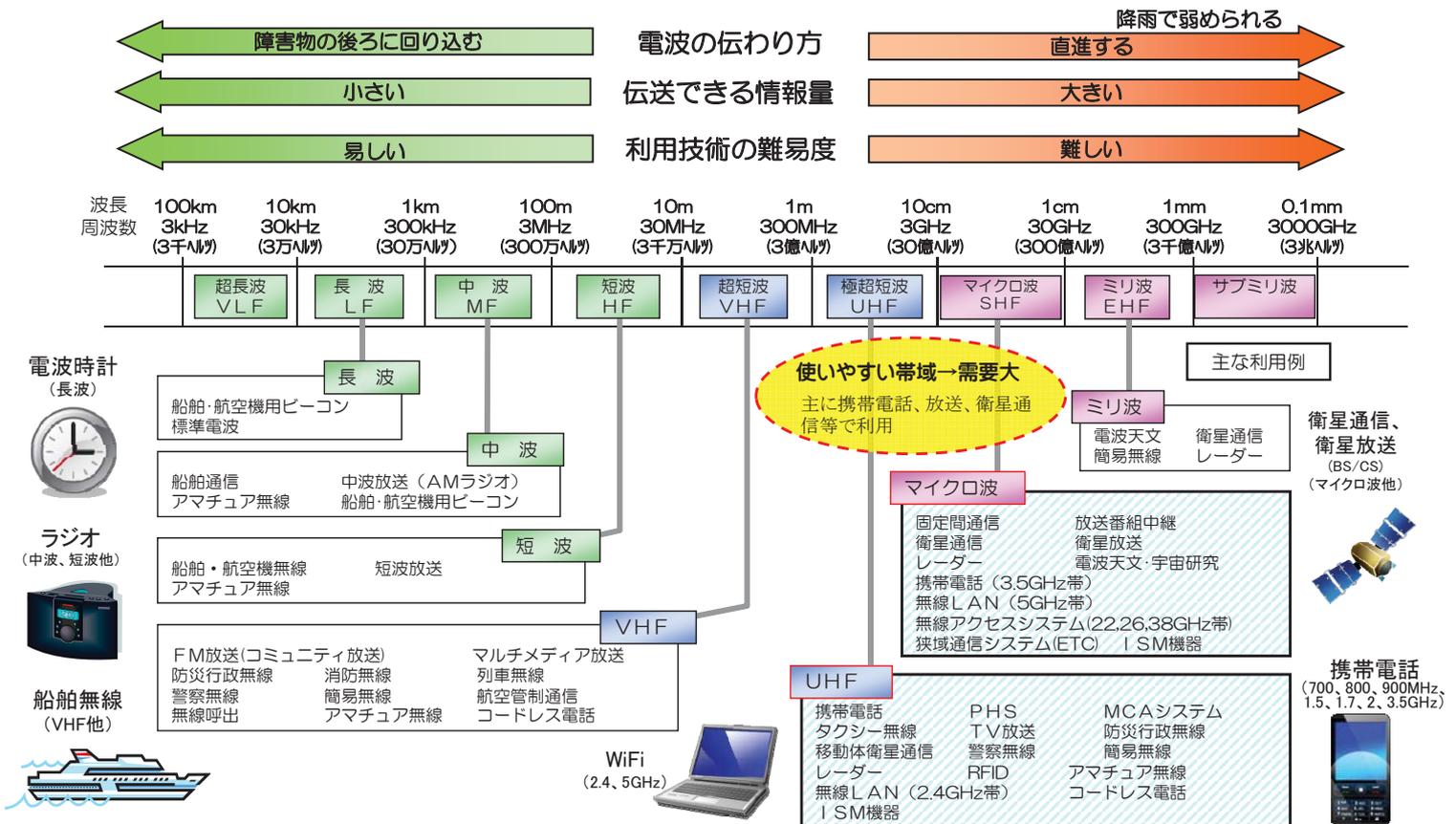


3 電波利用の動向

- (1) 我が国の電波の基本・利用形態
- (2) 携帯電話等への周波数割当て状況
- (3) 携帯電話等の発展
- (4) 第4世代移動通信システム(LTE-Advanced)
- (5) 第5世代移動通信システム(5G)の推進
- (6) 無線局開設等に係る紛争

3-(1) 我が国の電波の基本・利用形態

携帯電話等の普及により、無線局数は大幅に増加(昭和60年:約381万局 → 平成28年:約1億9,984万局)。



3- (2) 携帯電話等への周波数割当て状況

周波数	3kHz	30kHz	300kHz	3MHz	30MHz	300MHz	3GHz	30GHz	300GHz	3000GHz
	(3千Hz)	(3万Hz)	(30万Hz)	(300万Hz)	(3千万Hz)	(3億Hz)	(30億Hz)	(300億Hz)	(3千億Hz)	(3兆Hz)
波長	100km	10km	1km	100m	10m	1m	10cm	1cm	1mm	0.1mm
	超長波 VLF	長波 LF	中波 MF	短波 HF	超短波 VHF	極超短波 UHF	マイクロ波 SHF	ミリ波 EHF	サブ ミリ波	赤外線 可視光線 紫外線
主な利用分野	船舶・航空機用ビーコン 標準電波		船舶通信 AMラジオ 航空機用ビーコン	船舶・航空機無線 アマチュア無線 短波放送	防災行政無線 消防・警察無線 航空管制通信 FM放送	携帯電話・PHS 広帯域移動無線 アクセスシステム 無線LAN 地上デジタル放送 衛星測位、衛星通信	携帯電話 無線LAN 衛星通信 衛星放送	衛星通信 衝突防止レーダー(車)	環境計測 (センシング)	

[携帯電話等への割当て状況]

使いやすい帯域

(・ビル陰や木陰にも電波が伝わる
・大量の情報の伝送が可能)

事業者	合計 (周波数幅)		契約数シェア※1 (H28.9末)	周波数帯							
				700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2 GHz帯	2.5 GHz帯	3.5 GHz帯
NTTドコモ	200MHz	200MHz	44.0%	20MHz	30MHz	—	30MHz	40MHz	40MHz	—	40MHz
KDDI	150MHz	200MHz	29.1%	20MHz	30MHz	—	20MHz	—	40MHz	—	40MHz
UQコミュニケーションズ	50MHz			—	—	—	—	—	—	50MHz	—
ソフトバンク	211.2MHz	241.2 MHz	26.9%	20MHz	—	30MHz	20MHz	30MHz	携帯 40MHz PHS 31.2MHz	—	40MHz
ワイヤレス・シティ・ プランニング	30MHz			—	—	—	—	—	—	30MHz	—

※1 契約数シェアはグループ内取引調整後のもの

3- (3) 携帯電話等の発展

1. 携帯電話

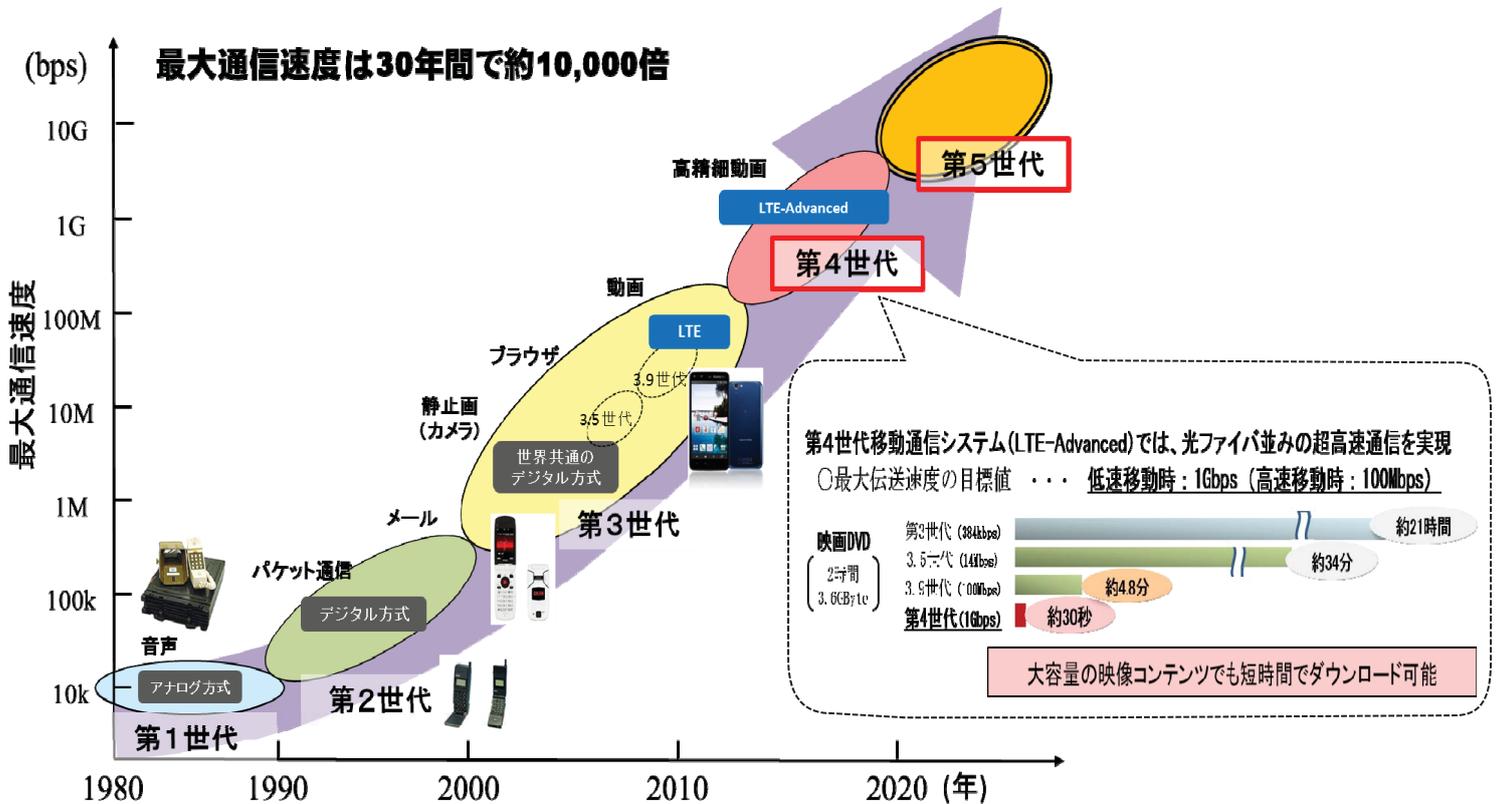
	第1世代 (1980年代)	第2世代 (1993年(平成5年)~)	3世代 (2001年(平成13年)~)	第3世代(IMT) 3.5世代 (2006年(平成18年)~)	3.9世代 (2010年(平成22年)~)	第4世代 (IMT-Advanced) (2016年(平成28年)~)	
スピード(情報量)		数kbps	384kbps	14Mbps	100Mbps	高速移動時 100Mbps 低速移動時 1Gbps (光ファイバと同等)	
主なサービス	音声	メール インターネット接続	音楽、ゲーム、映像配信			動画	
通信方式	各国毎に別々の方式 (アナログ)	各国毎に別々の方式 (デジタル) PDC(日本) GSM(欧州) cdmaOne(北米)	【世界標準方式(デジタル)】 W-CDMA CDMA2000 HSPA EV-DO			LTE(※) (※) Long Term Evolution	① LTE-Advanced
備考		平成24年7月に終了			900MHz帯 ソフトバンクモバイルへ割当て (平成24.7~サービス開始) 700MHz帯 イー・アクセス、NTTドコモ、 KDDIグループへ割当て (平成27.5~サービス開始)	平成24年1月、国際電 気通信連合(ITU)におい て2方式の標準化が完了 3.5GHz帯 NTTドコモ、KDDIグループ、 ソフトバンクモバイルへ割当て (平成28年6月~サービス開始)	

2. その他

無線アクセス	【屋外等の比較的広いエリアで、モバイルPC等でインターネット等が利用可能】			100Mbps				
通信方式				BWA(※) (2009年(平成21年)~) WiMAX、XGP 20~40Mbps	高度化BWA 2011年(平成23年)~ WiMAX2+、AXGP 100Mbps~			
スピード(情報量)	無線LAN(Wi-Fi)			11Mbps	54Mbps	300Mbps	1Gbps	超高速 無線LAN

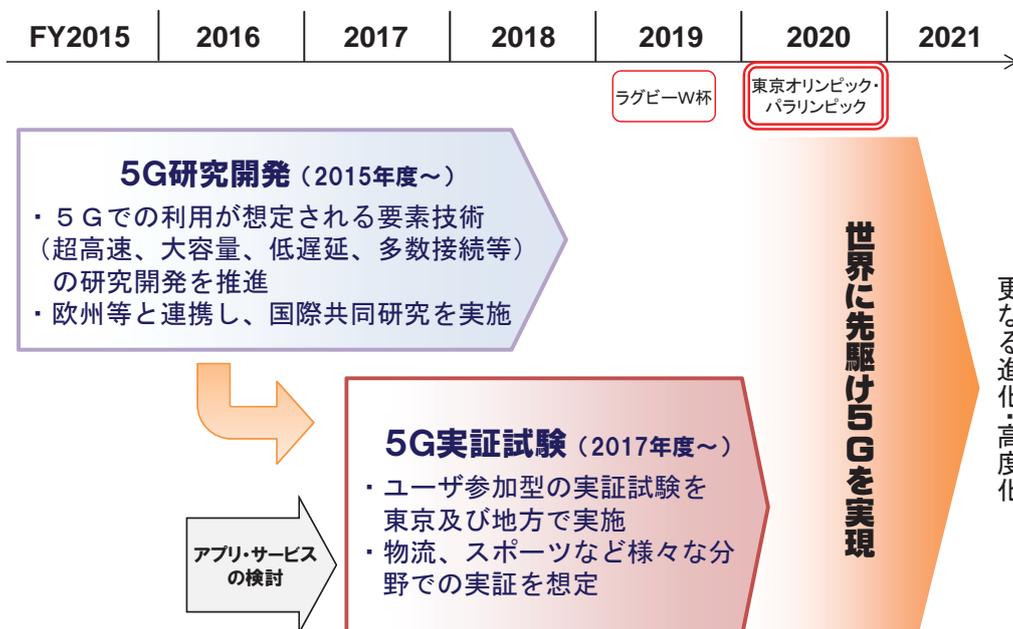
3- (4) 第4世代移動通信システム(LTE-Advanced)

「第4世代移動通信システム(5G)」は、キャリアアグリゲーション等の柔軟で周波数利用効率の高い電波利用技術により、光ファイバ並みの超高速通信を実現している。NTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンクは平成28年にサービスを開始したところ。



3- (5) 第5世代移動通信システム(5G)の推進

- 「第5世代移動通信システム(5G)」は、超高速を実現するだけでなく、多数同時接続や超低遅延といった従来にない特徴を有しており、IoT時代の基盤インフラとして期待。
- 5Gを社会実装させることを念頭に、物流分野やスポーツの分野など具体的なフィールドを活用した総合的な実証試験を東京及び地方で実施

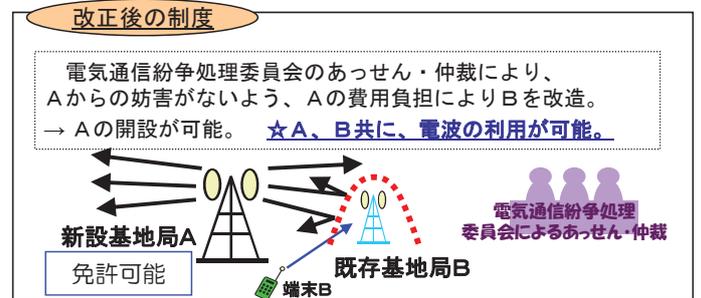
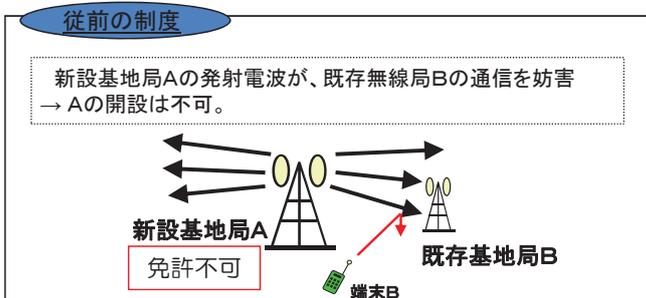


3-(6) 無線局開設等に係る紛争

周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となる可能性。

電波法・電気通信事業法の一部改正（平成20年4月1日施行）

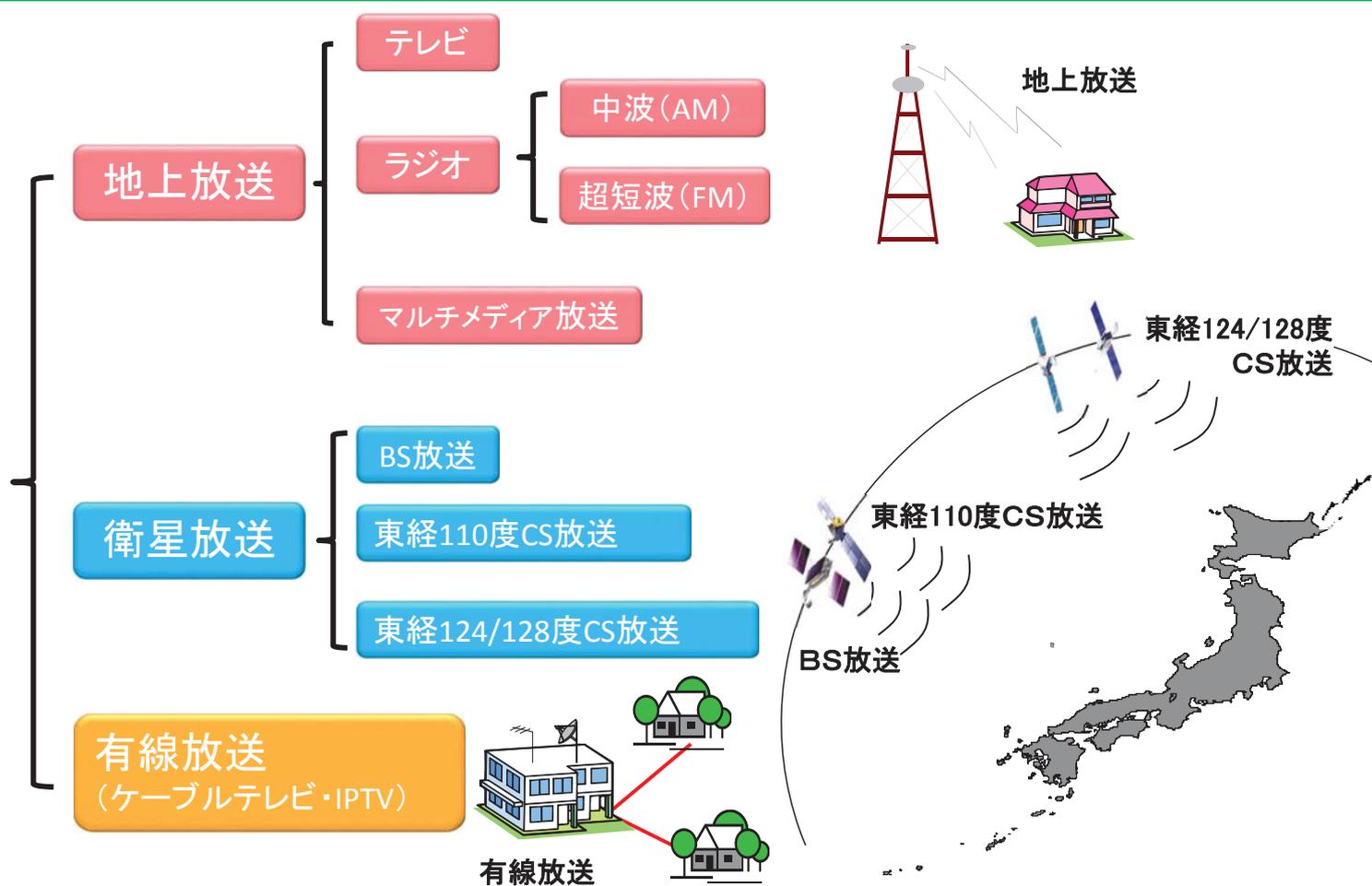
- あっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。
- あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局は、次のとおり。
 - ・ 電気通信業務の用に供する無線局
 - ・ 放送の業務の用に供する無線局
 - ・ 地方公共団体の防災行政事務の用に供する無線局
 - ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
 - ・ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
 - ・ ガス事業に係るガスの供給の業務の用に供する無線局
 - ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局
- ※ あっせん・仲裁等による既存無線局との調整の結果、契約を締結したときは、その内容を免許等申請に際して提出。
- ※ 無線局の免許人等は、混信防止に関する協議の申入れがあったときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。
(無線局運用規則の一部改正)



4 放送事業の動向

- (1) 放送の主な分類
- (2) 放送事業の参入に係る制度の概要
- (3) 放送対象地域
- (4) 民間地上テレビジョン放送事業者の番組系列(テレビジョン放送・127社)
- (5) 放送メディアの市場規模
- (6) 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況
- (7) ケーブルテレビ事業者の収支状況(平成27年度)
- (8) ケーブルテレビの普及状況(平成27年度)
- (9) 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率
- (10) 区域外再放送の問題
- (11) 再放送同意と大臣裁定
- (12) 4K・8K推進のためのロードマップ(2015年7月公表)

4-(1) 放送の主な分類



4-(2) 放送事業の参入に係る制度の概要

放送の業務(ソフト)については放送法、設備の設置(ハード)については電波法等により規律。

【放送の業務の種類と参入規律】

基幹放送	一般放送	
放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送	基幹放送に該当しない放送	
	放送エリア: 広い 視聴者への影響: 大きい	放送エリア: 狭い 視聴者への影響: 小さい
(具体例) ○ 地上基幹放送 (地上テレビ、AMラジオ、FMラジオ、コミュニティFM放送) ○ 移動受信用地上基幹放送(マルチメディア放送) ○ 衛星基幹放送 (BS放送、110度CS放送)	(具体例) ○ 124/128度CS放送 (テレビ、ラジオ) ○ ケーブルテレビ(大規模)	(具体例) ○ 有線ラジオ ○ エリア放送 ○ ケーブルテレビ(小規模)



基幹放送事業者		一般放送事業者	
ソフトとハードの事業者が一致している 特定地上基幹放送事業者	電波法に基づく「免許」 ※5年ごとに再免許	放送法に基づく「登録」	放送法に基づく「届出」
ソフトとハードの事業者が異なっている場合	放送法に基づく「認定」 ※5年ごとに更新		

4-(3) 放送対象地域

放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、基幹放送普及計画において定める(放送法第91条第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまねく受信できるように努めることとされている(NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け)。

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、一般放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

(2) 具体例(地上基幹放送)

- ① NHK
関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 放送大学学園
関東広域圏
- ③ 一般放送事業者
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域: 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他 : 上記以外の各都道府県

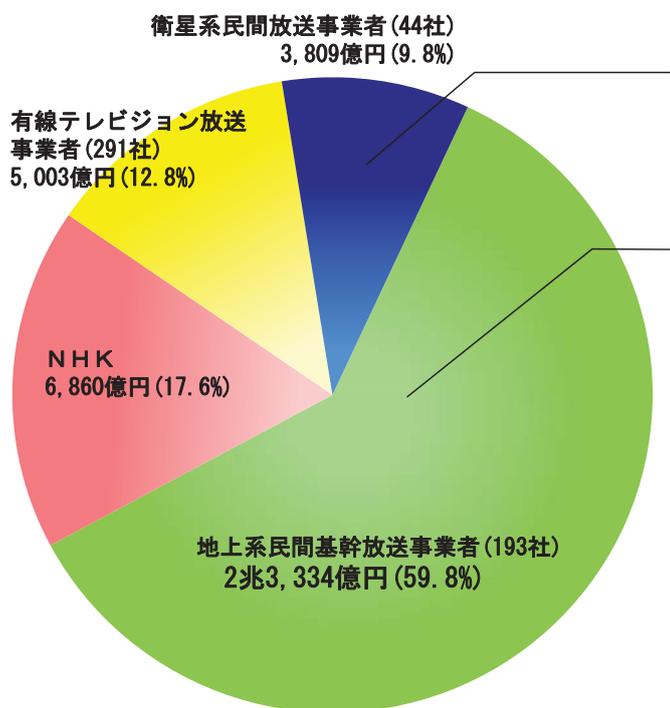
4-(4) 民間地上テレビジョン放送事業者の番組系列(テレビジョン放送・127社)

放送事業者	番組系列
北海道	北海道放送
青森	青森テレビ
岩手	テレビ岩手
宮城	東北放送
秋田	秋田放送
山形	山形放送
福島	福島放送
東京	テレビ東京
群馬	群馬放送
栃木	栃木放送
茨城	茨城放送
埼玉	テレビ埼玉
千葉	千葉放送
神奈川	神奈川放送
新潟	新潟放送
長野	長野放送
山梨	山梨放送
静岡	静岡放送
富山	富山放送
石川	石川放送
福井	福井放送
愛知	中部日本放送
岐阜	岐阜放送
三重	三重放送
大分	大分放送
京都	京都放送
奈良	奈良放送
兵庫	兵庫放送
和歌山	和歌山放送
鳥取	鳥取放送
島根	島根放送
岡山	岡山放送
香川	香川放送
徳島	徳島放送
愛媛	愛媛放送
高知	高知放送
広島	広島放送
山口	山口放送
福岡	福岡放送
佐賀	佐賀放送
長崎	長崎放送
熊本	熊本放送
大分	大分放送
宮崎	宮崎放送
鹿児島	鹿児島放送
沖縄	沖縄放送

4-(5) 放送メディアの市場規模

- 放送メディアの市場規模は、平成27年度において、3兆9,006億円。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間基幹放送事業者が59.8%、NHKが17.6%、有線テレビジョン放送事業者が12.8%、衛星系民間放送事業者が9.8%。

放送メディアの収入 平成27年度 3兆9,006億円

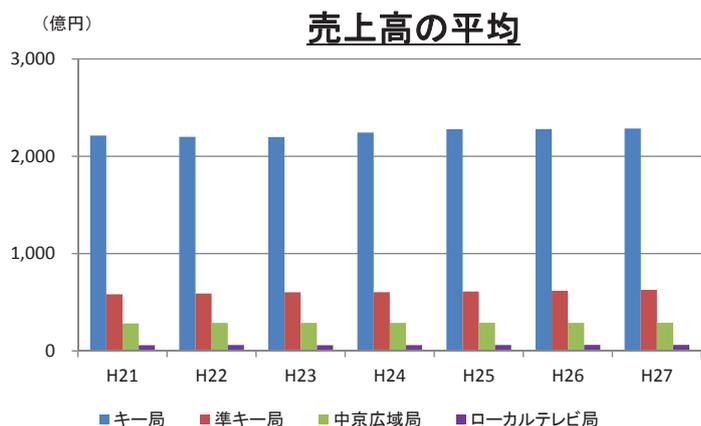
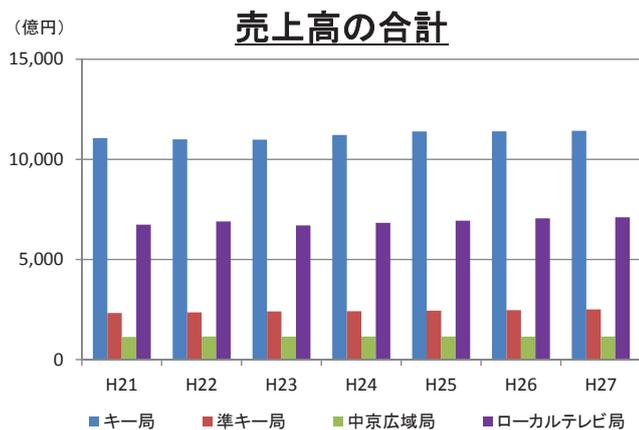


【衛星系民間放送事業者内訳】	
衛星基幹放送 (BS放送) (20社)	2,118億円 (5.4%)
衛星基幹放送 (東経110度CS放送) (23社)	822億円 (2.1%)
衛星一般放送 (5社)	869億円 (2.2%)

【地上系民間基幹放送事業者内訳】	
テレビジョン放送単営 (94社)	1兆8,785億円 (48.2%)
AM放送・テレビジョン放送兼営 (33社)	3,422億円 (8.8%)
その他(※)単営 (66社)	1,127億円 (2.9%)
※…AM (14社)、短波 (1社) 及びFM (51社)	

(注1) () 内の%は、放送メディアに占める各媒体のシェア。小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
 (注2) 「地上系民間基幹放送事業者」には、(財)道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者を含めていない。
 (注3) NHKについては損益計算書(一般勘定)の経常事業収入。
 (注4) 放送大学学園を除く。
 (注5) 「有線テレビジョン放送事業者」とは、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者(営利法人に限る。)のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者。
 (注6) 「衛星系民間放送事業者」の内訳には、BS放送と統計110度CS放送を兼営する事業者が4社含まれるため、総数(44社)とは一致しない。

4-(6) 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況



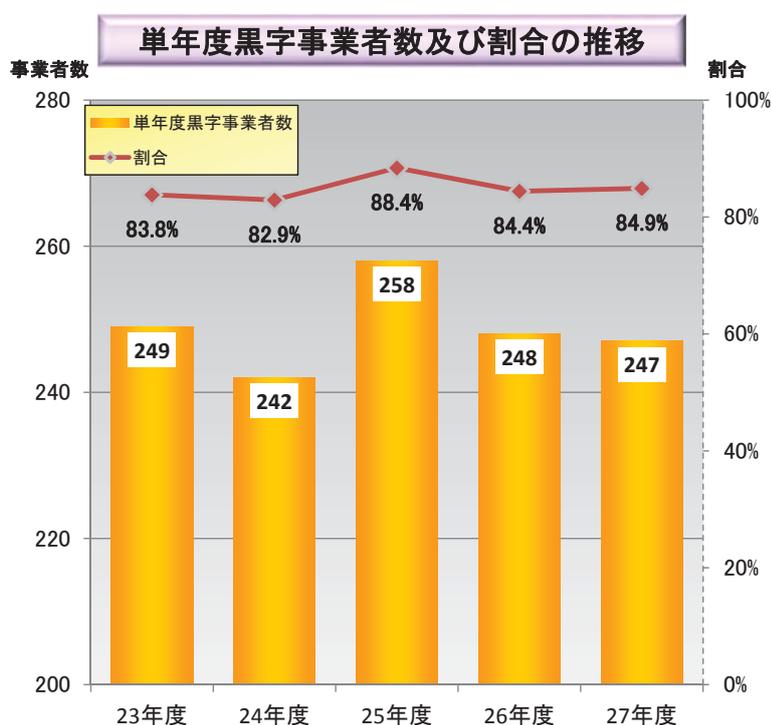
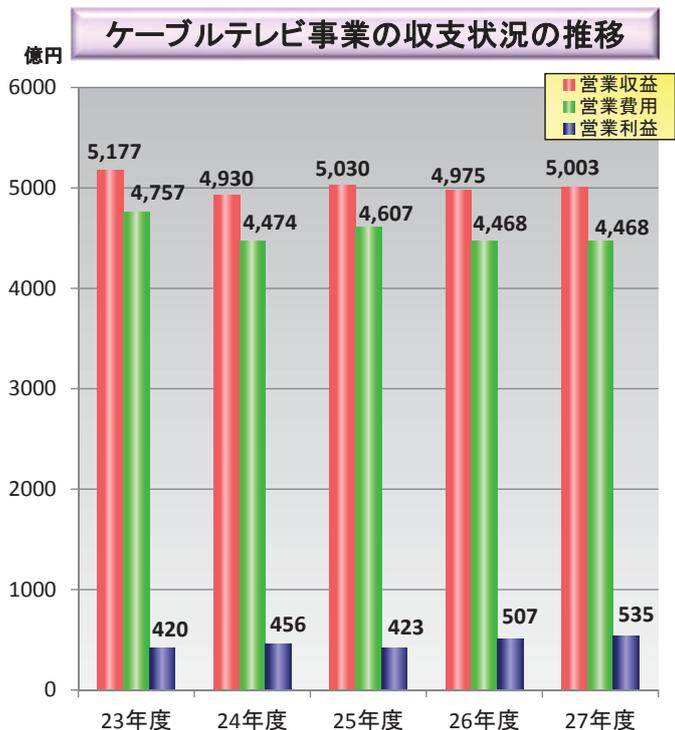
(単位:億円) ()内は1社平均

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
キー局 (5局)	売上高	11,068(2,214)	11,001(2,200)	10,989(2,198)	11,219(2,244)	11,395(2,279)	11,402(2,280)	11,428(2,286)
	営業損益	343(69)	592(118)	608(122)	653(131)	660(132)	668(134)	730(146)
準キー局 (4局)	売上高	2,328(582)	2,360(590)	2,410(603)	2,417(604)	2,443(611)	2,474(619)	2,511(628)
	営業損益	66(17)	133(33)	151(38)	142(35)	144(36)	140(35)	145(36)
中京広域局 (4局)	売上高	1,132(283)	1,153(288)	1,151(288)	1,152(288)	1,156(289)	1,151(288)	1,157(289)
	営業損益	68(17)	108(27)	116(29)	118(30)	110(27)	121(30)	113(28)
ローカル テレビ局 (114局)	売上高	6,743(59)	6,905(61)	6,707(59)	6,832(60)	6,941(61)	7,055(62)	7,112(62)
	営業損益	108(1)	289(3)	320(3)	466(4)	548(5)	575(5)	586(5)

4-(7) ケーブルテレビ事業者の収支状況(平成27年度)

- ・ ケーブルテレビ事業全体の営業収益は増加、営業費用は微減。
- ・ 291社中247社(84.9%)が単年度黒字を計上。

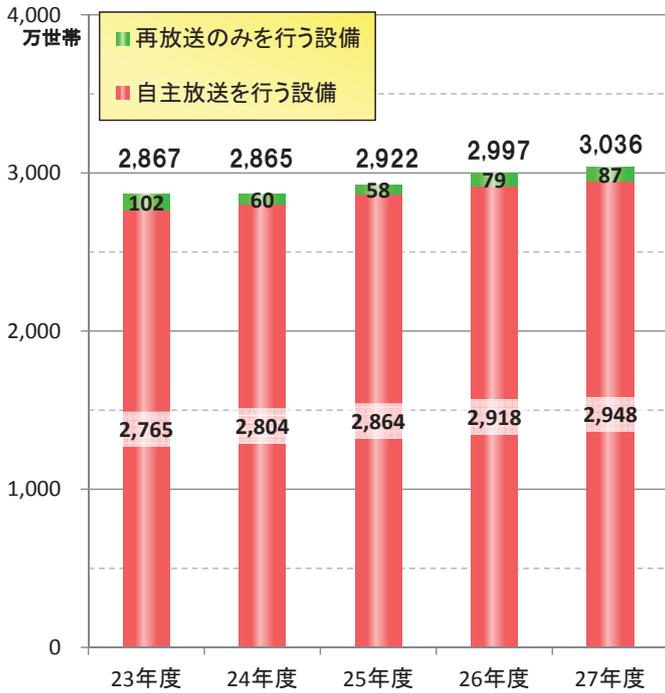
注: 調査対象は、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者(営利法人に限る。)のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者291社。



4-(8) ケーブルテレビの普及状況(平成27年度)

- 登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数は平成28年3月末で約2,948万世帯、対前年度比1.0%の増加。
- 登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備を有する事業者数は510事業者(対前年度比1.9%減)。

自主・再放送別の加入世帯数の推移



注：自主放送を行う設備による加入世帯数はRF方式及びIPマルチキャスト方式の合計値

ケーブルテレビの事業者数及び設備数

ア 事業者数

登録に係る有線電気通信設備を有する事業者数は748事業者で、対前年度比約2.7%の減少。

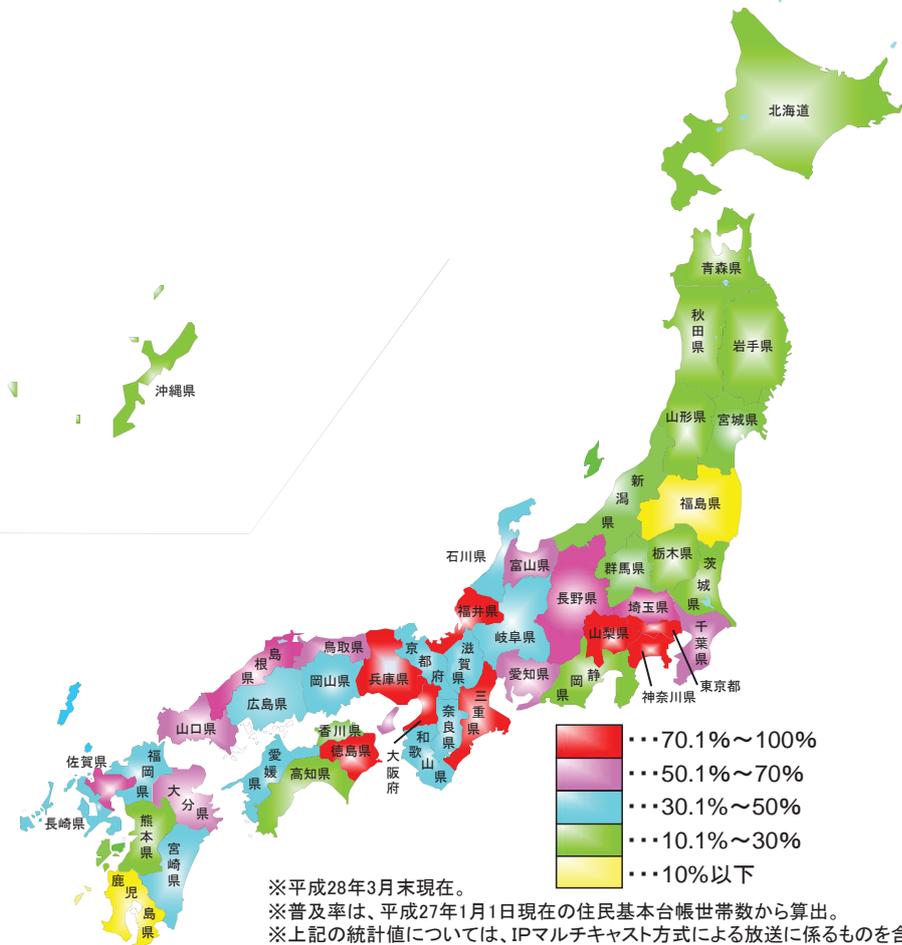
区分	平成26年度末	平成27年度末	増減数	増減率
登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備	520	510	-10	-1.9%
登録に係る再放送のみを行う有線電気通信設備	249	238	-11	-4.4%
合計	769	748	-21	-2.7%

イ 設備数

登録に係る有線電気通信設備は1,025設備で、対前年度比約2.1%の減少。

区分	平成26年度末	平成27年度末	増減数	増減率
登録に係る自主放送を行う有線電気通信設備	680	671	-9	-1.3%
登録に係る再放送のみを行う有線電気通信設備	367	354	-13	-3.5%
合計	1,047	1,025	-22	-2.1%

4-(9) 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率



都道府県	普及率	都道府県	普及率
北海道	25.0%	滋賀県	37.0%
青森県	17.7%	京都府	39.4%
岩手県	19.0%	大阪府	87.7%
宮城県	29.3%	兵庫県	71.1%
秋田県	16.1%	奈良県	46.0%
山形県	16.7%	和歌山県	37.0%
福島県	4.0%	鳥取県	63.0%
茨城県	21.8%	島根県	54.5%
栃木県	22.9%	岡山県	34.0%
群馬県	13.8%	広島県	32.3%
埼玉県	58.2%	山口県	60.2%
千葉県	60.2%	徳島県	89.8%
東京都	81.2%	香川県	28.1%
神奈川県	71.2%	愛媛県	36.9%
新潟県	22.4%	高知県	24.6%
富山県	65.0%	福岡県	47.3%
石川県	44.5%	佐賀県	54.5%
福井県	74.2%	長崎県	35.6%
山梨県	82.3%	熊本県	26.0%
長野県	51.7%	大分県	61.3%
岐阜県	36.4%	宮崎県	41.4%
静岡県	27.0%	鹿児島県	7.9%
愛知県	54.7%	沖縄県	20.0%
三重県	75.0%	全国	52.3%

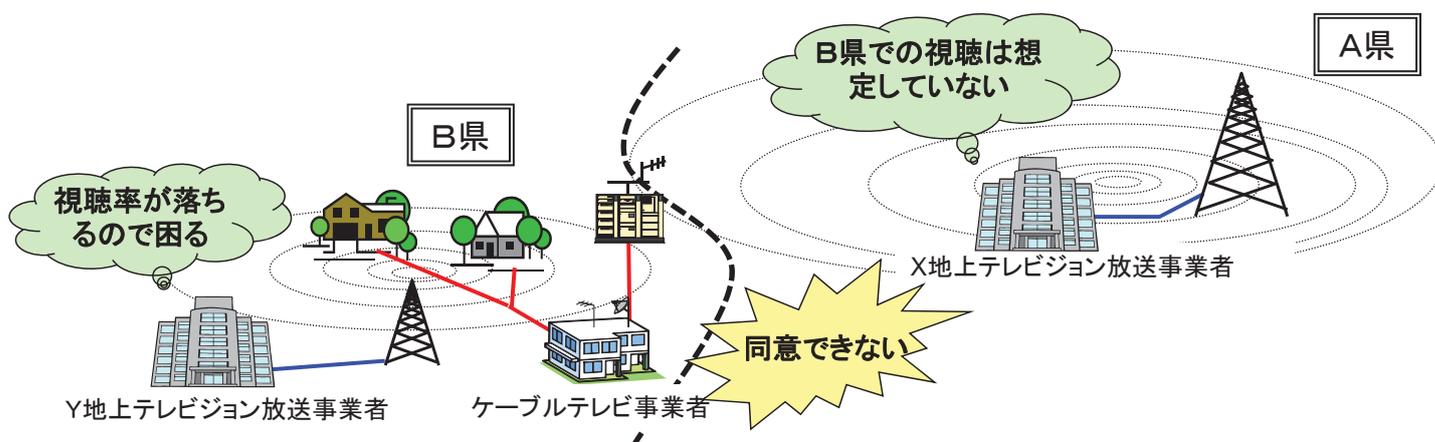
4-(10) 区域外再放送の問題

「区域外再放送」とは、A県を放送対象地域とする地上基幹放送(地上テレビジョン放送)事業者の放送を、ケーブルテレビ事業者が受信して、放送対象地域が異なるB県内の世帯に再放送すること。

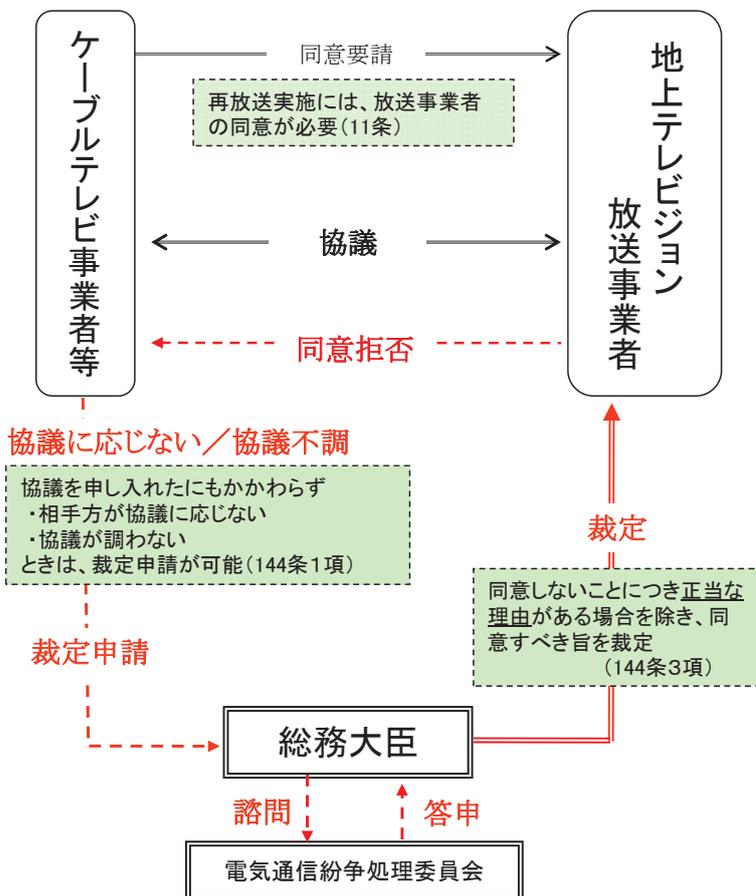
(地上基幹放送事業者の問題意識)

- B県において視聴できるチャンネル数が増加するため、B県の既存地上テレビジョン放送事業者(Y)の視聴率を低下させるおそれがある。
- A県の地上テレビジョン放送事業者(X)はB県での再放送を念頭に置いていないため、番組編集上の配慮ができない。

➡ **A県の地上テレビジョン放送事業者が区域外再放送に否定的で紛争に発展することがある**



4-(11) 再放送同意と大臣裁定

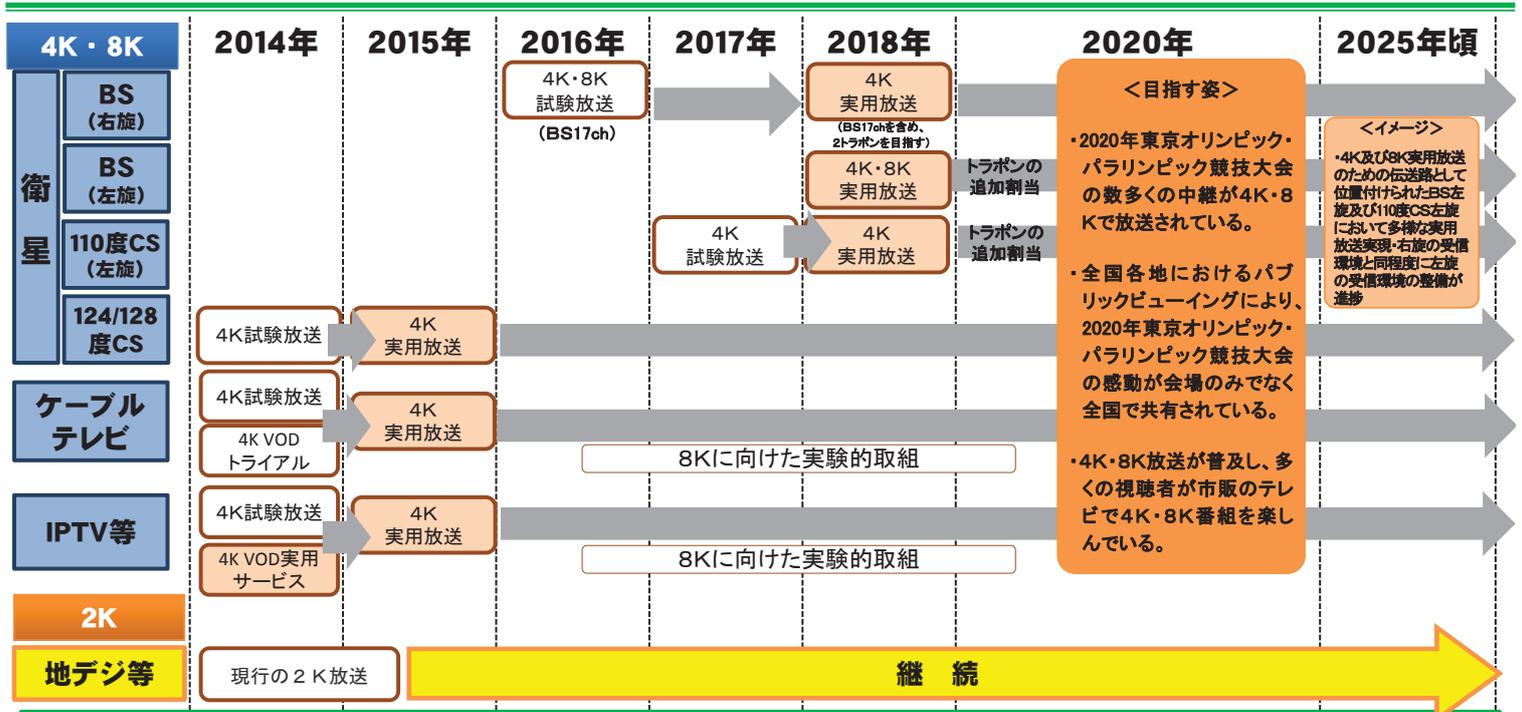


再放送ガイドライン(※)による「正当な理由」の解釈

- 1 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合
 - ① 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
 - ② 意に反して、異時再放送される場合
 - ③ 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組か他の番組が混乱が生じる場合
 - ④ 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
 - ⑤ 良質な再放送が期待できない場合
 - 2 放送対象地域以外の地域での再放送である場合には、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が「受信者の利益」の程度との比較衡量において許容範囲内(受忍限度内)にあるとは言えない場合
 - 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
 - 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。
- (その他)
- 地元放送事業者の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。

※ 有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン

4-(12) 4K・8K推進のためのロードマップ(2015年7月公表)



4K・8Kの普及に向けた基本的な考え方 ～2K・4K・8Kの関係

- 新たに高精細・高機能な放送サービスを求めない者に対しては、そうした機器の買い換えなどの負担を強いることは避ける必要がある
- 高精細・高機能な放送サービスを無理なく段階的に導入することとし、その後、2K・4K・8Kが視聴者のニーズに応じて併存することを前提し、無理のない形で円滑な普及を図ることが適切

(注1) ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。

(注2) 「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。

(注3) BS右旋での4K実用放送については、4K及び8K試験放送に使用する1トランスポンダ (BS17ch) を含め2018年時点で割当て可能なトランスポンダにより実施する。この際、周波数使用状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、使用可能なトランスポンダ数を越えるトランスポンダ数が必要となる場合には、BS17chを含め2トランスポンダを目指して拡張し、BS右旋の帯域再編により4K実用放送の割当てに必要なトランスポンダを確保する。

(注4) BS左旋及び110度CS左旋については、そのIFによる既存無線局との干渉についての検証状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、2018年又は2020年のそれぞれの時点において割当て可能なトランスポンダにより、4K及び8K実用放送を実施する。

(注5) 2020年頃のBS左旋における4K及び8K実用放送拡充のうち8K実用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。

【概要版】

平成28年度年次報告（概要）

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令に基づき、平成28年度における電気通信紛争処理委員会の活動状況を総務大臣に報告するもの

平成29年4月
電気通信紛争処理委員会

委員及び特別委員の任命状況

平成28年12月に委員5名を任命(再任5名)。平成29年3月31日現在の委員及び特別委員は以下のとおり。

【委員(5名)】

氏名	役職等	任命日
中山 隆夫 (委員長)	弁護士 中央大学大学院法務研究科教授 (元福岡高等裁判所長官)	28.12.3 再任
荒川 薫 (委員長代理)	明治大学教授	28.12.3 再任
小野 武美	東京経済大学教授	28.12.3 再任
平沢 郁子	弁護士	28.12.3 再任
山本 和彦	一橋大学大学院教授	28.12.3 再任

【特別委員(8名)】

氏名	役職等	任命日
青柳 由香	横浜国立大学大学院准教授	27.11.30 新任
荒井 耕	一橋大学大学院教授	27.11.30 再任
大橋 弘	東京大学大学院教授	27.11.30 新任
加藤 寧	東北大学大学院教授	27.11.30 再任
小塚 莊一郎	学習院大学教授	27.11.30 再任
近藤 夏	弁護士	27.11.30 再任
矢入 郁子	上智大学准教授	27.11.30 新任
若林 和子	公認会計士	27.11.30 再任

委員会の開催状況

平成28年度は、13回の委員会を開催。

第159回 (28.4.20~22)	・平成27年度年次報告の決定
第160回 (28.5.19~23)	・あっせん委員の指名について
第161回 (28.6.1)	・ケーブルテレビ事業用施設の視察
第162回 (28.6.29)	・政策担当部局からの説明 ・あっせん事案 ・平成27年度事業者相談の概要 ・調査研究(MVNO間契約の実態調査等)の説明
第163回 (28.8.30)	・事業者団体及び電気通信事業者からの説明
第164回 (28.10.25)	・あっせん事案について
第165回 (28.12.9)	・委員長の選任及び委員長代理の選任について ・あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定について ・日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問について ・あっせん事案について ・あっせん申請の受理について

第166回 (28.12.14~15)	・日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問に関する手続について ・あっせん申請の取扱いについて
第167回 (28.12.27)	・日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問について
第168回 (29.1.13~20)	・日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問に関する審議について
第169回 (29.1.27)	・日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問に関する審議について(答申)
第170回 (29.2.23)	・MVNOの競争環境に関するルールの最近の見直しについて ・あっせん終了案件の公表 ・あっせん案件のケーススタディ
第171回 (29.3.28)	・あっせん終了案件の公表について ・平成28年度年次報告案について ・電気通信紛争処理マニュアルの改訂について

あっせんの処理

- ・平成28年度に委員会が受け付けたあっせんの申請は2件。
- ・そのうち、あっせんにより解決した事案は1件(事案の概要は以下のとおり)。残る1件は、あっせん不実行。

【申請の概要】

A社が、B社との間の①新たな卸電気通信役務の提供に係る契約の締結及び②現行契約手数料の差額の補填を求めるもの。

【主な経緯】

28. 4. 25	A社から、あっせんの申請。
28. 5. 24	B社から、答弁書の提出。
28. 6. 10	あっせん委員による両当事者からの意見聴取。
28. 9. 15	あっせん委員による両当事者からの意見聴取。①についてのあっせん案の提示。②の解決の方向性の確認。
28. 9. 23	①について、あっせん案受諾による合意が成立。
28. 11. 18	あっせん委員の見解等を書面により伝達。
28. 12. 28	②について、当事者間において合意が成立。

【①のあっせん案(主な内容)】

- ・ B社は、あっせん手続中の当事者間協議において合意した価格にて、A社に対し、卸電気通信役務の提供を行う。
- ・ 卸提供価格の変更を行う場合の通知期限等に関する覚書を締結する。

【②の合意事項の概要】

- ・ あっせん手続と並行して誠実に協議を重ね、和解金をB社がA社に支払うことに合意した。

(参考)これまでのあっせんの処理結果

合意が成立し解決^(注1) 44件 (64.7%)

合意に至らず(申請取下げ・打切り)
19件 (27.9%)

不実行^(注2)
5件 (7.4%)

注1:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件16件及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。

注2:「不実行」とは、一定の場合(他方当事者があっせんに拒否した場合、相手の社会的信用の低下を目的としていると認められる場合等)に委員会があっせんしないこと。

審議・答申

・平成28年度中、総務大臣からの接続協議再開命令の申立てに係る諮問1件について審議を行い、総務大臣への答申を行った。

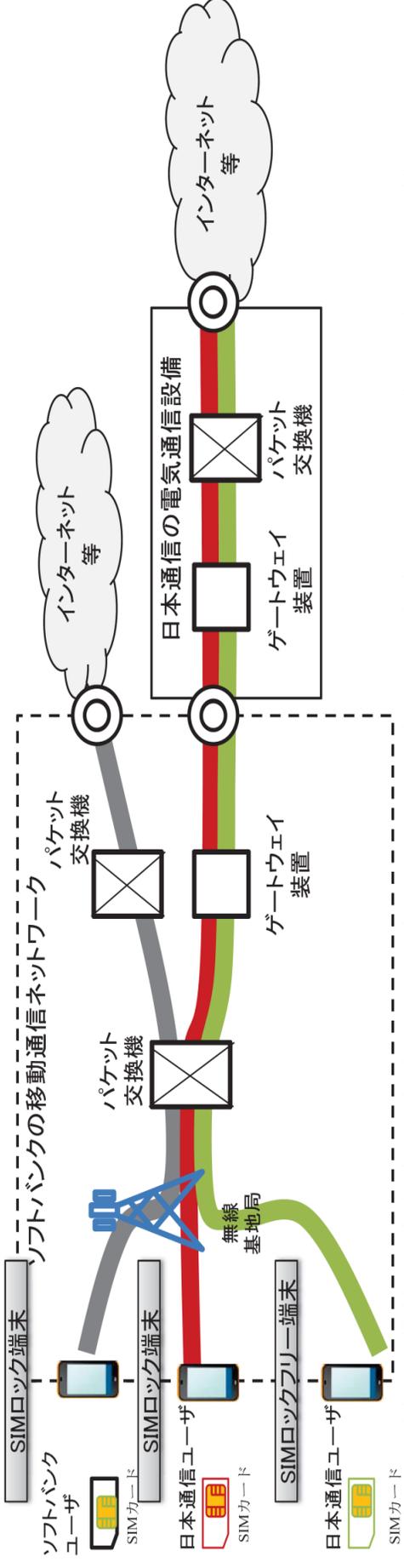
【主な経緯及び概要】

- 平成28年9月29日、電気通信事業法第35条第1項の規定に基づき、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）との電気通信設備の接続に関して、日本通信株式会社（以下「日本通信」という。）から総務大臣に協議再開命令の申立てがあった。
- 総務大臣は、11月30日に聴聞手続を行った上で、12月8日、ソフトバンクに対して協議再開を命ずることについて当委員会に諮問した。
- 当委員会は、5回にわたり委員会を開催し、平成29年1月27日、総務大臣に対して同命令を相当とする答申を行った。
- その後協議が加速し、1月31日、当事者間において接続協定が合意に至り、同日、協議再開命令の申立てが取下げられたため、2月1日、総務大臣は協議再開命令を行わないこととした。

【答申における委員会の判断の主な内容】

- SIMカードの提供を求めめる行為は、その提供が必須なものなのであるから、接続の請求の一環をなすものと認められる。
- 「日本通信が求めている接続には応じており、接続を拒否した事実はない」、「SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備に該当しない」とのソフトバンクの主張には理由がない。
- （ソフトバンクが本件接続を拒否できる）電気通信事業法第32条各号該当事由はいずれも認められない。

（参考）日本通信が求める接続の概要

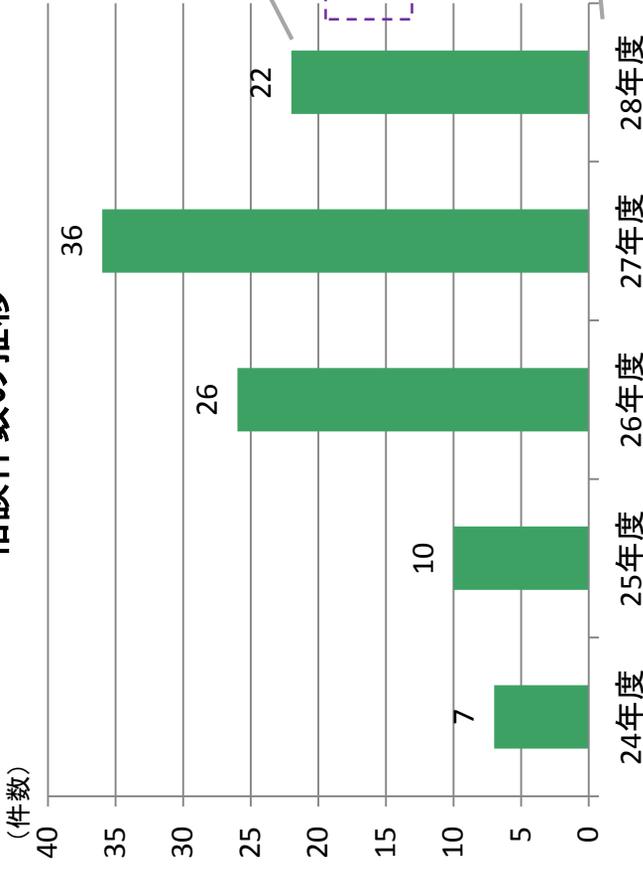


日本通信が求める接続は、赤太線と緑太線の通信。これに対し、ソフトバンクは緑太線の通信のみ許容と日本通信に回答。

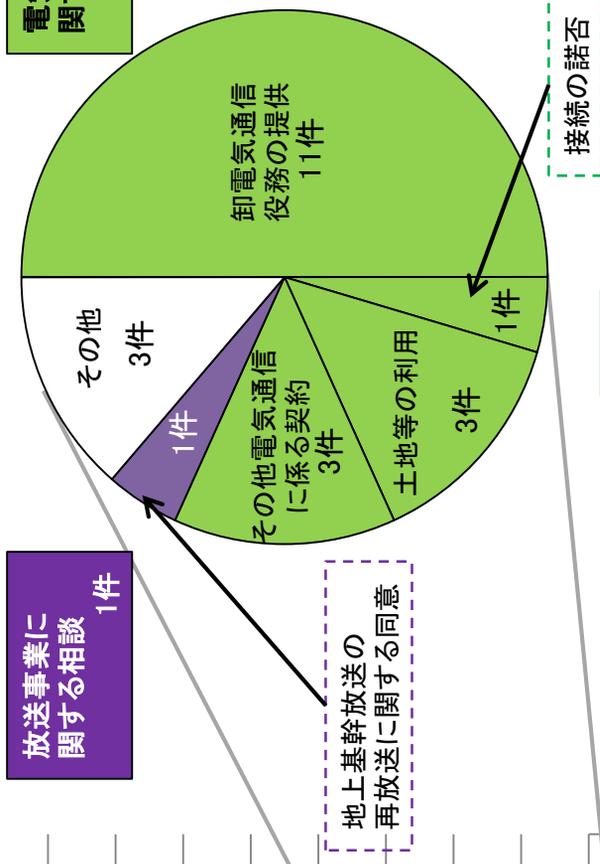
相談対応

事業者等相談窓口において、22件の相談及び問合せを受け付け、対応。

相談件数の推移



相談内容別内訳(28年度)



放送事業に関する相談
1件

電気通信事業に関する相談
計18件

地上基幹放送の再放送に関する同意

接続の可否



相談対応結果	件数
あっせんの申請があった	2件
事業者間協議等が進捗し解決した	0件
事業者間協議を継続することとなった	10件
事業者の判断により、協議の継続等を行わないこととした	0件
その他	10件

政策担当部局からのヒアリング等

政策担当部局及び事業者団体等からのヒアリング等を実施。

会合・日付	説明者	議題
第161回 (28.6.1)	(株) ジュピターテレコム	・ ケーブルテレビ事業用施設の視察
第162回 (28.6.29)	電気通信紛争処理委員会事務局 総合通信基盤局	・ MVNOの事業者間契約に係る実態等調査の概要について ・ スマートフォンの料金低廉化について
第163回 (28.8.30)	(一社) 電気通信事業者協会 東日本電信電話(株) (株) NTTドコモ KDDI(株) ソフトバンク(株)	・ 一般社団法人電気通信事業者協会について ・ NTT東日本の今後の展望について ・ ドコモの事業概要と取組みについて ・ KDDI事業の今後の展望と事業者間協議の状況について ・ 固定通信事業における今後の展望と課題及び事業者間協議の状況等について

周知広報

委員会の認知度及び利便性向上のための取組を実施。

施策	時期	内容
講演会等での業務説明	28年5月 ～28年11月	全国5か所(東京都2か所、福岡市、広島市、富山市)で、委員会の概要、あっせんの手続、事業者等相談窓口等について説明。
委員会パンフレットの配付	28年5月	情報通信月間に合わせて開催される総合通信局等主催の行事等で配布。
総務省広報誌掲載	29年2月号	委員改選に伴う電気通信紛争処理委員会第6期日の活動開始等を説明。

電気通信紛争処理委員会

電話：03-5253-5686

ファクシミリ：03-5253-5197

e-mail：hunso-shori@ml.soumu.go.jp

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/